官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一八）　三
〔条　約〕
○航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定（一）　三
〔府　令〕
○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七）　一七
〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学一）　一八
○労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一）　三
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務四）　三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（同五）　三
〔省　令〕
○危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（総務一五）　三五
○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一六）　三〇
○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同一七）　三〇
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（同一八）　三
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同一九）　三
○在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令（総務・外務二）　三四
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務四）　三五
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学六）　三六
○予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一九）　四一
○発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（経済産業四）　四三
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（国土交通一二）　四四
○自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令（防衛三）　四五
〔規　則〕
○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一）　四七
〔法規的告示〕
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）第二十八条第三号への規定を実施するため、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を改正する件（デジタル庁・総務七）　四九
○電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を告示する件（デジタル庁・法務一）　五〇
○電子証明書の方式等に関する件（同二）　五〇
○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示を改正する件（総務四六）　五六
○学校環境衛生基準の一部を改正する件（文部科学三五）　五七
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件（同三八）　五八
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働五五）　六〇
○日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件（同五六）　六〇
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同五七）　六一
○主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一八）　六三
〔その他告示〕
○平成二十九年総務省告示第八十二号の一部を改正する件（デジタル庁・総務八）　六四
○令和五年総務省告示第三百四十三号の一部を訂正する件（総務四七）　六五
○令和六年総務省告示第二百七十一号の一部を訂正する件（同四八）　六六
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四九）　六六
○令和七年総務省告示第三百五号の一部を訂正する件（同五〇）　六七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

○令和七年総務省告示第三百四十八号の一部を訂正する件（同五一）　六
○令和七年総務省告示第三百四十九号の一部を訂正する件（同五二）　九
○令和七年総務省告示第三百五十号の一部を訂正する件（同五三）　一〇〇
○令和七年総務省告示第三百八十六号の一部を訂正する件（同五四）　一〇〇
○令和七年総務省告示第三百八十七号の一部を訂正する件（同五五）　一〇一
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同五六）　一〇一
○令和七年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件（同五七）　一〇四
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件（同五八）　一〇五
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件（同五九）　一〇四
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件の一部を訂正する件（同六〇）　一〇七
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和六年分）を公表する件の一部を訂正する件（同六一）　一一一
○航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の効力発生に関する件（**外務**七三）　一一三
○令和八年度の献血の推進に関する計画を定める件（**厚生労働**五八）　一一三
○令和八年度技能検定実施計画を定める件（同五九）　一一四
○健康保険法の規定より申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可した件（同六〇）　一一四
○船員保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間及び控除率の変更について認可した件（同六一）　一一四
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録に関する件（**国土交通**三一四）　一一四
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録失効に関する件（同三一五）　一一六
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録事項変更に関する件（同三一六）　一一七
○危害行為の防止に関する施策の基本となるべき方針について告示した事項に変更があった件（同三一七）　一一七

〔官庁報告〕

官庁事項
官報サービスセンターの変更の公表について（内閣府）　一一八
貸金業法第三十三条第一項の規定による日本貸金業協会の業務規程変更認可に関する公示（金融庁）　一一八

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和七年十二月分）（財務省）　一二〇

本号で公布された法令のあらまし

◇医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第十八号）（厚生労働省）

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とし、同条第五号に掲げる規定の施行期日は同年十月一日とする。

◇航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定（条約第一号）（外務省）

この協定は、日本国及びルクセンブルク大公国がそれぞれ他方の締約国の指定航空企業に対し特定路線における航空業務を運営する権利を与えることを規定したものであって、その概要は、次のとおりである。

1　協定に使用する用語の定義（第一条関係）
2　業務開設等の権利の相互許与（第二条関係）
3　業務開始のための手続及び条件（第三条関係）
4　指定航空企業等が享有する特権（第四条関係）
5　空港その他の施設の使用料に関する最恵国待遇等（第五条関係）
6　指定航空企業の航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等についての関税等の免除等（第六条関係）
7　特定の場合における指定航空企業の特権の取消し、特権の行使の停止又は制限等（第七条関係）
8　両締約国の指定航空企業の業務運営に関する機会均等の原則（第八条関係）
9　指定航空企業が提供する業務に係る輸送力を決定するに当たっての基本原則（第九条関係）
10　運賃に関する原則及び手続（第十条関係）
11　一方の締約国の指定航空企業が他方の締約国領域内において許される企業活動（第十一条関係）
12　一方の締約国の航空当局による自国の指定航空企業が運送する貨客に関する情報及び統計の他方の締約国の航空当局への提供（第十二条関係）
13　民間航空の保安のための措置（第十三条関係）
14　航空の安全を確保するための措置（第十四条関係）
15　協定の実施に関する航空当局間の協議（第十五条関係）
16　協定の解釈又は適用に関する紛争の解決手続（第十六条関係）
17　見出しが協定の解釈に及ぼす影響（第十七条関係）
18　協定、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正（第十八条関係）
19　航空運送に関する一般的な多数国間条約が発効した場合の協定の改正（第十九条関係）
20　協定の終了（第二十一条関係）
21　協定の登録（第二十一条関係）
22　協定の発効要件（第二十二条関係）
23　両締約国の指定航空企業が運営することができる路線（附属書Ⅰ関係）
24　第七条１及び２に規定する国（附属書Ⅱ関係）をそれぞれ具体的に定めている。

政令

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十八号

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第三号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とし、同条第五号に掲げる規定の施行期日は同年十月一日とする。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

条約

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第一号

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定

日本国政府及びルクセンブルク大公国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条　定義

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)　「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約（同条約第九十条の規定に基づいて採択され、及び改正される附属書並びに同条約第九十四条の規定に基づいて行われる同条約の改正であって両締約国によって批准されているものを含む。）をいう。

(b)　「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ルクセンブルク大公国にあっては民間航空について責任を有する大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c)　「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d)　「領域」とは、条約第二条に定義する領域をいう。

(e)　「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」とは、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f)　「附属書Ⅰ」及び「附属書Ⅱ」とは、この協定の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ（第十八条の規定により改正されるものを含む。）をいう。

(g)　「特定路線」とは、附属書Ⅰに定める路線をいう。

(h)　「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

(i)　「構成国」とは、欧州連合構成国をいう。

2　附属書Ⅰ及び附属書Ⅱは、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱを含むものとする。

第二条　協定業務の開設及び運営のための権利

一方の締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設し、かつ、運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条　協定業務の開始

1　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が自国の法令に従いその航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2並びに第七条1及び2の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2　一方の締約国が指定する各航空企業は、他方の締約国の航空当局の要求を満たすため、国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される当該他方の締約国の法令に定める要件を満たすことを示すことが求められる。

第四条　航空企業の特権

1　一方の締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　他方の締約国の領域において運輸以外の目的での着陸を行う特権

2　一方の締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し、及び積み込むため、他方の締約国の領域内における附属書Ⅰに定める当該特定路線上の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条　空港その他の施設の使用のための料金

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し、又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する当該一方の締約国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条　関税その他の租税の免除

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され、又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税、検査手数料その他これらに類する租税又は課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税、検査手数料その他これらに類する租税又は課徴金を免除される。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税、検査手数料その他これらに類する租税又は課徴金を免除される。

4　この条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が、次の地点間における飛行のため、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機による使用のために当該一方の締約国の領域内において供給される燃料に対し、無差別の原則に基づいて、租税その他これに類する課徴金を課することを妨げるものではない。

(a)　日本国の指定航空企業については、ルクセンブルク大公国の領域内の地点間又はルクセンブルク大公国の領域内の一地点との間

(b)　ルクセンブルク大公国の指定航空企業については、日本国の領域内の地点間

第七条　特権の取消しその他の措置

1　一方の締約国は、他方の締約国が指定した航空企業が次のいずれかに該当する場合には、当該航空企業につき、第四条1及び2に定める特権を与えず、若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

(a)　日本国が指定した航空企業については、当該航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が日本国又は日本国の国民に属していないこと。

(b)　ルクセンブルク大公国が指定した航空企業については、

(i)　当該航空企業がルクセンブルク大公国の領域内に設立されておらず、又は欧州連合の法令に従っていずれかの構成国が与える有効な運営免許を有していないこと。

(ii)　航空事業者証明書の交付に責任を有する構成国が当該航空企業の効果的な規制上の管理を実施せず、若しくは維持しないこと又はその指定に際して関連する航空当局が明確に特定されていないこと。

(iii)　当該航空企業の過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅱに掲げる国又はこれらの国の国民に属していないこと。

(iv)　当該航空企業の主たる営業所が運営免許を受けた構成国の領域内に所在しないこと。

(v)　当該航空企業が航空業務に関する日本国と他の構成国との間の協定に基づいて運営許可を与えられており、かつ、当該航空企業がこの協定に基づき当該他の構成国内の一地点を含む路線において協定業務を運営することにより、当該日本国と他の構成国との間の協定の下での路線及び輸送力に対する制限を回避することとなる旨を、日本国が証明することができること。

(vi)　当該航空企業がいずれかの構成国により交付された航空事業者証明書を保有し、かつ、日本国と当該構成国との間に航空業務に関する協定が存在しない場合において、当該構成国が日本国の航空企業による日本国と当該構成国との間の国際航空業務の運営に同意していないこと。

2　日本国は、1の規定に基づく権利を行使するに当たり、ルクセンブルク大公国が指定した航空企業であって、その過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅱに掲げる国又はこれらの国の国民に属しているものの間で、その所有及び支配を理由とした差別を行ってはならない。もっとも、1(b)(v)及び(vi)の規定に基づく権利の行使を妨げるものではない。

3　一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業が第四条1及び2に定める特権を許与する当該一方の締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該指定航空企業によるこれらの特権の行使を停止し、又は当該指定航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちにこれらの特権の行使を停止し、若しくは直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するために必要である場合又は航空保安若しくは航行の安全上の理由により直ちに措置をとることが第十三条6若しくは第十四条3の規定に従って必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条　公平かつ均等な機会

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条　輸送力

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業が提供する協定業務は、当該指定航空企業を指定した締約国の領域から出発し、又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該指定航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a)　航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b)　直通航空路運営の要求

(c)　航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十条　運賃

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）その他全ての関係要素を十分に考慮して、商業的考慮に基づいて、両締約国の指定航空企業が合理的な水準に定める。

2　各締約国の航空当局は、両締約国の指定航空企業に対し、運賃の設定に関する情報を提供するよう要求することができる。

3　一方の締約国の航空当局は、また、当該締約国の法令に定めがある場合には、両締約国の指定航空企業に対し、自国の領域への又は当該領域からの運送についての許可のため、課する予定の運賃を自国の関係手続に従って提出するよう要求することができる。ただし、その提出の期限は、当該運賃の適用の開始が予定されている日の三十日よりも前であってはならない。当該締約国の航空当局は、当該運賃を認可し、又は認可しない権利及び指定航空企業が確定された運賃を遵守することを自国の関係手続の適用を通じて確保する権利を有する。

4　一方の締約国の航空当局は、両締約国の指定航空企業が課する予定の運賃又は課している運賃が1の規定に反すると信ずる場合には、他方の締約国の航空当局に対して協議を要請することができる。当該協議は、その要請を受領した後三十日以内に行う。両締約国は、問題の妥当な解決のために必要な情報の入手について協力する。両締約国の航空当局が合意に達した場合には、各締約国の航空当局は、自国の指定航空企業に対し、当該協議の結果を通知し、及び必要に応じて新たな運賃の提出を求める。合意に達しない場合には、第一段の運賃が課され、又は引き続き課されるものとする。

第十一条　指定航空企業の企業活動

1　一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の関係法令に従い、当該他方の締約国の領域内において、支店を設置し、及び維持し、並びに協定業務の運営に必要な活動に従事することを許される。

2　一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の関係法令に従い、当該他方の締約国の領域内にある支店に、航空業務の提供のため合理的に必要とされる管理職員、技術職員、運航職員及び他の専門職員を派遣し、及び置くことができる。

3　一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の関係法令に従い、協定業務の運営に関連して当該他方の締約国の領域内において得た収入のうち支出を超える部分を、送金の時の公の市場における為替換算率により、交換可能な通貨で自由に送金し、並びに当該協定業務の運営のため外国通貨建て及び交換可能な内国通貨建ての預金勘定を開設し、及び維持することを許される。

第十二条　情報及び統計の提供

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、当該一方の締約国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ向けて運送し、及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計（当該指定航空企業が通常公表のため作成して自国の航空当局に提出するもの）を提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条　不法な行為の防止のための協力

1　両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務がこの協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で署名された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にハーグで署名された航空機の不法な奪取の防止に関する条約、千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで署名された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約、千九百八十八年二月二十四日にモントリオールで署名された千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書、千九百九十一年三月一日にモントリオールで署名された可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約及び両締約国が締結するその他の民間航空の安全に関する条約又は議定書に従って行動する。

2　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互に全ての必要な援助を提供する。

3　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成され、かつ、条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動すべきである。各締約国は、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が当該航空保安規定に従って行動することを要求すべきである。

4　一方の締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域内における滞在について、自国の航空企業が当該他方の締約国により3の航空保安規定の遵守を要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、並びに旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置をとらなければならない。一方の締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別な保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5　民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、その旅客若しくは乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるため、連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

6　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定から逸脱したと信ずるに足りる合理的な理由を有する場合には、当該他方の締約国に対して協議を要請することができる。当該協議は、その要請の受領の日から十五日以内に行う。協議の開始から十五日以内に満足する合意に達することができなかったことは、当該他方の締約国の指定航空企業に対して運営許可を与えず、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付するための根拠となる。緊急事態により、航空の安全を保護し、又はこの条の規定の更なる違反を防止することが正当化される場合には、当該一方の締約国は、いつでも、暫定的に運営許可を与えず、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付することができる。

第十四条　航空の安全

1　一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方式が条約の附属書とされる国際標準（以下「国際標準」という。）に適合していないおそれがあると認める場合には、当該他方の締約国に対して協議を要請することができる。当該協議は、その要請の受領の日から三十日の期間内に開始する。当該他方の締約国は、当該協議の結果、自国の航空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合には、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかったと認める場合には、国際民間航空機関事務局長に対してその旨を通報することができる。

2　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機について、当該一方の締約国の領域内（飛行中である場合を除く。）において、かつ、当該航空機の運航を不当に遅延させることなく、当該航空機の関連書類が有効であること、当該航空機の乗組員に免許が与えられていること並びに当該航空機の装備品及び状態が国際標準に適合していることを確認するために、検査することができる。

3　航行の安全を確保するために必要である場合には、一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業に対する運営許可を直ちに停止し、又は変更することができる。当該一方の締約国がとったいずれの措置も、当該措置をとった根拠が存在しなくなった場合には、解除されるものとする。

第十五条　航空当局の間の協議

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十六条　紛争の解決

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2に規定する仲裁裁判所の決定に従うことを約束する。

第十七条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十八条　改正

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。当該協議は、その要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱを除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

3　改正が附属書Ⅰについてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附属書Ⅰについて合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

4　改正が附属書Ⅱについてのみ行われる場合には、当該改正は、それぞれの国内手続に従い、日本国政府とルクセンブルク大公国政府との間の外交上の公文の交換によって行うことができる。

第十九条　多数国間条約

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第二十条　終了

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第二十一条　登録

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十二条　効力発生

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十四年六月十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
上川陽子

ルクセンブルク大公国政府のために
グザヴィエ・ベッテル

附属書Ⅰ

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a) 東京―中間の地点―ルクセンブルク―以遠の地点
(b) 東京以外の日本国内の地点―中間の地点―ルクセンブルク―以遠の地点
(c) 大阪―中間の地点―ルクセンブルク―以遠の地点
(d) 小松―中間の地点―ルクセンブルク―以遠の地点

注1　路線(b)においては、日本国の一又は二以上の指定航空企業は、旅客業務のみを運営することができる。

注2　路線(c)及び(d)においては、日本国の一又は二以上の指定航空企業は、貨物業務のみを運営することができる。

2　ルクセンブルクの一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a) ルクセンブルク―中間の地点―東京―以遠の地点
(b) ルクセンブルク―中間の地点―東京以外の日本国内の地点―以遠の地点
(c) ルクセンブルク―中間の地点―大阪―以遠の地点
(d) ルクセンブルク―中間の地点―小松―以遠の地点

注1　路線(b)においては、ルクセンブルクの一又は二以上の指定航空企業は、旅客業務のみを運営することができる。

注2　路線(c)及び(d)においては、ルクセンブルクの一又は二以上の指定航空企業は、貨物業務のみを運営することができる。

3　いずれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たりその指定航空企業の選択によって省略することができる。

附属書Ⅱ

第七条1及び2に規定する国は、次のとおりである。

アイスランド（欧州経済領域に関する協定に基づく。）
リヒテンシュタイン公国（欧州経済領域に関する協定に基づく。）
ノルウェー王国（欧州経済領域に関する協定に基づく。）
スイス連邦（航空運送に関する欧州共同体とスイス連邦との間の協定に基づく。）

外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG FOR AIR SERVICES

The Government of Japan and the Government of the Grand Duchy of Luxembourg,

Desiring to conclude an agreement for the purposes of establishing and operating air services between and beyond their respective territories; and

Being parties to the Convention on International Civil Aviation opened for signature at Chicago on 7 December 1944,

Have agreed as follows:

ARTICLE 1
Definitions

1. For the purposes of this Agreement, unless the context otherwise requires:

(a) the term “Convention” means the Convention on International Civil Aviation opened for signature at Chicago on 7 December 1944, including any Annex adopted and amended under Article 90 of that Convention and any amendment made to the Convention under Article 94 thereof insofar as such amendment has been ratified by both Contracting Parties;

(b) the term “aeronautical authorities” means, in the case of Japan, the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism and any person or body authorised to perform any functions on civil aviation at present exercised by the said Minister or similar functions, and, in the case of the Grand Duchy of Luxembourg, the Minister responsible for civil aviation and any person or body authorised to perform any functions on civil aviation at present exercised by the said Minister or similar functions;

(c) the term “designated airline” means an airline which one Contracting Party has designated by written notification to the other Contracting Party for the operation of air services on the routes specified in such notification, and to which the appropriate operating permission has been given by that other Contracting Party, in accordance with the provisions of Article 3 of this Agreement;

(d) the term “territory” means a territory as defined in Article 2 of the Convention;

(e) the terms “air service”, “international air service”, “airline” and “stop for non-traffic purposes” have the meanings respectively assigned to them in Article 96 of the Convention;

(f) the terms “Annex I” and “Annex II” mean Annex I and Annex II to this Agreement or as amended in accordance with the provisions of Article 18 of this Agreement;

(g) the term “specified route” means any of the routes specified in Annex I;

(h) the term “agreed service” means any air service operated on the specified routes; and

(i) the term “Member State” means a Member State of the European Union.

2. Annex I and Annex II form an integral part of this Agreement, and all references to the “Agreement” shall include reference to Annex I and Annex II except where otherwise provided.

ARTICLE 2
Rights to establish and operate the agreed services

Each Contracting Party grants to the other Contracting Party the rights specified in this Agreement, particularly to enable its designated airlines to establish and operate the agreed services.

ARTICLE 3
Inauguration of the agreed services

1. The agreed services on any specified route may be inaugurated immediately or at a later date at the option of the Contracting Party to which the rights are granted under Article 2 of this Agreement, subject to the provisions of Article 10 of this Agreement, and not before:

(a) the Contracting Party to which the rights have been granted has designated an airline or airlines for that route; and

(b) the Contracting Party granting the rights has given the appropriate operating permission in accordance with its laws and regulations to the airline or airlines concerned; which it shall, subject to the provisions of paragraph 2 of this Article and of paragraphs 1 and 2 of Article 7, be bound to grant without delay.

2. Each of the airlines designated by either Contracting Party may be required to satisfy the aeronautical authorities of the other Contracting Party that it is qualified to fulfil the conditions prescribed by the laws and regulations normally and reasonably applied by those authorities to the operation of international air services.

ARTICLE 4
Privileges of airlines

1. The airlines of each Contracting Party shall enjoy the following privileges in respect of their international air services:

(a) to fly across the territory of the other Contracting Party without landing; and

(b) to make stops for non-traffic purposes in the territory of the other Contracting Party.

2. Subject to the provisions of this Agreement, the designated airlines of each Contracting Party shall enjoy, while operating an agreed service on a specified route, the privilege to make stops in the territory of the other Contracting Party at the points specified for that route in Annex I for the purposes of discharging and of taking on international traffic in passengers, cargo and mail separately or in combination.

3. Nothing in paragraph 2 of this Article shall be deemed to confer on the airlines of one Contracting Party the privilege of taking on, in the territory of the other Contracting Party, passengers, cargo or mail carried for remuneration or hire and destined for another point in the territory of that other Contracting Party.

ARTICLE 5
Charges for the use of airports and other facilities

The charges which either of the Contracting Parties may impose, or permit to be imposed, on the designated airlines of the other Contracting Party for the use of airports and other facilities under its control shall be just and reasonable and shall not be higher than those which would be paid for the use of such airports and facilities by the airlines of the most favoured nation or by any airline of the former Contracting Party engaged in international air services.

ARTICLE 6
Exemption from customs duties and taxes

1. Fuel, lubricating oils, spare parts, regular equipment and aircraft stores retained on board aircraft engaged in the agreed services operated by the designated airlines of either Contracting Party shall be exempt from customs duties, excise taxes, inspection fees and other similar duties, taxes or charges in the territory of the other Contracting Party, even when they are consumed or used on the part of the journey performed over that territory.

2. Fuel, lubricating oils, spare parts, regular equipment and aircraft stores taken on board aircraft of the designated airlines of either Contracting Party in the territory of the other Contracting Party and used in the agreed services shall, subject to the regulations of the latter Contracting Party, be exempt from customs duties, excise taxes, inspection fees and other similar duties, taxes or charges.

3. Fuel, lubricating oils, spare parts, regular equipment and aircraft stores introduced for the account of the designated airlines of either Contracting Party and stored in the territory of the other Contracting Party under customs supervisions for the purpose of supplying aircraft of those designated airlines shall, subject to the regulations of the latter Contracting Party, be exempt from customs duties, excise taxes, inspection fees and other similar duties, taxes or charges.

4. Nothing in this Article shall prevent either Contracting Party from imposing, on a non-discriminatory basis, taxes or other similar charges on fuel supplied in its territory for use by aircraft engaged in the agreed services operated by the designated airlines of the other Contracting Party for the journey performed:

(a) in the case of the designated airlines of Japan, between points in the territory of the Grand Duchy of Luxembourg or between a point in the territory of the Grand Duchy of Luxembourg and a point in the territory of another Member State; and

(b) in the case of the designated airlines of the Grand Duchy of Luxembourg, between points in the territory of Japan.

ARTICLE 7

Revocation of the privileges and other measures

1. Each Contracting Party reserves the right to withhold or revoke the privileges specified in paragraphs 1 and 2 of Article 4 of this Agreement in respect of an airline designated by the other Contracting Party, or to impose such conditions as it may deem necessary on the exercise by the airline of those privileges, in any case where one of the following conditions is satisfied:

(a) in the case of an airline designated by Japan, substantial ownership and effective control of the airline are not vested in Japan or in nationals of Japan; and

(b) in the case of an airline designated by the Grand Duchy of Luxembourg:

(i) the airline is not established in the territory of the Grand Duchy of Luxembourg or does not have a valid operating licence issued by a Member State in accordance with the law of the European Union;

(ii) effective regulatory control of the airline is not exercised or not maintained by the Member State responsible for issuing its air operator's certificate, or the relevant aeronautical authority is not clearly identified in the designation;

(iii) majority ownership and effective control of the airline are not vested in Member States or States listed in Annex II, or in nationals of such States;

(iv) the airline does not have its principal place of business in the territory of the Member State from which it has received its operating licence;

(v) the airline has been given operating permission under an agreement between Japan and another Member State for air services, and Japan can demonstrate that it would be circumventing restrictions on routes and capacity under that agreement by operating agreed services under this Agreement on a route which includes a point in that other Member State; or

(vi) the airline holds an air operator's certificate issued by a Member State and there is no agreement between Japan and that Member State for air services and that Member State has not consented to the operation of international air services by an airline of Japan between Japan and that Member State.

2. In exercising its right under paragraph 1 of this Article, and without prejudice to its rights under subparagraphs (b)(v) and (vi) of paragraph 1 of this Article, Japan shall not discriminate between airlines designated by the Grand Duchy of Luxembourg, of which majority ownership and effective control are vested in Member States or States listed in Annex II, or in nationals of such States, on the basis of their ownership and control.

3. Each Contracting Party reserves the right to suspend the exercise by a designated airline of the other Contracting Party of the privileges referred to in paragraphs 1 and 2 of Article 4, or to impose such conditions as it may deem necessary on the exercise by the airline of those privileges, in any case where such airline fails to comply with the laws and regulations of the Contracting Party granting those privileges or otherwise fails to operate in accordance with the conditions prescribed in this Agreement; provided that, unless immediate suspension or imposition of conditions is essential to prevent further infringements of such laws and regulations, or unless immediate action is required for reasons of aviation security or of the safety of air navigation in accordance with the provisions of paragraph 6 of Article 13 or paragraph 3 of Article 14 of this Agreement respectively, this right shall be exercised only after consultations with the other Contracting Party.

ARTICLE 8
Fair and equal opportunity

There shall be fair and equal opportunity for the designated airlines of both Contracting Parties to operate the agreed services on the specified routes between their respective territories.

ARTICLE 9
Capacity

1. The agreed services provided by the designated airlines of the Contracting Parties shall bear a close relationship to the requirements of the public for such services.

2. The agreed services provided by a designated airline shall retain as their primary objective the provision at a reasonable load factor of capacity adequate to current and reasonably anticipated requirements for the carriage of passengers, cargo and mail originating from or destined for the territory of the Contracting Party which has designated the airline. Provision for the carriage of passengers, cargo and mail both taken on and discharged at points on the specified routes in the territories of States other than that designating the airline shall be made in accordance with the general principles that capacity shall be related to:

(a) the traffic requirements to and from the territory of the Contracting Party which has designated the airline;

(b) the requirements of through airline operation; and

(c) the traffic requirements of the area through which the airline passes, after taking account of local and regional services.

3. Capacity to be provided by the designated airlines of the Contracting Parties in respect of the agreed services shall be agreed through consultations between the aeronautical authorities of both Contracting Parties in accordance with the principles laid down in Article 8, and paragraphs 1 and 2 of this Article.

ARTICLE 10
Tariffs

1. The tariffs on any agreed service shall be established by the designated airlines of both Contracting Parties at reasonable levels based upon commercial considerations, due regard being paid to all relevant factors including cost of operation, reasonable profit and characteristics of services (such as standards of speed and accommodation).

2. The aeronautical authorities of each Contracting Party may require the designated airlines of the Contracting Parties to provide information relating to the establishment of the tariffs.

3. If required by the laws and regulations of either Contracting Party, the aeronautical authorities of that Contracting Party may also require the designated airlines of the Contracting Parties to submit tariffs proposed to be charged for approval for carriage to or from the territory of that Contracting Party in accordance with its applicable procedures, provided that such submission shall not be required to be made more than thirty (30) days before the proposed date of introduction of the tariffs. The aeronautical authorities of that Contracting Party then shall have the right to approve or disapprove such tariffs, and to ensure, in accordance with its applicable procedures, that the designated airlines conform to the tariffs fixed.

4. The aeronautical authorities of either Contracting Party may request consultations with the aeronautical authorities of the other Contracting Party if they believe that any tariff proposed to be charged or charged by the designated airlines of the Contracting Parties is inconsistent with the provisions in paragraph 1 of this Article. Such consultations shall be held not later than thirty (30) days after receipt of the request. The Contracting Parties shall cooperate in securing information necessary for reasonable resolution of the issues. If the aeronautical authorities of the Contracting Parties reach agreement, the aeronautical authorities of each Contracting Party shall inform designated airlines of that Contracting Party of the results and, as necessary, request them to submit revised tariffs. If no agreement is reached, those tariffs shall be charged or continue to be charged.

ARTICLE 11
Corporate activities of the designated airlines

1. The designated airlines of either Contracting Party shall be permitted, in accordance with the applicable laws and regulations of the other Contracting Party, to establish and maintain in the territory of the other Contracting Party their branches and to engage in activities necessary for the operation of the agreed services.

2. The designated airlines of either Contracting Party shall be entitled, in accordance with the applicable laws and regulations of the other Contracting Party, to bring in and maintain at their branches in the territory of the other Contracting Party their own managerial, technical, operational and other specialist staff as are reasonably required for the provision of air services.

3. The designated airlines of either Contracting Party shall be permitted to transfer freely, in accordance with the applicable laws and regulations of the other Contracting Party, in convertible currencies, at the prevailing rate of exchange in the official market at the time of remittance, the excess of receipts over expenditure earned by those airlines in the territory of the other Contracting Party in connection with the operation of the agreed services, and to establish and maintain, for the operation of such agreed services, deposit accounts in foreign currencies and in convertible domestic currency in accordance with the applicable laws and regulations of the other Contracting Party.

ARTICLE 12
Provision of information and statistics

The aeronautical authorities of either Contracting Party shall supply to the aeronautical authorities of the other Contracting Party, upon request, such information and statistics relating to traffic carried on the agreed services by the designated airlines of the former Contracting Party to and from the territory of the other Contracting Party as may normally be prepared and submitted by the designated airlines to their national aeronautical authorities for publication. Any additional statistical traffic data which the aeronautical authorities of one Contracting Party may desire from the aeronautical authorities of the other Contracting Party shall, upon request, be a subject of mutual discussion between the aeronautical authorities of the two Contracting Parties.

ARTICLE 13

Cooperation to prevent unlawful acts

1. Consistent with their rights and obligations under international law, the Contracting Parties reaffirm that their obligation to each other to protect the security of civil aviation against acts of unlawful interference forms an integral part of this Agreement. Without prejudice to their rights and obligations under international law, the Contracting Parties shall in particular act in conformity with the provisions of the Convention on Offences and Certain Other Acts Committed on Board Aircraft, signed at Tokyo on 14 September 1963, the Convention for the Suppression of Unlawful Seizure of Aircraft, signed at The Hague on 16 December 1970, the Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation, signed at Montreal on 23 September 1971, the Protocol for the Suppression of Unlawful Acts of Violence at Airports Serving International Civil Aviation, Supplementary to the Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation, Done at Montreal on 23 September 1971, signed at Montreal on 24 February 1988, the Convention on the Marking of Plastic Explosives for the Purpose of Detection, signed at Montreal on 1 March 1991 and any other convention or protocol on the security of civil aviation to which both Contracting Parties become parties.

2. The Contracting Parties shall provide, upon request, all necessary assistance, in accordance with their respective laws and regulations, to each other to prevent acts of unlawful seizure of civil aircraft and other unlawful acts against the safety of such aircraft, their passengers and crew, airports and air navigation facilities, and any other threat to the security of civil aviation.

3. The Contracting Parties should, in their mutual relations, act in conformity with the aviation security provisions established by the International Civil Aviation Organization and designated as Annexes to the Convention to the extent that such security provisions are applicable to the Contracting Parties. Each Contracting Party should require that its airlines and the operators of airports in its territory act in conformity with such aviation security provisions.

4. Each Contracting Party agrees that its airlines may be required to observe the aviation security provisions referred to in paragraph 3 above required by the other Contracting Party for entry into, departure from, or while within, the territory of that other Contracting Party. Each Contracting Party shall take appropriate measures within its territory to protect the aircraft and to inspect passengers, crew, carry-on items, baggage, cargo and aircraft stores prior to and during boarding or loading. Each Contracting Party shall also give sympathetic consideration to any request from the other Contracting Party for reasonable special security measures to meet a particular threat.

5. When an incident or threat of an incident of unlawful seizure of civil aircraft or other unlawful acts against the safety of such aircraft, their passengers or crew, airports or air navigation facilities occurs, the Contracting Parties shall assist each other by facilitating communications and other appropriate measures intended to terminate rapidly and safely such incident or threat thereof.

6. When a Contracting Party has reasonable grounds to believe that the other Contracting Party has departed from the provisions of this Article, the former Contracting Party may request consultations with the latter Contracting Party. Such consultations shall take place within fifteen (15) days from the date of receipt of the request. Failure to reach a satisfactory agreement within fifteen (15) days from the initiation of consultations shall constitute grounds for withholding, revoking, suspending or imposing conditions on the operating permission of the designated airlines of the latter Contracting Party. When justified by an emergency to protect aviation security, or to prevent further non-compliance with the provisions of this Article, the former Contracting Party may provisionally withhold, revoke, suspend or impose conditions on the operating permission at any time.

ARTICLE 14
Aviation safety

1. If a Contracting Party finds that the regulations or practices on aviation safety maintained by the other Contracting Party in areas relating to aeronautical facilities, flight crew, aircraft and the operations of aircraft are not likely to conform to the international standards designated as Annexes to the Convention (hereinafter referred to as "the International Standards"), the former Contracting Party may request consultations with the latter Contracting Party. Such consultations shall take place within a period of thirty (30) days from the date of receipt of that request. If, following such consultations, the latter Contracting Party confirms that its regulations or practices on aviation safety do not conform to the International Standards, it shall take steps considered necessary to conform its regulations or practices to the International Standards. The former Contracting Party may advise the Secretary General of the International Civil Aviation Organization, if the former Contracting Party finds that the latter Contracting Party fails to take steps considered necessary to conform its regulations or practices to the International Standards within a reasonable period.

2. The competent authorities of each Contracting Party may search aircraft engaged in the agreed services operated by the designated airlines of the other Contracting Party, in the territory of the first-mentioned Contracting Party except during flight, and without causing the operation of the aircraft unreasonable delay, to verify the validity of the relevant aircraft documentation, the licensing of its crew, and that the aircraft equipment and condition of aircraft conform to the International Standards.

3. When it is essential to ensure the safety of air navigation, each Contracting Party may immediately suspend or vary the operating permission of the designated airlines of the other Contracting Party. Any such action taken by that Contracting Party shall be discontinued once the basis for taking of that action ceases to exist.

ARTICLE 15
Consultations between the aeronautical authorities

It is the intention of both Contracting Parties that there should be regular and frequent consultations between the aeronautical authorities of the Contracting Parties to ensure close collaboration in all matters affecting the fulfilment of this Agreement.

ARTICLE 16
Settlement of disputes

1. If any dispute arises between the Contracting Parties relating to the interpretation or application of this Agreement, the Contracting Parties shall in the first place endeavour to settle it by negotiation between themselves.

2. If the Contracting Parties fail to reach a settlement by negotiation, the dispute may, at the request of either Contracting Party, be submitted for decision to a tribunal of three arbitrators, one to be named by each Contracting Party and the third to be agreed upon by the two arbitrators so chosen, provided that such third arbitrator shall not be a national of either Contracting Party. Such third arbitrator shall act as the President of the tribunal. Each of the Contracting Parties shall designate an arbitrator within a period of sixty (60) days from the date of receipt by either Contracting Party from the other Contracting Party of a diplomatic note requesting arbitration of the dispute and the third arbitrator shall be agreed upon within a further period of sixty (60) days. If either of the Contracting Parties fails to designate its own arbitrator within the period of sixty (60) days or if the third arbitrator is not agreed upon within the period indicated, the President of the Council of the International Civil Aviation Organization may be requested by either Contracting Party to appoint an arbitrator or arbitrators.

3. The Contracting Parties undertake to comply with any decision of the tribunal referred to in paragraph 2 of this Article.

ARTICLE 17
Headings

The headings of the Articles of this Agreement are inserted for convenience of reference only and shall not affect the interpretation of this Agreement.

ARTICLE 18
Amendments

1. Either Contracting Party may at any time request consultations with the other Contracting Party for the purpose of amending this Agreement. Such consultations shall begin within a period of sixty (60) days from the date of receipt of such request.

2. If the amendment relates to the provisions of this Agreement other than those of Annex I and Annex II, the amendment shall be approved by each Contracting Party in accordance with its constitutional procedures and shall enter into force on the thirtieth day after the date of exchange of diplomatic notes indicating such approval.

3. If the amendment relates only to Annex I, the consultations shall be between the aeronautical authorities of both Contracting Parties. When these authorities agree on a new or revised Annex I, the agreed amendments on the matter shall enter into force after they have been confirmed by exchange of diplomatic notes.

4. If the amendment relates only to Annex II, the amendment may be made by means of an exchange of diplomatic notes between the Government of Japan and the Government of the Grand Duchy of Luxembourg, in conformity with their applicable domestic procedures.

ARTICLE 19
Multilateral convention

If a general multilateral convention concerning air transport comes into force in respect of both Contracting Parties, this Agreement shall be amended so as to conform with the provisions of such convention.

ARTICLE 20
Termination

Either Contracting Party may at any time notify the other Contracting Party, through diplomatic channels, of its intention to terminate this Agreement. A copy of the notice shall be sent simultaneously to the International Civil Aviation Organization. If such notice is given, this Agreement shall terminate one year after the date of receipt by the latter Contracting Party of the notice, unless by agreement between the Contracting Parties the notice under reference is withdrawn before the expiration of that period. If the other Contracting Party fails to acknowledge receipt, the notice shall be deemed to have been received fourteen (14) days after the date of receipt by the International Civil Aviation Organization of its copy.

ARTICLE 21
Registration

This Agreement and any amendment thereto shall be registered with the International Civil Aviation Organization.

ARTICLE 22
Entry into force

This Agreement shall be approved by each Contracting Party in accordance with its constitutional procedures and shall enter into force on the thirtieth day after the date of exchange of diplomatic notes indicating such approval.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorised by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate, in the English language, at Tokyo, this eleventh day of June, 2024.

FOR THE GOVERNMENT OF JAPAN:	FOR THE GOVERNMENT OF THE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG:
上川陽子	Xavier Bettel

ANNEX I

1. Routes to be operated in both directions by the designated airline or airlines of Japan:

(a) Tokyo - intermediate points - Luxembourg - points beyond.

(b) Points in Japan other than Tokyo - intermediate points - Luxembourg - points beyond.

(c) Osaka - intermediate points - Luxembourg - points beyond.

(d) Komatsu - intermediate points - Luxembourg - points beyond.

Note 1: On route (b), the designated airline or airlines of Japan may only operate passenger services.

Note 2: On routes (c) and (d), the designated airline or airlines of Japan may only operate all-cargo services.

2. Routes to be operated in both directions by the designated airline or airlines of Luxembourg:

(a) Luxembourg - intermediate points -Tokyo - points beyond.

(b) Luxembourg - intermediate points - points in Japan other than Tokyo - points beyond.

(c) Luxembourg - intermediate points - Osaka - points beyond.

(d) Luxembourg - intermediate points - Komatsu - points beyond.

Note 1: On route (b), the designated airline or airlines of Luxembourg may only operate passenger services.

Note 2: On routes (c) and (d), the designated airline or airlines of Luxembourg may only operate all-cargo services.

3. The agreed services provided by the designated airline or airlines of either Contracting Party shall begin at a point in the territory of that Contracting Party, but other points on the specified route may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights.

ANNEX II

States referred to in paragraphs 1 and 2 of Article 7 of this Agreement are as follows:

- Iceland (under the Agreement on the European Economic Area);
- the Principality of Liechtenstein (under the Agreement on the European Economic Area);
- the Kingdom of Norway (under the Agreement on the European Economic Area); and
- the Swiss Confederation (under the Agreement between the European Community and the Swiss Confederation on Air Transport).

府　令

○内閣府令第七号

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六条第一項の規定に基づき、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（法第６条第１項） （日本産業規格Ａ４） 中間資産査定等報告書 ［　年９月末現在］ 年　月　日 内閣総理大臣　殿 住　所 金融機関名 代表者 年９月30日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 ［表略］ （記載上の注意） ［略］ （備考） 銀行法第24条第１項又は株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第57条第１項の規定による報告又は資料の提出をしたときは、当該報告又は資料の提出をもって、本様式による中間資産査定等報告書の作成及び提出に代えることができる。	**別紙様式第１号**（法第６条第１項） （日本産業規格Ａ４） 中間資産査定等報告書 ［　年９月末現在］ 年　月　日 内閣総理大臣　殿 住　所 金融機関名 代表者 年９月30日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 ［同左］ （記載上の注意） ［同左］ ［加える。］
別紙様式第２号（法第６条第１項） （日本産業規格Ａ４） 資産査定等報告書 ［　年３月末現在］ 年　月　日 内閣総理大臣　殿 住　所 金融機関名 代表者	**別紙様式第２号**（法第６条第１項） （日本産業規格Ａ４） 資産査定等報告書 ［　年３月末現在］ 年　月　日 内閣総理大臣　殿 住　所 金融機関名 代表者

年３月31日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 ［表略］ （記載上の注意） ［略］ （備考） 銀行法第24条第１項（信用金庫法第89条第１項及び協同組合による金融事業に関する法律第６条第１項において準用する場合を含む。）又は株式会社商工組合中央金庫法第57条第１項の規定による報告又は資料の提出をしたときは、当該報告又は資料の提出をもって、本様式による資産査定等報告書の作成及び提出に代えることができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	年３月31日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 ［同左］ （記載上の注意） ［同左］ ［加える。］

附　則

この府令は、公布の日の翌日から施行する。

府　令・省　令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第一号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（特定疾病給付対象療養に係る組合の認定） **第百十条の四の二**　令第二十三条の三の二第七項の規定による組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）については、第百十条の五第一項又は第百十条の六第一項の規定による認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第二十三条の三の四第三項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。	（特定疾病給付対象療養に係る組合の認定） **第百十条の四の二**　令第二十三条の三の二第七項の規定による組合の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付（以下この項及び第四項において

2　組合員は、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、令第二十三条の三の二第七項に規定する総務大臣が定める医療に関する給付の実施機関を経由して、次に掲げる事項を組合に申し出ることができる。

一　組合員（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

二　認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

三　認定を受けようとする者の入院期間

四　認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当している旨

3　組合員は、前項の申出の際、同項第四号に掲げる事項を証する書類を提出しなければならない。

4　第二項の申出があつた場合には、第百十条の六第一項の規定による書類の提出があつたものとみなす。

「給付」という。）の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、組合に申し出なければならない。

一　組合員の氏名

二　組合員（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

三　認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

四　認定を受けようとする者が受けるべき給付の名称

2　認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際に、その旨を証する書類を提出しなければならない。

3　組合は、第一項の申出に基づき認定を行つたときは、実施機関を経由して、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に対し、当該者が該当する令第二十三条の三の四第一項各号又は第三項各号に掲げる者の区分（第五項及び第六項において「所得区分」という。）を通知しなければならない。

4　認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を組合に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出については、第二項の規定を準用する。

一　令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当していた者が当該いずれかに該当しないこととなつたとき。

二　令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当することとなつたとき。

三　認定を受けた者が給付を受けないこととなつたとき。

5　組合は、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該者に対し、変更後の所得区分を通知しなければならない。

6　認定を受けた者は、令第二十三条の三の二第一項第一号に規定する病院等から同条第七項に規定する特定疾病給付対象療養（以下この条において「特定疾病給付対象療養」という。）を受けようとするときは、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を当該病院等に申し出なければならない。

7　認定を受けた者（令第二十三条の三の四第三項第一号又は第二号に掲げる者及び第百十条の五第一項の組合の認定又は第百十条の六第一項の申請に基づく組合の認定を受けている者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第二十三条の三の二第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第百十条の五第六項及び第百十条の六第六項において同じ。）を受けたときの令第二十三条の三の五第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第百十条の五第一項の組合の認定又は第百十条の六第一項の申請に基づく組合の認定を受けているものとみなす。

（限度額適用の認定等）

第百十条の五

［1～5　略］

6　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第二十三条の三の二第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。次条第六項において同じ。）を受けようとする者は、第百四条第二項第一号若しくは第二号に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項第一号若しくは第二号に規定する方法又は第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

［7　略］

（請求書等の確認）

第百七十四条　組合員、組合員であつた者又はその者の遺族がこの命令の規定により、組合（市町村連合会を含む。以下この項において同じ。）に対し次に掲げる書類を提出する場合は、所属機関の長（組合員であつた者又はその遺族については、当該組合員であつた者の退職又は死亡の時における所属機関の長）を経由して、組合に提出しなければならない。

［一～六　略］

［2　略］

（電子情報処理組織による申請等）

第百八十七条　法、令及びこの命令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により組合（市町村連合会を含む。次条第一項、第百八十九条第一項及び第百九十条において同じ。）に申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

［2・3　略］

（限度額適用の認定等）

第百十条の五

［1～5　同上］

6　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第百四条第二項第一号若しくは第二号に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項第一号若しくは第二号に規定する方法又は第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

［7　同上］

（請求書等の確認）

第百七十四条　組合員、組合員であつた者又はその者の遺族がこの命令の規定により、組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。この項において同じ。）に対し次に掲げる書類を提出する場合は、所属機関の長（組合員であつた者又はその遺族については、当該組合員であつた者の退職又は死亡の時における所属機関の長）を経由して、組合に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［2　同上］

（電子情報処理組織による申請等）

第百八十七条　法、令及びこの命令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条第一項、第百八十九条第一項及び第百九十条において同じ。）に申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、令和八年三月一日から施行する。

○内閣・厚生労働・労働省府令第一号

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六条第一項の規定に基づき、労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令

労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年労働省令総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
別紙様式（法第６条第１項） （日本産業規格Ａ４） 資　産　査　定　等　報　告　書 ［　年３月末現在］ 年　　月　　日 内閣総理大臣　　殿 厚生労働大臣　　殿 住　　所 金融機関名 代　表　者 年３月31日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 ［表略］ （記載上の注意） ［略］ （備考） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）第94条第１項において準用する銀行法（昭和56年法律第59号）第24条第１項の規定による報告又は資料の提出をしたときは、当該報告又は資料の提出をもって、本様式による資産査定等報告書の作成及び提出に代えることができる。	**別紙様式**（法第６条第１項） （日本産業規格Ａ４） 資　産　査　定　等　報　告　書 ［　年３月末現在］ 年　　月　　日 内閣総理大臣　　殿 厚生労働大臣　　殿 住　　所 金融機関名 代　表　者 年３月31日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 ［同左］ （記載上の注意） ［同左］ ［加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日の翌日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百六十八号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十三条　法別表二十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四　略］ 五　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第二条の二の六第二項の精神保健指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 六　［略］	**第十三条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［新設］
第十四条　法別表二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条の二第一項若しくは第三項又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十条の二第一項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ［五～八　略］	**第十四条**　［同上］ 五　［同上］ ［一～三　同上］ 四　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条の二第一項若しくは第三項又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第十条の二第一項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ［五～八　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年三月一日）から施行する。

○デジタル庁総務省令第五号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第七号）等の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第四条　第二条の表二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一～二十二　略］ 二十三　健康保険法施行規則第九十八条の二第二項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報 ［二十四～二十六　略］	**第四条**　［同上］ ［一～二十二　同上］ 二十三　健康保険法施行規則第九十八条の二第一項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報 ［二十四～二十六　同上］

第五条　第二条の表三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～二十三　略］

二十四　健康保険法施行規則第九十八条の二第二項の組合管掌健康保険の被保険者による申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十五～二十七　略］

第九条　第二条の表七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十六　略］

十七　船員保険法施行規則第八十七条第二項の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［十八～二十三　略］

第五十九条　第二条の表五十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～二十一　略］

二十二　私立学校教職員共済法施行規則第四条の九の二第二項の私立学校教職員共済制度の加入者による申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十三　略］

第五条　［同上］

［一～二十三　同上］

二十四　健康保険法施行規則第九十八条の二第一項の組合管掌健康保険の被保険者による特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十五～二十七　同上］

第九条　［同上］

［一～十六　同上］

十七　船員保険法施行規則第八十七条の特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［十八～二十三　同上］

第五十九条　［同上］

［一～二十一　同上］

二十二　私立学校教職員共済法施行規則第四条の九の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による特定疾病給付対象療養に係る日本私立学校振興・共済事業団の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十三　同上］

第六十七条　第二条の表六十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～二十　略］

二十一　国家公務員共済組合法施行規則第百五条の五の二第二項の共済組合の組合員による申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十二～二十四　略］

第七十一条　第二条の表六十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十四　略］

［削る］

第八十五条　第二条の表八十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十五　略］

十六　地方公務員等共済組合法施行規程第百十条の四の二第二項の共済組合の組合員による申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十三～二十五　略］

第百十七条　第二条の表百十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～八　略］

第六十七条　［同上］

［一～二十　同上］

二十一　国家公務員共済組合法施行規則第百五条の五の二第一項の共済組合の組合員による特定疾病給付対象療養に係る共済組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十二～二十四　同上］

第七十一条　［同上］

［一～十四　同上］

十五　国民健康保険法施行規則第二十七条の十二の二第一項又は第四項の特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

［十六～十八　同上］

第八十五条　［同上］

［一～二十一　同上］

二十二　地方公務員等共済組合法施行規程第百十条の四の二第一項の共済組合の組合員による特定疾病給付対象療養に係る共済組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十三～二十五　同上］

第百十七条　［同上］

［一～八　同上］

［削る］	九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十一条の二第一項又は第四項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
九・十　［略］	十・十一　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和八年三月一日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）

2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第七十一条及び第百十七条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
第七十一条　第二条の表六十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	**第七十一条**　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　国民健康保険法第五十四条第一項又は第五十四条の三第七項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報	［新設］
三～十　［略］	二～九　［同上］
十一　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報	十　［同上］
［イ～ヘ　略］	［イ～ヘ　同上］
ト　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報	［新設］
チ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る特別永住者証明書関係情報	［新設］
十二～十八　［略］	十一～十七　［同上］
第百十七条　第二条の表百十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	**第百十七条**　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　高齢者の医療の確保に関する法律第七十七条第一項又は第八十二条第七項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る出入国関係情報	［新設］
三～七　［略］	二～六　［同上］
八　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十条第一項若しくは第二項の被保険者の資格取得の届出又は同令第二十六条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る被保険者に係る次に掲げる情報	七　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十条第一項若しくは第二項の被保険者の資格取得の届出又は同令第二十六条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る被保険者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報	［新設］
イ　医療保険被保険者等資格に関する情報	［新設］
ロ　出入国関係情報	［新設］
ハ　在留カード関係情報	［新設］
ニ　特別永住者証明書関係情報	［新設］
九～十一　［略］	八～十　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

省令

○総務省令第十五号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の(十八)の項の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） **第二条**　危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。	（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） **第二条**　［同上］
［(一)～(六十四)　略］	［(一)～(六十四)　同上］
(六十五)　四―［三―（四―ターシャリ―ブチルフェニル）エトキシ］キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（四―［三―（四―ターシャリ―ブチルフェニル）エトキシ］キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。）	(六十五)　ブロム水素を含有する製剤
(六十六)　ブロム水素を含有する製剤	
(六十七)～(七十七)　［略］	(六十六)～(七十六)　［同上］
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年三月三十一日から施行する。

○総務省令第十六号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第三条第一項、第五条第一項及び第十七条の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（本人確認の方法） **第三条**　［略］ ［2　略］ 3　携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者と新たに役務提供契約を締結する場合は、第一項の規定にかかわらず、当該相手方から役務提供契約を締結しようとする際に示された本人特定事項を、既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等と照合し、当該本人確認記録等に記録されている者と当該相手方が同一であるかどうかを確認することにより、本人確認を行うことができる。 4　前項の規定による照合に際しては、次に掲げるいずれかの方法を用いることとする。 一　役務提供契約を締結しようとする者が現に所持している電子計算機その他役務提供契約を締結しようとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認できるもの（以下「電子計算機等」という。）を用いて当該役務提供契約を締結しようとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行い、かつ、識別符号（当該役務提供契約を締結しようとする者を他の者と区別し識別するために付した文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この項及び第十一条第四項において同じ。）及び暗証符号（当該既に役務提供契約を締結している者が、その使用に係る電子計算機において設定した文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この項及び第十一条第四項において同じ。）その他これらに準ずる文字、番号、記号その他の符号であって携帯音声通信事業者及び当該既に役務提供契約を締結している者しか知り得ないもの（当該本人確認記録等に関連付けられた文字、番号、記号その他の符号に限る。以下この項及び第十一条第四項において同じ。）を当該役務提供契約を締結しようとする者の使用に係る電子計算機を用いて入力する方法 二　識別符号及び暗証符号その他これらに準ずる文字、番号、記号その他の符号であって携帯音声通信事業者及び当該既に役務提供契約を締結している者しか知り得ないものを当該役務提供契約を締結しようとする者の使用に係る電子計算機を用いて入力し、かつ、生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）を使用する方法 三　役務提供契約を締結しようとする者が現に所持している電子計算機等を用いて当該役務提供契約を締結しようとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行い、かつ、生体認証符号等を使用する方法 四　役務提供契約を締結しようとする者が現に所持している電子計算機等を用いて当該役務提供契約を締結しようとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行い、識別符号及び暗証符号その他これらに準ずる文字、番号、記号その他の符号であって携帯音声通信事業者及び当該既に役務提供契約を締結している者しか知り得ないものを当該役務提供契約を締結しようとする者の使用に係る電子計算機を用いて入力し、かつ、生体認証符号等を使用する方法 ［5　略］	（本人確認の方法） **第三条**　［同上］ ［2　同上］ 3　携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者と新たに役務提供契約を締結する場合は、第一項の規定にかかわらず、当該相手方について、本人確認記録等に記録されている者と当該相手方が同一であることを確認することにより、本人確認を行うことができる。 4　前項の確認の方法は、相手方から役務提供契約の締結の際に示された本人特定事項を、当該相手方の既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等及び料金の請求その他携帯音声通信役務の提供に必要な事項に係る文書の送付先（既に役務提供契約を締結している者の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地である場合に限る。）と照合する方法とする。 ［5　同上］

（代表者等の本人確認の方法）

第四条　［略］

［一～六　略］

七　代表者等により電子署名が行われた代表者等の本人特定事項に係る情報及び当該電子署名に係る電子証明書を、当該代表者等から受信する方法

［八～十　略］

［2・3　略］

（本人確認書類）

第五条　第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一　自然人（第三号に規定する外国人を除く。）　次に掲げる書類のうちいずれか

イ　運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

(1)　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書

(2)　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（ロ(2)において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ロ(2)において単に「特別永住者証明書」という。）又は番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（ロ(2)において単に「個人番号カード」という。）（いずれも当該自然人の写真があるものに限る。）

(3)　旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。）又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して船舶観光上陸許可書の交付を受けた者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。第十七条及び第十九条第一項において同じ。）

ロ　国民健康保険の資格確認書その他の本人確認書類として次に掲げるもの

(1)　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面に限る。）、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）第七条第二項に定める資格確認書（書面に限る。）、介護保険の被保険者証又は健康保険日雇特例被保険者手帳（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

(2)　在留カード、特別永住者証明書又は個人番号カード（いずれも当該自然人の写真があるものを除く。）

ハ　児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

（代表者等の本人確認の方法）

第四条　［同上］

［一～六　同上］

七　代表者等により電子署名が行われた相手方との役務提供契約の締結に関する情報及び当該電子署名に係る電子証明書を、当該代表者等から受信する方法

［八～十　同上］

［2・3　同上］

（本人確認書類）

第五条　［同上］

一　自然人（第三号に規定する外国人を除く。）

イ　運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

(1)　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書

(2)　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（ロ(2)において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ロ(2)において単に「特別永住者証明書」という。）又は番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（ロ(2)において単に「個人番号カード」という。）（いずれも当該自然人の写真があるものに限る。）

(3)　旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。）又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して船舶観光上陸許可書の交付を受けた者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。第十七条及び第十九条第一項において同じ。）

ロ　国民健康保険の資格確認書その他の本人確認書類として次に掲げるもの

(1)　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面に限る。）、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）第七条第二項に定める資格確認書（書面に限る。）、介護保険の被保険者証又は健康保険日雇特例被保険者手帳（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

(2)　在留カード、特別永住者証明書又は個人番号カード（いずれも当該自然人の写真があるものを除く。）

ハ　児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ニ　印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）

ホ　イからニまでに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、当該自然人の写真があるもの

ヘ　イからホまでに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

二　法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人を除く。）次に掲げる書類のうちいずれか

イ　当該法人の設立の登記に係る商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

ロ　イに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

［三　略］

［2　略］

（本人確認記録の記録事項）

第八条　［略］

［2　略］

［一～七　略］

八　第三条第三項に規定する方法　携帯音声通信事業者が当該確認を行った日

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条　［略］

［2　略］

3　携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者が譲受人等になる場合は、第一項の規定にかかわらず、当該譲受人等から契約者の名義変更をしようとする際に示された本人特定事項を、既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等と照合し、当該本人確認記録等に記録されている者と当該譲受人等が同一であるかどうかを確認することにより、譲渡時本人確認を行うことができる。

4　前項の規定による照合に際しては、次に掲げるいずれかの方法を用いることとする。

一　譲受人等になろうとする者が現に所持している電子計算機等を用いて当該譲受人等になろうとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行い、かつ、識別符号及び暗証符号その他これらに準ずる文字、番号、記号その他の符号であって携帯音声通信事業者及び当該既に役務提供契約を締結している者しか知り得ないものを当該譲受人等になろうとする者の使用に係る電子計算機を用いて入力する方法

ニ　印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）

ホ　イからニまでに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、当該自然人の写真があるもの

ヘ　イからホまでに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

二　法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人を除く。）

イ　当該法人の設立の登記に係る商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

ロ　イに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

［三　同上］

［2　同上］

（本人確認記録の記録事項）

第八条　［同上］

［2　同上］

［一～七　同上］

八　第三条第四項に規定する方法　携帯音声通信事業者が当該照合を行った日

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条　［同上］

［2　同上］

3　携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者が譲受人等になる場合は、第一項の規定にかかわらず、当該譲受人等について、本人確認記録等に記録されている者と当該譲受人等が同一であることを確認することにより、譲渡時本人確認を行うことができる。

4　前項の確認の方法は、譲受人等から契約者の名義変更の際に示された本人特定事項を、当該譲受人等の既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等及び料金の請求その他携帯音声通信役務の提供に必要な事項に係る文書の送付先（既に役務提供契約を締結している者の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地である場合に限る。）と照合する方法とする。

二　識別符号及び暗証符号その他これらに準ずる文字、番号、記号その他の符号であって携帯音声通信事業者及び当該既に役務提供契約を締結している者しか知り得ないものを当該譲受人等になろうとする者の使用に係る電子計算機を用いて入力し、かつ、生体認証符号等を使用する方法

三　譲受人等になろうとする者が現に所持している電子計算機等を用いて当該譲受人等になろうとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行い、かつ、生体認証符号等を使用する方法

四　譲受人等になろうとする者が現に所持している電子計算機等を用いて当該譲受人等になろうとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行い、識別符号及び暗証符号その他これらに準ずる文字、番号、記号その他の符号であって携帯音声通信事業者及び当該既に役務提供契約を締結している者しか知り得ないものを当該譲受人等になろうとする者の使用に係る電子計算機を用いて入力し、かつ、生体認証符号等を使用する方法

［5　略］

6　第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第八条第二項	［略］	［略］
	第三条第三項	第十一条第三項
［略］		

［5　同上］

6　［同上］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第八条第二項	［同上］	［同上］
	第三条第四項	第十一条第四項
［同上］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　携帯音声通信事業者（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する携帯音声通信事業者をいう。次項において同じ。）は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までに行われる法人の本人確認（法第三条第一項に規定する本人確認をいう。以下この項及び次項において同じ。）において既に役務提供契約（法第二条第六項に規定する役務提供契約をいう。以下この項及び次項おいて同じ。）を締結している者と新たに役務提供契約を締結する場合の本人確認の方法については、この省令による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この項及び次項において「新施行規則」という。）第三条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。この場合において、新施行規則第八条第二項の規定による本人確認記録の記録事項については、なお従前の例による。

2　携帯音声通信事業者は、施行日から起算して六月を経過する日までに行われる法人の譲渡時本人確認（法第五条第一項に規定する譲渡時本人確認をいう。この項において同じ。）において既に役務提供契約を締結している者が譲受人等になる場合の譲渡時本人確認の方法については、新施行規則第十一条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。この場合において、新施行規則第十一条第六項において読み替えて準用する新施行規則第八条第二項の規定による本人確認記録の記録事項については、なお従前の例による。

（調整規定）

第三条　この省令及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第三十七号）により改正される携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第四条第一項第七号及び第五条第一項の規定は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令によってまず改正され、次いでこの省令によって改正されるものとする。

○総務省令第十七号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第七号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第九号の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三十四　略］ ［削る］ 三十五～四十五　［略］	（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　［同上］ ［一～三十四　同上］ 三十五　国民健康保険法施行規則第二十七条の十二の二第一項若しくは第四項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査、同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による確認又は同条第三項若しくは第六項の規定による通知 三十六～四十六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

○総務省令第十八号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の二第一項並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第五項及び第二十七条第六項第一号の三の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例） **第二十八条の二の五**　前条の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。 ［一～七　略］ 八　条件付自動制御装置（当該装置の使用条件を満たす場合において、給油取扱所の係員が行う顧客の給油作業等の監視及び第六号ハに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）による制御を代替して自動的に行う装置であつて、告示で定める機能を有するものをいう。以下同じ。）を設ける場合（次号に規定する場合を除く。）にあつては、次に定めるところによること。 イ　顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の周囲の状況の監視並びに顧客の給油作業等の監視及び制御（以下「顧客の給油作業等の監視等」という。）を行うための監視設備その他の条件付自動制御装置の機能を確保するための機器を、全ての顧客の給油作業等の監視等を自動的に行うことができる位置に設けること。	（顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例） **第二十八条の二の五**　［同上］ ［一～七　同上］ ［新設］

ロ　条件付自動制御装置の作動状況等を記録するための装置を設けること。

ハ　条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行つている旨及び顧客の給油作業等に係る注意事項を給油取扱所の見やすい箇所に表示すること。

九　給油取扱所の係員が行う第六号ニに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）による制御を代替して自動的に行うことができる条件付自動制御装置であつて、告示で定める機能を有するものを設ける場合にあつては、前号イからハまでに定めるところによること。

（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の十　令第二十七条第六項第一号の三の規定による顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

［一～二　略］

三　次に定めるところにより顧客の給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと。

［イ　略］

ロ　顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。以下この号において同じ。）を用いてホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

ハ　顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器が使用されていないときには、第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

ニ　非常時その他安全上支障があると認められる場合には、第二十八条の二の五第六号ニに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

［ホ　略］

2　条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行う場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、前項第三号イからハまでの規定（当該条件付自動制御装置が第二十八条の二の五第九号に規定するものである場合には、前項第三号イからニまでの規定）は、適用しない。

一　当該条件付自動制御装置、第二十八条の二の五第八号イの機器及び同号ロの装置が正常に作動しているとき。

［新設］

（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の十　令第二十七条第六項第一号の三の規定による顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

［一～二　同上］

三　［同上］

［イ　同上］

ロ　顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、第二十八条の二の五第六号ハ又は同条第七号イに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

ハ　顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器が使用されていないときには、第二十八条の二の五第六号ハ又は同条第七号イに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

ニ　非常時その他安全上支障があると認められる場合には、第二十八条の二の五第六号ニ又は同条第七号ロに規定する制御装置によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

［ホ　同上］

［新設］

二　当該条件付自動制御装置の使用条件を満たしているとき。 三　火気その他安全上の支障がないとき。 四　給油取扱所の係員が、次の要件を満たしているとき。 イ　前三号のいずれかに該当しなくなつた場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、顧客の給油作業等の監視等を引き継ぎ、並びに第二十八条の二の五第六号ハ及びニに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）を確実に操作することができること。 ロ　危険物の流出その他の事故が発生した場合において、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずることができること。 （予防規程に定めなければならない事項） **第六十条の二**　法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第四項又は第六項に定める場合を除き、次のとおりとする。 ［一～八の六　略］ 八の七　顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（条件付自動制御装置を設けるものに限る。）にあつては、当該条件付自動制御装置の使用条件その他当該条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行うときの保安のための措置に関すること。 ［九～十四　略］ ［2～7　略］	（予防規程に定めなければならない事項） **第六十条の二**　［同上］ ［一～八の六　同上］ ［新設］ ［九～十四　同上］ ［2～7　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○総務省令第十九号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～162　略］ 163　法別表第一の七十一の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～162　同上］ 163　［同上］ ［一・二　同上］

三　精神保健指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　［略］

五　［略］

六　［略］

［164～275　略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～34　略］

35　法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　精神保健指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四～十四　［略］

［36～83　略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

［2～42　略］

43　法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　精神保健指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四～十四　［略］

［44～101　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～33　略］

34　法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　精神保健指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四～十四　［略］

［35～82　略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～40　略］

41　法別表第五第九号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

［新設］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

［164～275　同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～34　同上］

35　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～十三　［同上］

［36～83　同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～42　同上］

43　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～十三　［同上］

［44～101　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～33　同上］

34　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～十三　［同上］

［35～82　同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～40　同上］

41　［同上］

［一・二　同上］

三　精神保健指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	［新設］
四～十四　［略］	三～十三　［同上］
［42～100　略］	［42～100　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

○総務省・外務省令第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正
外務大臣　茂木　敏充

在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
別表			別表		
地域	領事官	管轄区域	地域	領事官	管轄区域
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
欧州	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
	在アイルランド日本国大使	アイルランド		在アイルランド日本国大使	アイルランド 英国（北アイルランドの区域に限る。）
［略］	［略］	英国（在エディンバラ日本国総領事の管轄区域を除く。）及びその属領（植民地、保護領及び保護国を含み、他の領事官の管轄区域を除く。）	［同上］	［同上］	英国（在アイルランド日本国大使及び在エディンバラ日本国総領事の管轄区域を除く。）及びその属領（植民地、保護領及び保護国を含み、他の領事官の管轄区域を除く。）
	在英国日本国大使			在英国日本国大使	
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）又はこれらに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前にこれらの法律又はこれらに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請等その他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

在アイルランド日本国大使（英国（北アイルランドの区域に限る。）を管轄する場合に限る。）	在英国日本国大使
3　この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域から下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域と下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。	
アイルランド	英国（北アイルランドの区域に限る。）

○財務省令第四号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十八条の五第四項第二号（同条第五項により読み替えて適用する場合を含む。）及び国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の三第七項の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

財務大臣　片山さつき

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（食事療養標準負担額減額に関する特例）	（食事療養標準負担額減額に関する特例）
第九十九条の三　組合は、組合員が第百五条の九第五項の規定により限度額適用証（同条第二項に規定する限度額適用証をいう。次項第三号並びに次条第一項及び第二項第三号において同じ。）を医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない食事療養標準負担額（法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下この条並びに第百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養（法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第百五条の六第三号及び第五号において同じ。）について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。	**第九十九条の三**　組合は、組合員が第百五条の九第五項の規定により限度額適用証（同条第二項に規定する限度額適用証をいう。次項第三号並びに次条第一項及び第二項第三号において同じ。）を医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない食事療養標準負担額（法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下この条並びに第百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養（法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第百五条の五の二第七項並びに第百五条の六第三号及び第五号において同じ。）について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。
2　［略］	2　［同上］
（生活療養標準負担額減額に関する特例）	（生活療養標準負担額減額に関する特例）
第九十九条の四　組合は、組合員が第百五条の九第五項の規定により限度額適用証を医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない生活療養標準負担額（法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下この条並びに第百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その生活療養（法第五十四条第二項第二号に規定する生活療	**第九十九条の四**　組合は、組合員が第百五条の九第五項の規定により限度額適用証を医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない生活療養標準負担額（法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下この条並びに第百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その生活療養（法第五十四条第二項第二号に規定する生活療

養をいう。第百五条の六第三号及び第五号において同じ。）について支払つた生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時生活療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。

２　［略］

（特定疾病給付対象療養の認定）

第百五条の五の二　令第十一条の三の三第七項の規定による組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）については、第百五条の七の二第一項又は第百五条の九第一項の規定による認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第十一条の三の五第三項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。

２　組合員は、認定を受けようとする者が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、令第十一条の三の三第七項に規定する財務大臣が定める医療に関する給付の実施機関を経由して、次に掲げる事項を組合に申し出ることができる。

一　組合員等記号・番号又は個人番号

二　認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

三　認定を受けようとする者の入院期間

四　認定を受けようとする者が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当している旨

３　組合員は、前項の申出の際、同項第四号に掲げる事項を証する書類を提出しなければならない。

４　第二項の申出があつた場合には、第百五条の九第一項の規定による限度額適用・標準負担額減額認定申請書の提出があつたものとみなす。

養をいう。第百五条の五の二第七項並びに第百五条の六第三号及び第五号において同じ。）について支払つた生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時生活療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。

２　［同上］

（特定疾病給付対象療養の認定）

第百五条の五の二　令第十一条の三の三第七項の規定による組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号に掲げる事項を、同項に規定する財務大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において単に「実施機関」という。）を経由して、組合に申し出なければならない。

一　組合員等記号・番号又は個人番号

二　組合員の氏名

三　認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

四　認定を受けようとする者が受けるべき令第十一条の三の三第七項に規定する財務大臣が定める医療に関する給付の名称

２　前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。

３　組合は、第一項の申出に基づき認定を行つたときは、実施機関を経由して、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に対し当該者が該当する令第十一条の三の五第一項各号又は第三項各号に掲げる者の区分（第五項及び第六項において「所得区分」という。）を通知しなければならない。

４　認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を組合に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出については、第二項の規定を準用する。

一　令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しないこととなつたとき。

二　令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当することとなつたとき。

三　認定を受けた者が令第十一条の三の三第七項に規定する財務大臣が定める医療に関する給付を受けないこととなつたとき。

５　組合は、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該者に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。

６　認定を受けた者は、令第十一条の三の三第一項第一号に規定する病院等から特定疾病給付対象療養（同条第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項及び第百五条の六において同じ。）を受けようとするときは、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を当該病院等に申し出なければならない。

（高額療養費に係る療養に要した費用の額）

第百五条の六　令第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第二項第一号、第二号若しくは第三号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第三項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第四項第二号、第三号若しくは第四号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額又は同条第六項第一号若しくは第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニに規定する財務省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養（令第十一条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。）若しくは特定疾病給付対象療養（令第十一条の三の三第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。）に要した費用の額は、令第十一条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第四項に掲げる合算した金額又は同条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用の額又はその合算額とする。

［一～六　略］

（限度額適用の認定等）

第百五条の七の二　［略］

5　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第十一条の三第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第百五条の九第五項において同じ。）を受けようとする者は、第九十九条第二項第一号若しくは第二号に規定する方法又は第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第二項第一号若しくは第二号又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から第一項の規定による認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［略］

7　認定を受けた者（令第十一条の三の五第三項第一号から第四号までに掲げる者及び第百五条の七の二第一項の組合の認定又は第百五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けている者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第十一条の三の三第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第百五条の七の二第五項及び第百五条の九第五項において同じ。）を受けたときの令第十一条の三の六第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第百五条の七の二第一項の組合の認定又は第百五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。

（高額療養費に係る療養に要した費用の額）

第百五条の六　令第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第二項第一号、第二号若しくは第三号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第三項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第四項第二号、第三号若しくは第四号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額又は同条第六項第一号若しくは第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニに規定する財務省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養（令第十一条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。）若しくは特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、同項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第四項に掲げる合算した金額又は同条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用の額又はその合算額とする。

［一～六　同上］

（限度額適用の認定等）

第百五条の七の二　［同上］

5　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第九十九条第二項第一号若しくは第二号に規定する方法又は第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第二項第一号若しくは第二号又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から第一項の規定による認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［同上］

（育児時短勤務手当金）

第百十一条の四　［略］

［２・３　略］

４　前項第一号の標準報酬の月額が、法第六十八条の五第五項に規定する雇用保険給付相当額を超える場合における同号の規定の適用については、同号中「標準報酬の月額」とあるのは、「法第六十八条の五第五項に規定する雇用保険給付相当額」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

○文部科学省令第六号

私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の三第七項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（育児時短勤務手当金） ［２・３　同上］ ［項を加える。］	（育児時短勤務手当金） ［同上］
（特定疾病給付対象療養の認定） **第四条の九の二**　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定による事業団の認定（以下この条において単に「認定」という。）は、限度額適用認定（第四条の十一の二第一項に規定する限度額適用認定をいう。）又は限度額適用・標準負担額減額認定（第四条の十三第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定をいう。第四項及び第四条の十一の二第一項において同じ。）をもつて代えるものとする。ただし、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。 ２　認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、次に掲げる事項を、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第七項に規定する文部科学大臣が定める医療に関する給付の実施機関を経て、事業団に申し出ることができる。 一　加入者等記号・番号又は個人番号 二　認定を受けようとする者の氏名及び生年月日 三　認定を受けようとする者の入院期間 四　認定を受けようとする者が施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当している旨	（特定疾病給付対象療養の認定） **第四条の九の二**　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定による事業団の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、次に掲げる事項を、同項に規定する文部科学大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において単に「実施機関」という。）を経て、事業団に申し出なければならない。 一　加入者の氏名 二　加入者等記号・番号 三　認定を受けようとする者の氏名及び生年月日 四　認定を受けようとする者が支給を受ける施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第七項に規定する文部科学大臣が定める医療に関する給付の名称 ２　前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）が施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。

３　前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、同項第四号に掲げる事項を証する書類を提出しなければならない。

４　第二項の申出があつた場合、限度額適用・標準負担額減額認定の申請書の提出があつたものとみなす。

（高額療養費に係る療養に要した費用の額等）

第四条の十　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号、第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第四項第二号、第三号若しくは第四号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第六項第一号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。以下この条において同じ。）に要した費用の額又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニに規定する文部科学省令で定めるところにより

３　事業団は、第一項の申出に基づき認定を行つたときは、実施機関を経て、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）に対し当該者が該当する施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項各号又は第三項各号に掲げる者の区分（第五項及び第六項において「所得区分」という。）を通知しなければならない。

４　認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経て、その旨を事業団に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出については、第二項の規定を準用する。

一　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しないこととなつたとき。

二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当することとなつたとき。

三　認定を受けた者が施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第七項に規定する文部科学大臣が定める医療に関する給付を受けないこととなつたとき。

５　事業団は、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経て、当該者に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。

６　認定を受けた者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号に規定する病院等から特定疾病給付対象療養（同条第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項及び第四条の十において同じ。）を受けようとするときは、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を当該病院等に申し出なければならない。

７　認定を受けた者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第一号から第四号までに掲げる者及び第四条の十一の二第一項の事業団の認定又は第四条の十三第一項の申請書の提出に基づく事業団の認定を受けた者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号に規定する加入者又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第四条の十一の二第五項及び第四条の十三第五項において同じ。）を受けたときの施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第四条の十一の二第一項の事業団の認定又は第四条の十三第一項の申請書の提出に基づく事業団の認定を受けているものとみなす。

（高額療養費に係る療養に要した費用の額等）

第四条の十　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号、第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第四項第二号、第三号若しくは第四号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第六項第一号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。以下この条において同じ。）に要した費用の額又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニに規定する文部科学省令で定めるところにより

算定した特定疾病給付対象療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。）に要した費用の額は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第四項に規定する合算した金額又は同条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一～六　［略］

（限度額適用の認定等）

第四条の十一の二　事業団は、限度額適用・標準負担額減額認定を受けている場合を除き、加入者の標準報酬月額に基づき、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「限度額適用認定」という。）を行わなければならない。ただし、限度額適用認定を受けた者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けるに至つたときは、限度額適用認定を取り消さなければならない。

2　事業団は、限度額適用認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者。以下この項（第四号を除く。）において同じ。）から次に掲げる事項を記載した申請書の提出があつたときは、限度額適用認定を受けた者に対して限度額適用認定証を交付する。

一～三　［略］

四　限度額適用認定を受けた者の氏名及び生年月日

五　［略］

3　限度額適用認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に限度額適用認定証を返納しなければならない。

一・二　［略］

三　第一項ただし書の規定により限度額適用認定が取り消されたとき。

四　限度額適用認定を受けた者が当該認定の区分に該当しなくなつたとき。

五　［略］

4　［略］

5　限度額適用認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号に規定する加入者又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第四条の十三第五項において同じ。）を受けようとする者は、第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から限度額適用認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［略］

算定した特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第四項に規定する合算した金額又は同条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一～六　［同上］

（限度額適用の認定等）

第四条の十一の二　事業団は、第四条の十三第一項の規定による認定を受けている場合を除き、加入者の標準報酬月額に基づき、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）を行わなければならない。ただし、この項の規定による認定を受けた者が第四条の十三第一項の規定による認定を受けるに至つたときは、この項の規定による認定を取り消さなければならない。

2　事業団は、前項の規定による認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者。以下この項において同じ。）から次に掲げる事項を記載した申請書の提出があつたときは、前項の規定による認定を受けた者に対して限度額適用認定証を交付する。

一～三　［同上］

四　認定を受けた者の氏名及び生年月日

五　［同上］

3　限度額適用認定証の交付を受けた加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に限度額適用認定証を返納しなければならない。

一・二　［同上］

三　第一項ただし書の規定により認定が取り消されたとき。

四　第一項の規定による認定を受けている者が当該認定の区分に該当しなくなつたとき。

五　［同上］

4　［同上］

5　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から第一項の規定による認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［同上］

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

一～三　［略］

四　限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

五　限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとする者の入院期間

六　［略］

2　事業団は、前項の申請書の提出に基づき限度額適用・標準負担額減額認定を行つたときは、限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）に対して限度額適用・標準負担額減額認定証（以下この条において「限度額適用証」という。）を交付する。

3　限度額適用証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に限度額適用証を返納しなければならない。

一・二　［略］

三　限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者が当該認定の区分に該当しなくなつたとき。

四　［略］

4　［略］

5　限度額適用・標準負担額減額認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

一～三　［同上］

四　認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

五　認定を受けようとする者の入院期間

六　［同上］

2　事業団は、前項の申請書の提出に基づき認定を行つたときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）に対して限度額適用・標準負担額減額認定証（以下この条において「限度額適用証」という。）を交付する。

3　限度額適用証の交付を受けた加入者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に限度額適用証を返納しなければならない。

一・二　［同上］

三　認定を受けている者が当該認定の区分に該当しなくなつたとき。

四　［同上］

4　［同上］

5　認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［同上］

附　則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

○厚生労働省令第十九号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。	（報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。
対象疾病	症状	期間	対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
水痘、帯状疱疹	アナフィラキシー	四時間	水痘、帯状疱疹	アナフィラキシー	四時間
	ギラン・バレ症候群	二十八日		（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第四条）	第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　ボイラー等及びその附属設備（第五条―第十一条）	第二章　ボイラー等及びその附属設備（第五条―第十一条）
第三章　蒸気タービン及びその附属設備（第十二条―第十七条）	第三章　蒸気タービン及びその附属設備（第十二条―第十七条）
第四章　ガスタービン及びその附属設備（第十八条―第二十三条の二）	第四章　ガスタービン及びその附属設備（第十八条―第二十三条の二）
第五章　内燃機関及びその附属設備（第二十四条―第二十九条の二）	第五章　内燃機関及びその附属設備（第二十四条―第二十九条の二）
第六章　燃料電池設備（第三十条―第三十六条の二）	第六章　燃料電池設備（第三十条―第三十六条の二）
第七章　液化ガス設備（第三十七条―第五十四条）	第七章　液化ガス設備（第三十七条―第五十四条）
第八章　ガス化炉設備（第五十五条―第六十八条）	第八章　ガス化炉設備（第五十五条―第六十八条）
第八章の二　バイオマス燃料設備（第六十八条の二―第六十八条の六）	第八章の二　バイオマス発電設備（第六十八条の二）
第九章　可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備（第六十九条―第七十三条）	第九章　可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備（第六十九条―第七十三条）
第九章の二　スターリングエンジン及びその附属設備（第七十三条の二―第七十三条の六）	第九章の二　スターリングエンジン及びその附属設備（第七十三条の二―第七十三条の六）
第十章　溶接部（第七十四条）	第十章　溶接部（第七十四条）
第十一章　雑則（第七十五条）	第十一章　雑則（第七十五条）
附則	附則

第八章の二　バイオマス燃料設備

（バイオガス発電設備の燃料設備の技術基準）

第六十八条の二　バイオガス発電設備（バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれから製造される製品を除く。）をいう。次条において同じ。）を原材料とする燃料を加熱、発酵その他の処理によりガスを発生させ、当該ガスを発電の用に供するものであって、一日のガス発生能力が標準状態（温度零度及び圧力一〇一・三二五〇キロパスカルの状態をいう。）において三百立方メートル以上であり、ガスの圧力が〇・一メガパスカル未満（ゲージ圧力をいう。）のもの（第八章ガス化炉設備は除く。）をいう。以下同じ。）の燃料設備の技術基準については、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百一号）第六条（第二項、第三項、第七項及び第八項を除く。）、第九条から第十一条まで、第十三条（第四項を除く。）、第十四条（第三号イ及びロ、第四号、第九号並びに第十号を除く。）、第十五条（第一項第一号、第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号、第二項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）、第十六条第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項、第三十条、第三十二条から第三十四条まで、第四十三条第二項、第四十六条から第四十八条まで、第五十一条（第一項の表（1）、第二項、第三項及び第四項第二号を除く。）、第五十三条及び第五十五条の規定を準用する。この場合において、同省令の規定中「ガス工作物」とあるのは「電気工作物」と、「ガス事業者」とあるのは「電気工作物を設置する者」と読み替えるものとする。

2　バイオガス発電設備には、その規模に応じて適切な防消火設備を適切な箇所に設けなければならない。

（粉じんの除去）

第六十八条の三　木質バイオマス等発電設備（木質バイオマス（バイオマスのうち木竹に由来するものをいう。）又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）のうち固体であるもの（以下「木質バイオマス等固体燃料」という。）を発電の用に供するものをいう。）に属する木質バイオマス等固体燃料の受入設備（以下「木質バイオマス等固体燃料の受入設備」という。）、運搬設備（以下「木質バイオマス等固体燃料の運搬設備」という。）及び貯蔵設備（以下「木質バイオマス等固体燃料の貯蔵設備」という。）にあっては、木質バイオマス等固体燃料から発生する粉じんについて、爆発又は火災の発生を防止できる程度に堆積、飛散又は浮遊しない状態を維持するための適切な措置を講じなければならない。ただし、木質バイオマス等固体燃料から粉じんが発生するおそれがない場合は、この限りでない。

（異物の除去）

第六十八条の四　木質バイオマス等固体燃料の受入設備又は木質バイオマス等固体燃料の運搬設備のいずれかについては、木質バイオマス等固体燃料に混入する異物と当該運搬設備との接触による異常な摩擦熱若しくは火花の発生を原因とする爆発又は火災の発生を防止するため、当該異物を除去するための適切な措置を講じなければならない。ただし、木質バイオマス等固体燃料に異物が混入するおそれがない場合は、この限りでない。

第八章の二　バイオマス発電設備

（バイオマス発電設備の技術基準）

第六十八条の二　バイオマス発電設備（バイオマス燃料（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれから製造される製品を除く。）を加熱、発酵その他の処理によりガスを発生させ、当該ガスを発電の用に供するものであって、一日のガス発生能力が標準状態（温度零度及び圧力一〇一・三二五〇キロパスカルの状態をいう。）において三百立方メートル以上であり、ガスの圧力が〇・一メガパスカル未満（ゲージ圧力をいう。）のもの（第八章ガス化炉設備は除く。）をいう。以下同じ。）の技術基準については、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百一号）第六条（第二項、第三項、第七項及び第八項を除く。）、第九条から第十一条まで、第十三条（第四項を除く。）、第十四条（第三号イ及びロ、第四号、第九号並びに第十号を除く。）、第十五条（第一項第一号、第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号、第二項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）、第十六条第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項、第三十条、第三十二条から第三十四条まで、第四十三条第二項、第四十六条から第四十八条まで、第五十一条（第一項の表（1）、第二項、第三項及び第四項第二号を除く。）、第五十三条及び第五十五条の規定を準用する。この場合において、同省令の規定中「ガス工作物」とあるのは「電気工作物」と、「ガス事業者」とあるのは「電気工作物を設置する者」と読み替えるものとする。

2　バイオマス発電設備には、その規模に応じて適切な防消火設備を適切な箇所に設けなければならない。

［新設］

［新設］

（異常な摩擦熱等の対策）

第六十八条の五　木質バイオマス等固体燃料の運搬設備にあっては、当該設備の摺動若しくは接触による異常な摩擦熱若しくは火花の発生を原因とする爆発又は火災の発生を防止するための適切な措置を講じなければならない。ただし、設備の摺動若しくは接触による異常な摩擦熱又は火花が発生するおそれがない場合は、この限りでない。

［新設］

（発酵等による異常な発熱等の対策）

第六十八条の六　木質バイオマス等固体燃料の貯蔵設備にあっては、燃料の性質等に応じて、木質バイオマス等固体燃料の発酵、化学反応その他の事象による異常な発熱若しくは可燃性のガスの発生を原因とする爆発又は火災の発生を防止するための適切な措置を講じなければならない。ただし、発酵、化学反応その他の事象によって、木質バイオマス等固体燃料が異常に発熱し、又は可燃性のガスが発生するおそれがない場合は、この限りでない。

［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している第六十八条の三に規定する木質バイオマス等発電設備については、なお従前の例による。

○国土交通省令第十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空管制運航情報官） **第六十二条**　（略） 2　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高知空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 3　八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所及び大分空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 4　八尾空港事務所、松山空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所及び大分空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略）	（航空管制運航情報官） **第六十二条**　（略） 2　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所及び高知空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 3　八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 4　八尾空港事務所、松山空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略）

５　（略）

６　松山空港事務所、長崎空港事務所及び大分空港事務所の航空管制運航情報官は、第三項及び第四項に規定するもののほか、関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

７～10　（略）

附　則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

○防衛省令第三号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六第三項及び第十七条の六の二第一項から第三項までの規定に基づき、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（高額療養費） **第十六条**　［略］ ２・３　［略］ ４　令第十七条の六第三項の規定による認定（次項において単に「認定」という。）については、第十八条第一項又は第六項の規定による認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第十七条の六の二第一項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。 ５　認定を受けようとする自衛官等が令第十七条の六の二第一項第五号に該当するときは、第三項で定める医療に関する給付の実施機関を経由して、次に掲げる事項を実施機関の長に申し出ることができる。 一・二　［略］ 三　当該自衛官等の入院期間 四　当該自衛官等が令第十七条の六の二第一項第五号に該当している旨 ６　自衛官等は、前項の申出の際、同項第四号に掲げる事項を証する書類を提出しなければならない。 ７　第五項の申出があった場合には、第十八条第六項の規定による限度額適用・標準負担額減額認定申請書の提出があったものとみなす。 ［項を削る。］	（高額療養費） **第十六条**　［同上］ ２・３　［同上］ ［項を加える。］ ４　令第十七条の六第三項の規定による認定（次項から第十項までにおいて単に「認定」という。）を受けようとする自衛官等は、次に掲げる事項を、同条第三項に規定する防衛省令で定める医療に関する給付の実施機関（第六項から第八項までにおいて「給付実施機関」という。）を経由して、実施機関の長に申し出なければならない。 一・二　［同上］ ［号を加える。］ 三　当該自衛官等が受けるべき令第十七条の六第三項に規定する防衛省令で定める医療に関する給付の名称 ５　前項の申出については、認定を受けようとする自衛官等が令第十七条の六の二第一項第五号に該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。 ［項を加える。］ ６　実施機関の長は、第四項の申出に基づき認定を行ったときは、給付実施機関を経由して、認定を受けた自衛官等に対し当該自衛官等が該当する令第十七条の六の二第一項各号に掲げる者の区分（第八項及び第九項において「所得区分」という。）を通知しなければならない。

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

8　令第十七条の六第五項の規定による認定（次項から第十一項までにおいて単に「認定」という。）を受けようとする自衛官等は、次に掲げる事項を記載した書類を実施機関の長に提出しなければならない。

一～三　［略］

9　［略］

10　実施機関の長は、第八項の書類の提出に基づき認定を行ったときは、当該認定を受けた自衛官等であって資格確認書の交付又は提供を受けているものに対して別紙様式第六の自衛官特定疾病療養受療証を交付しなければならない。

11～14　［略］

（高額療養費算定基準額）

第十七条　令第十七条の六の二第一項第一号から第三号までに規定する防衛省令で定めるところにより算定した療養、同条第二項に規定する防衛省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養又は同条第三項第一号から第三号までに規定する防衛省令で定めるところにより算定した特定疾病給付対象療養（令第十七条の六第三項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。）に要した費用の額は、令第十七条の六第一項第一号に掲げる金額につき次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める費用の額を合算した額と同項第二号に掲げる額とを合算した金額若しくは同項第一号イからニまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める費用の額又はその合算額とする。

一～六　［略］

2・3　［略］

7　認定を受けた自衛官等は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、給付実施機関を経由して、その旨を実施機関の長に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至ったことによる申出については、第五項の規定を準用する。

一　令第十七条の六の二第一項第五号に該当していた自衛官等が、該当しないこととなったとき。

二　令第十七条の六の二第一項第五号に該当することとなったとき。

三　認定を受けた自衛官等が令第十七条の六第三項に規定する防衛省令で定める医療に関する給付を受けないこととなったとき。

8　実施機関の長は、認定を受けた自衛官等が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、給付実施機関を経由して、当該自衛官等に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。

9　認定を受けた自衛官等は、令第十七条の六第一項第一号に規定する病院等（第十九条第一項において単に「病院等」という。）から特定疾病給付対象療養（令第十七条の六第三項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項及び次条において同じ。）を受けようとするときは、第六項又は前項の規定により通知された所得区分を当該病院等に申し出なければならない。

10　認定を受けた自衛官等（第十八条第一項の実施機関の長の認定又は同条第六項の申請書の提出に基づく実施機関の長の認定を受けている自衛官等を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の令第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関から令第十七条の六の三第一項各号に掲げる療養を受けたときの同項又は同条第六項の規定の適用については、当該認定を受けた自衛官等は、第十八条第一項の実施機関の長の認定又は同条第六項の申請書の提出に基づく実施機関の長の認定を受けているものとみなす。

11　令第十七条の六第五項の規定による認定（次項から第十四項までにおいて単に「認定」という。）を受けようとする自衛官等は、次に掲げる事項を記載した書類を実施機関の長に提出しなければならない。

一～三　［同上］

12　［同上］

13　実施機関の長は、第十一項の書類の提出に基づき認定を行ったときは、当該認定を受けた自衛官等であって資格確認書の交付又は提供を受けているものに対して別紙様式第六の自衛官特定疾病療養受療証を交付しなければならない。

14～17　［同上］

（高額療養費算定基準額）

第十七条　令第十七条の六の二第一項第一号から第三号までに規定する防衛省令で定めるところにより算定した療養、同条第二項に規定する防衛省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養又は同条第三項第一号から第三号までに規定する防衛省令で定めるところにより算定した特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、令第十七条の六第一項第一号に掲げる金額につき次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める費用の額を合算した額と同項第二号に掲げる額とを合算した金額若しくは同項第一号イからニまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める費用の額又はその合算額とする。

一～六　［同上］

2・3　［同上］

（一部負担金等払戻金）

第十九条　実施機関の長は、自衛官等が支払った一部負担金等の額（同一の月にそれぞれ一の令第十七条の六第一項第一号に規定する病院等から受けた療養に係る同号イからニまでのいずれかに掲げる金額をいう。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を一部負担金等払戻金として当該自衛官等に支給する。ただし、第一号に定める額が千円に満たない場合は、この限りでない。

一・二　［略］

２～５　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第一号

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条第二項の規定に基づき、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月二十七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（相手方情報保有者等に対する通知等の方法） **第十四条**　法第六条第二項前段の規定による通知及び求め（次項において「通知等」という。）は、別記様式第十号の通知・要請書を交付して行うものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、緊急を要し別記様式第十号の通知・要請書を交付するいとまがないときは、通知等を口頭で行うことができる。この場合において、別記様式第十号の通知・要請書は、可能な限り速やかにこれを交付するものとする。 （援助の申出の受理） **第十五条**　法第七条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第十一号の援助申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第十一号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。 （警察本部長等による援助） **第十六条**　［略］	［条を加える。］ （援助の申出の受理） **第十四条**　法第七条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第十号の援助申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第十号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。 （警察本部長等による援助） **第十五条**　［同上］

（一部負担金等払戻金）

第十九条　実施機関の長は、自衛官等が支払った一部負担金等の額（同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る令第十七条の六第一項第一号イからニまでのいずれかに掲げる金額をいう。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を一部負担金等払戻金として当該自衛官等に支給する。ただし、第一号に定める額が千円に満たない場合は、この限りでない。

一・二　［同上］

２～５　［同上］

［様式を加える。］

別記様式第11号（第15条関係）

	※受理年月日		※受理番号

援　助　申　出　書

ストーカー行為等の規制等に関する法律第７条第１項の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年　月　日

殿

氏名及び住所

申出人	住所等	電話（　）　－　番
	（ふりがな）	
	氏名	（　歳）
ストーカー行為等をした者	住所等	電話（　）　－　番
	（ふりがな）	
	氏名	（　歳）
受けたい援助の内容		１　被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 ２　ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 ３　被害防止交渉に関する事項についての助言 ４　被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 ５　被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 ６　被害の防止に資する物品の教示又は貸出し ７　警告、禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を実施したことを明らかにする書面の交付 ８　被害を自ら防止するための措置の教示 ９　その他（　）
その他参考事項		

記載要領
１　※印欄には、記載しないこと。
２　「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
３　「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。
４　申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第10号（第14条関係）

第　　号

通　知　・　要　請　書

年　月　日

殿

㊞

ストーカー行為等の規制等に関する法律第６条第２項の規定により、下記のとおり通知して、ストーカー行為等をするおそれがある者に対し、ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものの提供を行わないよう要請します。

なお、ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該提供を行うことは禁止されています。また、この通知に係る事項をみだりに第三者に漏らさないよう要請します。

ストーカー行為等をするおそれがある者	
ストーカー行為等の相手方	

記載要領
１　「ストーカー行為等をするおそれがある者」欄には、この通知及び要請を受ける者が保有する情報の範囲内で、氏名、住所その他のストーカー行為等をするおそれがある者を特定するに足りる事項を、「ストーカー行為等の相手方」欄には、この通知及び要請を受ける者が保有する情報の範囲内で、氏名、住所その他のストーカー行為等の相手方を特定するに足りる事項を、それぞれ記載すること。
２　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第10号（第14条関係）

	※受理年月日		※受理番号

援　助　申　出　書

ストーカー行為等の規制等に関する法律第７条第１項の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年　月　日

殿

氏名及び住所

申出人	住所等	電話（　）　－　番
	（ふりがな）	
	氏名	（　歳）
ストーカー行為等をした者	住所等	電話（　）　－　番
	（ふりがな）	
	氏名	（　歳）
受けたい援助の内容		１　被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 ２　ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 ３　被害防止交渉に関する事項についての助言 ４　被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 ５　被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 ６　被害の防止に資する物品の教示又は貸出し ７　警告、禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を実施したことを明らかにする書面の交付 ８　被害を自ら防止するための措置の教示 ９　その他（　）
その他参考事項		

記載要領
１　※印欄には、記載しないこと。
２　「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
３　「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。
４　申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年三月十日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面は、この規則による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面とみなす。

法規的告示

○デジタル庁・総務省告示第七号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）第二十八条第三号への規定を実施するため、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報の漏えい防止等のために必要な措置） **第三十一条**　規則第二十八条第三号ヘに規定する必要な措置には、次の各号に掲げる措置を含むものとする。 ［一～三　略］ 四　次に掲げる場合を除き、署名用電子証明書の発行の番号等を外部に提供しないこと。 ［イ　略］ ロ　電子署名等確認業務委託者（規則第二十九条第一項に規定する電子署名等確認業務委託者をいう。以下同じ。）が電子署名等確認業務を委託する電子署名等確認業務受託者（同項に規定する電子署名等確認業務受託者をいう。以下同じ。）を変更する場合において、当該変更前の電子署名等確認業務受託者が、当該電子署名等確認業務委託者の求めに応じ、当該変更後の電子署名等確認業務受託者に対して当該電子署名等確認業務に係る署名用電子証明書の発行の番号等を提供するとき。 ［新設］ ［ロ・ハ　同上］ ［五　略］	（情報の漏えい防止等のために必要な措置） **第三十一条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ ［イ　同上］ ［新設］ ［ロ・ハ　同上］ ［五　同上］

六　電子署名等確認業務受託者にあっては、電子署名等確認業務委託者との間で通信を行う場合には、認定業務情報に係る通信を暗号化するとともに、通信相手を確認する措置を講じること。

六　規則第二十九条第一項に規定する電子署名等確認業務受託者にあっては、同項に規定する電子署名等確認業務委託者との間で通信を行う場合には、認定業務情報に係る通信を暗号化するとともに、通信相手を確認する措置を講じること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○デジタル庁・法務省告示第一号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の八第四項（同令第三十三条の十五第三項及び他の省令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子認証登記所の登記官が電子署名を行ったものであることを確認するために必要な事項を次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法務大臣　平口　洋

電子認証登記所の登記官の電子証明書（自己署名証明書）	電子証明書のハッシュ値（16進数）（注）
シリアル番号（10進数）：20261100000000001	05C0 73B8 E1DD 6311 3850 AE14 4498 D4F7 DAF6 1EE9
主体名（subject）：	
名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	
所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice	
組織名（organizationName）＝Japanese Government	7993 8CD7 BD64 95B4 1C25 630C C9F2 D0D5 163E 64DA 9873 3A01 9A9C 4D53 8197 7BC9
国名（countryName）＝JP	
有効期間（validity）：	
西暦2026年２月28日から西暦2036年２月27日まで	
シリアル番号（10進数）：20251100000000001	CF09 9170 C1DC CEF0 01D9 C43C 46BC CE1B 12D2 987E
主体名（subject）：	
名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	
所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice	
組織名（organizationName）＝Japanese Government	9121 BC3E 5CE9 52AD F63A 7475 1297 5C31 A494 F841 5217 5EEA AB4A A052 FC47 5F4D
国名（countryName）＝JP	
有効期間（validity）：	
西暦2025年11月29日から西暦2031年11月28日まで	
シリアル番号（10進数）：20221100000000001	7849 F6DE D1EB 9B6A 5165 0E30 C863 968F BB8E 379F
主体名（subject）：	
名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	
所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice	
組織名（organizationName）＝Japanese Government	7AE6 E59D 3FD2 3765 125F 1620 CDAC 24C9 DD4F CADA EC4C 50C8 FD2F 9FE6 0C9A FAC8
国名（countryName）＝JP	
有効期間（validity）：	
西暦2022年11月29日から西暦2028年11月28日まで	

（注）　上段は、ハッシュ関数ＳＨＡ－１（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Ｘ5007及びＸ5603に規定するオブジェクト識別子を「1. 3. 14. 3. 2. 26」とするアルゴリズムをいう。）による変換値を示す。

下段は、ハッシュ関数ＳＨＡ－256（産業標準化法に基づく日本産業規格Ｘ5007及びＸ5603に規定するオブジェクト識別子を「2. 16. 840. 1. 101. 3. 4. 2. 1」とするアルゴリズムをいう。）による変換値を示す。

○デジタル庁・法務省告示第二号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の六第四項第二号及び第五項（同令第三十三条の十四第二項において準用する場合を含む。）並びに第六項、第三十三条の八第一項（同令第三十三条の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十三条の十三第二項並びに第三十三条の十五第二項及び第三項の規定（これらの規定を同令第三十三条の十九又は他の省令において準用する場合を含む。）に基づき、法務大臣が指定する電子証明書の方式等を次のように定め、令和八年二月二十八日から施行する。なお、平成二十六年十二月十二日法務省告示第五百四十三号は、令和八年二月二十七日限り、廃止する。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法務大臣　平口　洋

第１　電磁的記録への記録方式

１　使用する電磁的記録媒体

（１）商業登記規則第 33 条の 6 第 4 項第 1 号の光ディスク（以下「申請用光ディスク」という。）のトラックフォーマットは、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X6241 又は X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものによる。ボリューム及びファイル構成は、日本産業規格 X0606 又は X0610 による。

（２）商業登記規則第 33 条の 6 第 4 項第 2 号の不揮発性半導体記憶装置（以下「申請用メモリ」という。）の構造は、ユーエスビーインプリメンターズフォーラムが定めた USB1.0、USB1.1、USB2.0 又は USB3.0 に適合し、かつ、Standard A 端子を備えたものによる。ボリューム及びファイル構成は、File Allocation Table 16、File Allocation Table 32、NT File System 又は Extended File Allocation Table による。

（３）１個の申請用光ディスク又は申請用メモリには、１件の申請に係る商業登記規則第 33 条の 6 第 1 項の電磁的記録（以下第２までにおいて「電磁的記録」という。）のみを記録する。

２　ファイル名

ファイル名は、「SHINSEI」とする。

３　ファイルへの記録の方式

（１）ファイルに所要事項（データ）を格納する際には、次の４に定めるところにより、「データ型」欄に掲げる形式を用いて、付録１の様式に従って、「フィールド」欄に掲げる事項を記録する。この場合において、「データ型」欄の形式は、国際標準化機構が定めた規格 8824-1:1998、8824-2:1998、8824-3:1998、8824-4:1998 の抽象構文記法１（以下「ASN.1」という。）及び付録１に定めるところによる。

（２）　データの符号化は、国際標準化機構 ISO/IEC 8825-1：2015 の識別符号化規則（以下「DER」という。）による。

（３）フィールド欄の「－」部分は、フィールドが定義されていないことを表す。以下同じ。

４　証明書発行申請ファイル

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
header	PKIHeader		
pvno	INTEGER	1	◎
sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)		○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)		○
body	PKIBody([0])		
－	CertReqMessages		
－	CertReqMsg		
certReq	CertRequest		
certReqId	INTEGER	0	◎
certTemplate	CertTemplate		
subject	[5]		△（注２）
－	Name(RDNSequence)		
－	RelativeDistinguishedName		△（注３）
(organizationName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10	↑◎（注２）
value	DirectoryString (UTF8String)	商業登記規則第33条の６第６項の規定により商号等の表音等をローマ字等で表示したものを記録する場合には、記録する。（注４）	↑◎（注２）
－	RelativeDistinguishedName		△（注５）
(commonName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3	↑◎（注２）
value	DirectoryString (UTF8String)	商業登記規則第33条の６第６項の規定により氏名の表音をローマ字等で表示したものを記録する場合には、記録する。（注４）	↑◎（注２）
publicKey	[6] SubjectPublicKeyInfo		
algorithm	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.1	◎
parameters	NULL		△
subjectPublicKey	BIT STRING	日本産業規格 X5731-8 附属書 D に定める方式に従って作成した 2,048 ビットの公開かぎを記録する。	◎
extensions	[9] Extensions		
(registeredCorporationInfo)	Extension		
extnId	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.1.3	◎
extnValue	OCTET STRING		
－	RegisteredCorporationInfoSyntax		
corporateName	[0]		
－	DirectoryString (UTF8String)	「商号」を記録する。（注６）	◎
corporateAddress	[2]		
－	DirectoryString (UTF8String)	「本店（被証明者が商号使用者又は支配人であるときは、それぞれ営業所又は支配人を置いた営業所）」を記録する。（注６）	◎
representativeDirectorName	[3]		
－	DirectoryString (UTF8String)	「被証明者の氏名」を記録する。（注６）	◎
representativeDirectorTitle	[4]		
－	DirectoryString (UTF8String)	「被証明者の資格」を記録する。（注６）	◎
pop	ProofOfPossession ([1] POPOSigningKey)		
algorithmIdentifier	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
parameters	NULL		△
signature	BIT STRING	（注７）	◎
regInfo	SEQUENCE OF AttributeTypeAndValue		
(suspensionSecretCode)	AttributeTypeAndValue		

type	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.105	◎
value	SuspensionSecretCode		
hashAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	2.16.840.1.101.3.4.2.1	◎
parameters	NULL		△
hashedSecretCode	OCTET STRING	（注８）	◎
(timeLimit)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.104	◎
value	TimeLimit	商業登記法第12条の２第１項第２号の期間（月数）を記録する。（注９）	◎

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に○印のあるフィールドは、必ず設けなければならない。「必須」欄中に△印のあるフィールドは、記録する内容によって任意に設けることができる。「必須」欄中に↑◎印のあるフィールドには、上欄にフィールドを設けたときは、必ず値を記録しなければならない。

注２　商業登記規則第33条の６第６項の規定により電磁的記録に商号又は氏名等の表音等をローマ字等で記録する場合には、このフィールドを設定する。

注３　商業登記規則第33条の６第６項の規定により商号の表音等をローマ字等で表示したものを記録する場合には、このフィールドを設定する。

注４　商号等の表音をローマ字等で表記する場合の文字数は44文字以内とし、氏名の表音をローマ字等で表記する場合の文字数は50文字以内とする。使用する文字等の範囲は、日本産業規格X0201-1997のラテン文字用図形文字集合及びスペースとし、文字の符号化表現は、日本産業規格X0208-1997附属書１に規定する方式による。

注５　商業登記規則第33条の６第６項の規定により氏名の表音をローマ字等で表示したものを記録する場合には、このフィールドを設定する。

注６　「商号」、「本店（被証明者が商号使用者又は支配人であるときは、それぞれ営業所又は支配人を置いた営業所）」及び「被証明者の資格」の文字数は、各128文字以内とし、「被証明者の氏名」の文字数は、126文字以内とする。使用する文字等の範囲は、日本産業規格X0208-1997の２バイト図形文字集合とし、この範囲外の文字等は、範囲内の類似の文字等又はその表音を片仮名に置き換えて記録する。文字の符号化表現は、日本産業規格X0208-1997附属書１に規定する方式による。

なお、営業所又は支配人を置いた営業所を記録する場合においては、当該営業所等に係る表示の末尾に、それぞれ「（営業所）」又は「（支配人を置いた営業所）」と続けて記録する。

注７　「certReq」に属する部分をDERにより符号化した値にsha-256WithRSAEncryptionによる電子署名（日本産業規格X5007及びX5603に規定するオブジェクト識別子（以下「オブジェクト識別子」という。）を「1.2.840.113549.1.1.11」とするアルゴリズムに基づき変換する措置をいう（以下「sha-256WithRSAによる電子署名」という。）。）を講じた値を記録する。

注８　商業登記規則第33条の６第５項第４号に規定する申請人が定める識別符号をSHA-256（オブジェクト識別子を「2.16.840.1.101.3.4.2.1」とするアルゴリズムをいう。以下同じ。）により変換した値を記録する。同号の規定により申請人が定める識別符号の長さは、８バイト以上64バイト以下とする。使用する文字等の範囲は、日本産業規格X0201で規定されたラテン文字用図形文字集合とする。文字等の符号化表現は、日本産業規格X0208-1997附属書１に規定する方式による。

注９　使用する数字は、日本産業規格X0201で規定されたラテン文字用図形文字集合の数字とする。この場合において、１桁の数字を記録するときは、最初に０を記録して２桁にしなければならない。文字の符号化表現は、日本産業規格X0208-1997附属書１に規定する方式による。

第２　電子証明書の方式

１　通則

（１）商業登記規則第33条の８第２項の電子証明書に所要事項（データ）を格納する際には、次の２に定めるところにより、「データ型」欄に掲げる形式を用いて、付録２の様式に従って、「フィールド」欄に掲げる事項を記録する。この場合において、「データ型」欄の形式は、ASN.1及び付録２に定めるところによる。また、電子認証登記所の登記官（以下「登記官」という。）が商業登記規則第33条の８第１項の規定により電子署名を講ずるのに用いる公開かぎを明らかにするため、次の３に定めるところにより作成する登記官の電子証明書についても同様とする。

（２）データの符号化は、DERによる。

２　被証明者の電子証明書

フィールド	データ型	設定値
－	Certificate	
tbsCertificate	TBSCertificate	
version	[0]	
－	Version	2
serialNumber	CertificateSerialNumber	（注１）
signature	AlgorithmIdentifier	
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11
parameters	NULL	（注２）
issuer	Name(RDNSequence)	
－	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
value	PrintableString	JP
－	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government
－	RelativeDistinguishedName	
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11
value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice
－	RelativeDistinguishedName	

(commonName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3
value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
validity	Validity	
notBefore	Time(UTCTime)	（注３）
notAfter	Time(UTCTime)	（注４）
subject	Name(RDNSequence)	
-	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
value	PrintableString	JP
-	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
value	DirectoryString (UTF8String)	（注５）
-	RelativeDistinguishedName	
(commonName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3
value	DirectoryString (UTF8String)	（注６）
subjectPublicKeyInfo	SubjectPublicKeyInfo	
algorithm	AlgorithmIdentifier	
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.1
parameters	NULL	（注２）
subjectPublicKey	BIT STRING	（注７）
extensions	[3]	
-	Extensions	
(authorityKeyIdentifier)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.35
extnValue	OCTET STRING	
-	AuthorityKeyIdentifier	
keyIdentifier	[0] KeyIdentifier	（注８）
authorityCertIssuer	[1] GeneralNames	
-	GeneralName([4])	
-	Name(RDNSequence)	
-	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
value	PrintableString	JP
-	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government
-	RelativeDistinguishedName	
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11
value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice
-	RelativeDistinguishedName	
(commonName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3
value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
authorityCertSerialNumber	[2] CertificateSerialNumber	（注９）
(subjectKeyIdentifier)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.14
extnValue	OCTET STRING	
-	SubjectKeyIdentifier	（注１０）
(keyUsage)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.15
critical	BOOLEAN DEFAULT FALSE	TRUE
extnValue	OCTET STRING	
-	keyUsage	１１０００００００（digitalSignature、nonRepudiation）
(certificatePolicies)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.32
extnValue	OCTET STRING	
-	CertificatePoliciesSyntax	
-	PolicyInformation	
policyIdentifier	CertPolicyId	1.2.392.100300.1.3.3（注１１）
policyQualifiers	SEQUENCE OF PolicyQualifierInfo	
-	PolicyQualifierInfo	
policyQualifierId	OBJECT IDENTIFIER	1.3.6.1.5.5.7.2.2
qualifier	UserNotice	
noticeRef	NoticeReference	
organization	DisplayText(VisibleString)	Ministry of Justice
noticeNumbers	SEQUENCE OF INTEGER	
-	INTEGER	1
explicitText	DisplayText(VisibleString)	（注１２）
(authorityInfoAccess)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	1.3.6.1.5.5.7.1.1
extnValue	OCTET STRING	
-	AuthorityInfoAccessSyntax	
-	AccessDescription	
accessMethod	OBJECT IDENTIFIER	1.3.6.1.5.5.7.48.1
accessLocation	GeneralName([6] IA5String)	http://crca.moj.go.jp/bin/dcwcgi/DC_HUSR/cert/cert
(jCertificatePolicies)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.1.1
extnValue	OCTET STRING	
-	JCertificatePoliciesSyntax	
-	PolicyInformation	
policyIdentifier	CertPolicyId	1.2.392.100300.1.3.4（注１１）
policyQualifiers	SEQUENCE OF PolicyQualifierInfo	
-	PolicyQualifierInfo	
policyQualifierId	OBJECT IDENTIFIER	1.3.6.1.5.5.7.2.2
qualifier	UserNotice	
noticeRef	NoticeReference	
organization	DisplayText(UTF8String)	法務省
noticeNumbers	SEQUENCE OF INTEGER	
-	INTEGER	1
explicitText	DisplayText(UTF8String)	（注１３）
(registrar)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.1.2
extnValue	OCTET STRING	
-	RegistrarSyntax(UTF8String)	東京法務局登記官
(registeredCorporationInfo)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.1.3

extnValue	OCTET STRING	
-	RegisteredCorporationInfoSyntax	
corporateName	[0]	
-	DirectoryString(UTF8String)	（注１４）
registeredNumber	[1]	
-	PrintableString	（注１５）
corporateAddress	[2]	
-	DirectoryString(UTF8String)	（注１６）
representativeDirectorName	[3]	
-	DirectoryString(UTF8String)	（注１７）
representativeDirectorTitle	[4]	
-	DirectoryString(UTF8String)	（注１８）
registryOffice	[6]	
-	DirectoryString(UTF8String)	（注１９）
(cRLDistributionPoints)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.31
extnValue	OCTET STRING	
DistributionPoint	[0] DistributionPointName	
fullName	[0] GeneralNames	
DirectoryName	[4] Name	
-	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
value	PrintableString	JP
-	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
value	DirectoryString(UTF8String)	Japanese Government
-	RelativeDistinguishedName	
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11
value	DirectoryString(UTF8String)	Ministry of Justice
-	RelativeDistinguishedName	
(commonName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3
value	DirectoryString(UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
DistributionPoint	[0] DistributionPointName	
fullName	[0] GeneralNames	
uniformResourceIdentifier	GeneralName([6] IA5String)	http://crca1.moj.go.jp/certificateRevocationList.crl
algorithm	AlgorithmIdentifier	
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11
parameters	NULL	（注２）
signature	BIT STRING	（注２０）

注１　商業登記規則第 33 条の８第２項第２号の電子証明書の番号を記録する。

注２　長さオクテットに「0」を記録する。

注３　商業登記規則第 33 条の８第２項第３号の電子証明書の作成日時をグリニッジ標準時により記録する。

注４　電子証明書を作成した日の翌日から起算して、商業登記法第 12 条の２第１項第２号の期間の満了する日の日本時間 23 時 59 分 59 秒をグリニッジ標準時により記録する。

注５　「MOJ No.「会社法人等番号」-「商号等の表音をローマ字等で表示したもの」」の形式で記録する。なお、「-「商号等の表音をローマ字等で表示したもの」」は、電磁的記録に記録がある場合に限り、これを記録する。

注６「「役員番号」-「氏名の表音をローマ字等で表示したもの」」の形式で記録する。
なお、「-「氏名の表音をローマ字等で表示したもの」」は、電磁的記録に記録がある場合に限り、これを記録する。

注７　電磁的記録の「subjectPublicKey」に記録された事項を記録する。日本産業規格 X5731-8 附属書 D に定める方式に従って作成した 2,048 ビットの公開かぎが記録される。

注８　登記官の電子証明書の「subjectPublicKey」の値（識別子オクテット、長さオクテット及び未使用ビットを除く。）を SHA-1 により変換した値を記録する。

注９　登記官の電子証明書の番号を記録する。

注１０　電子証明書の「subjectPublicKey」の値（識別子オクテット、長さオクテット及び未使用ビットを除く。）を SHA-1 により変換した値を記録する。

注１１　法務省ホームページに掲示される電子証明書に関する注意事項等を識別するオブジェクト識別子を記録する。

注１２　電子証明書を利用する際の注意事項を英字により記録する。

注１３　電子証明書を利用する際の注意事項を記録する。

注１４　電磁的記録の「corporateName」に記録された事項を記録する。

注１５　会社法人等番号を記録する。

注１６　電磁的記録の「corporateAddress」に記録された事項を記録する。

注１７　電磁的記録の「representativeDirectorName」に記録された事項を記録する。

注１８　電磁的記録の「representativeDirectorTitle」に記録された事項を記録する。

注１９　商業登記規則第 33 条の８第２項第４号の登記所を記録する。

注２０　「tbsCertificate」を DER により符号化した値に sha-256WithRSA による電子署名を講じた値を記録する。

３　登記官の電子証明書

フィールド	データ型	設定値
-	Certificate	
tbsCertificate	TBSCertificate	
Version	[0]	
-	Version	2
serialNumber	CertificateSerialNumber	（注１）
Signature	AlgorithmIdentifier	
Algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11
Parameters	NULL	（注２）
Issuer	Name(RDNSequence)	
-	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
Type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
Value	PrintableString	JP
-	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	

Type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
Value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government
–	RelativeDistinguishedName	
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue	
Type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11
Value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice
–	RelativeDistinguishedName	
(commonName)	AttributeTypeAndValue	
Type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3
Value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
Validity	Validity	
notBefore	Time(UTCTime)	（注３）
notAfter	Time(UTCTime)	（注４）
Subject	Name(RDNSequence)	
–	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
Type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
Value	PrintableString	JP
–	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	
Type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
Value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government
–	RelativeDistinguishedName	
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue	
Type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11
Value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice
–	RelativeDistinguishedName	
(commonName)	AttributeTypeAndValue	
Type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3
Value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
subjectPublicKeyInfo	SubjectPublicKeyInfo	
Algorithm	AlgorithmIdentifier	
Algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.1
Parameters	NULL	（注２）
subjectPublicKey	BIT STRING	（注５）
Extensions	[3]	
–	Extensions	
(subjectKeyIdentifier)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.14
extnValue	OCTET STRING	
–	SubjectKeyIdentifier	（注６）
(keyUsage)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.15
critical	BOOLEAN DEFAULT FALSE	TRUE
extnValue	OCTET STRING	
–	KeyUsage	１０１１０１１００（digitalSignature、keyEncipherment、dataEncipherment、keyCertSign、cRLSign）
(privateKeyUsagePeriod)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.16
extnValue	OCTET STRING	
–	PrivateKeyUsagePeriod	
notBefore	[0] GeneralizedTime	（注７）
notAfter	[1] GeneralizedTime	（注８）
(basicConstraints)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.19
extnValue	OCTET STRING	
–	BasicConstraintsSyntax	
cA	BOOLEAN DEFAULT FALSE	TRUE
(registrar)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.1.2
extnValue	OCTET STRING	
–	RegistrarSyntax(UTF8String)	東京法務局登記官
(cRLDistributionPoints)	Extension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.31
extnValue	OCTET STRING	
DistributionPoint	[0] DistributionPointName	
fullName	[0] GeneralNames	
DirectoryName	[4] Name	
–	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
value	PrintableString	JP
–	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
value	DirectoryString(UTF8String)	Japanese Government
–	RelativeDistinguishedName	
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11
value	DirectoryString(UTF8String)	Ministry of Justice
–	RelativeDistinguishedName	
(commonName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3
value	DirectoryString(UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
DistributionPoint	[0] DistributionPointName	
fullName	[0] GeneralNames	
uniformResourceIdentifier	GeneralName([6] IA5String)	http://crcal.moj.go.jp/authorityRevocationList.crl
Algorithm	AlgorithmIdentifier	
Algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11
Parameters	NULL	（注２）
Signature	BIT STRING	（注９）

注１　登記官の電子証明書の番号を記録する。

注２　長さオクテットに「0」を記録する。

注３　登記官が電子証明書の使用を開始する日の日本時間０時０分０秒をグリニッジ標準時により記録する。

注４　登記官が電子証明書の使用を開始する日から起算して、120月を経過した日の日本時間23時59分59秒をグリニッジ標準時により記録する。

注５　登記官の公開かぎを記録する。

注６　電子証明書の「subjectPublicKey」の値（識別子オクテット、長さオクテット及び未使用ビットを除く。）をSHA-1により変換した値を記録する。

注７　登記官が電子証明書の使用を開始する日の日本時間０時０分０秒をグリニッジ標準時に

より記録する。

注８　登記官が電子証明書の使用を開始する日から起算して、60 月を経過した日の日本時間の 23 時 59 分 59 秒をグリニッジ標準時により記録する。

注９　「tbsCertificate」を DER により符号化した値に sha-256WithRSA による電子署名を講じた値を記録する。

第３　電子証明書の送信の方式

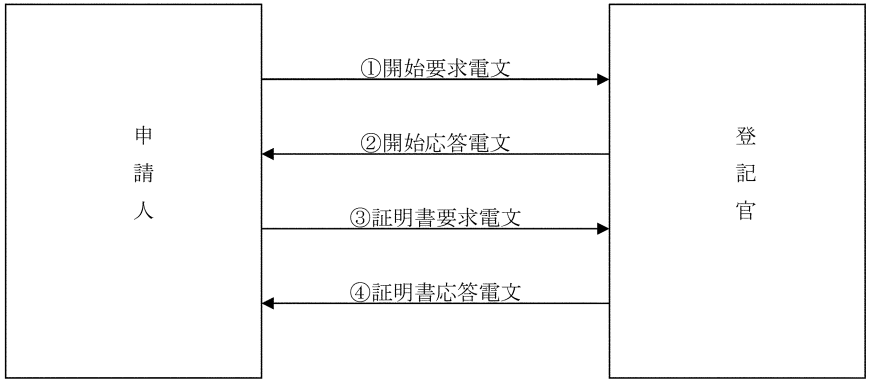
１　通信プロトコル

商業登記規則第 33 条の 8 第 1 項の方式による送信に用いる通信プロトコルは、インターネットエンジニアリングタスクフォース（以下「IETF」という。）が Request for Comments（以下「RFC」という。）:9112 において定めた Hypertext Transfer Protocol--HTTP/1.1（以下「HTTP」という。）とする。

２　電文の送受信の基本形式

登記官と申請人との間の電文の送受信は、以下の手順による。

なお、①から④までの各電文の構成は、３以下で定める。



①　申請人は、登記官に「開始要求電文」を送信する。

②　登記官は、申請人に sha-256WithRSA による電子署名を講じた「開始応答電文」を送信する。

③　申請人は、登記官に sha-256WithRSA による電子署名を講じた「証明書要求電文」を送信する。

④　登記官は、申請人の電子証明書を共通かぎ暗号方式（共通かぎによる対称アルゴリズムに基づく暗号方式をいう。）により暗号化したもの及び暗号化に用いた共通かぎを申請人の公開かぎを用いて暗号化したものに、sha-256WithRSA による電子署名を講じた「証明書応答電文」を送信する。

３　各電文の構成

前記２の各電文の構成は、次の（１）及び（２）に定めるところにより、各項目に該当する設定値を記録し、その次に区切り欄に掲げる制御記号（「CR」は「復帰」を、「LF」は「改行」を示す。以下同じ。）を記録する。

（１）「開始要求電文」及び「証明書要求電文」の構成

項番	項目	設定値	区切り
1	Request-Line	POST△/bin/dcwcgi/DC_HUSR/cert/cert △HTTP/1.1（注１）	CR+LF
2	request-header	Host:crca.moj.go.jp	CR+LF
3	entity-header	Content-Type:application/pkixcmp	CR+LF
		Content-Length:N（注２）	CR+LF
4	general-header	Connection:close	CR+LF CR+LF
5	entity-body	（注３）	

注１　「△」は、スペース（間隔）を表す。以下同じ。

注２　「N」は、項番５「entity-body」のバイト長を記録する。

注３　項番５「entity-body」の設定値は、後記４に定めるところによる。

（２）「開始応答電文」及び「証明書応答電文」の構成

項番	項目	設定値	区切り
1	Status-Line	HTTP/1.1△200△OK	CR+LF
2	entity-header	Content-Type:application/pkixcmp	CR+LF
3		Content-Length:N（注１）	CR+LF
4	general-header	Date:（注２）	CR+LF
5		Connection:close	CR+LF
6	response-header	Server:（注３）	CR+LF
7	Set-Cookie	Set-Cookie: （注４）	CR+LF CR+LF
8	entity-body	（注５）	

注１　「N」は、項番８「entity-body」のバイト長を記録する。

注２　送信の日時をグリニッジ標準時により記録する。

注３　「Server:」の次に、登記官が適宜の事項を記録することができる。

注４　「Set-Cookie:」の次に、登記官が適宜の事項を記録することができる。

注５　項番８「entity-body」の設定値は、後記４に定めるところによる。

４　各電文中の「entity-body」の内容

（１）前記３の各電文中の「entity-body」には、次の（２）から（５）までに定めるところにより、「データ型」欄に掲げる形式を用いて、付録３の様式に従って、「フィールド」欄に掲げる事項を記録する。この場合において、「データ型」欄に掲げる形式は、ASN.1 及び付録３に定めるところによる。データの符号化は、DER による。

（２）「開始要求電文」中の「entity-body」の内容

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
Header	PKIHeader		
Pvno	INTEGER	1	◎
Sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	１バイト以上32バイト以下の乱数を記録する。	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	１バイト以上32バイト以下の乱数を記録する。	◎
body	PKIBody([21])		
－	GenMsgContent		
－	InfoTypeAndValue		
infoType	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.21	◎
infoValue	GenmInfoReqContent		
－	NegotiationKey		
symmAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.3.7	◎
parameters	NULL		△
pubAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.1	◎
parameters	NULL		△
hashAlg	AlgorithmIdentifier		
Algorithm	OBJECT IDENTIFIER	2.16.840.1.101.3.4.2.1	◎
Parameters	NULL		△

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に○印のあるフィールドは、必ず設けなければならない。「必須」欄中に△印のあるフィールドは、記録する内容によって任意に設けることができる。

注２　長さオクテットに「0」を記録する。

（３）「開始応答電文」中の「entity-body」の内容

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
Header	PKIHeader		
Pvno	INTEGER	1	◎
sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
protectionAlg	[1]		
－	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
parameters	NULL	（注２）	○
senderKID	[2]		
－	KeyIdentifier	（注３）	◎
transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	（注４）	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	（注５）	◎
recipNonce	[6]		
－	OCTET STRING	（注６）	◎
body	PKIBody([22])		
－	GenRepContent		
－	InfoTypeAndValue		
infoType	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.22	◎
infoValue	GenpInfoResContent		
status	PKIStatusInfo		
status	PKIStatus	0（注７）	◎
negotiationKeys	SEQUENCE OF NegotiationKey		
－	NegotiationKey		
symmAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.3.7	◎
parameters	NULL	（注２）	○
pubAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.1	◎
parameters	NULL	（注２）	○
hashAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	2.16.840.1.101.3.4.2.1	◎
parameters	NULL	（注２）	○
protection	[0]		
－	PKIProtection	（注８）	◎
extraCerts	[1]		
－	SEQUENCE OF Certificate	（注９）	◎

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に○印のあるフィールドは、必ず設けなければならない。

注２　長さオクテットに「0」を記録する。

注３　注９に記録された登記官の電子証明書の「subjectPublicKey」の値（識別子オクテット、長さオクテット及び未使用ビットを除く。）を SHA-1 により変換した値を記録する。

注４　「開始要求電文」中の「transactionID」に記録された値を記録する。

注５　１バイト以上 32 バイト以下の乱数を記録する。

注６　「開始要求電文」中の「senderNonce」に記録された値を記録する。

注７　「開始要求電文」を正常に受信したことを示すため、「0」を記録する。「開始要求電文」に異常があった場合には、後記５による。

注８　付録３に示す「ProtectedPart」を DER により符号化した値に sha-256WithRSA による電子署名を講じた値を記録する。

注９　登記官の最新の電子証明書を記録する。

（４）「証明書要求電文」中の「entity-body」の内容

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
header	PKIHeader		
pvno	INTEGER	1	◎
sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○

transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	「開始応答電文」中の「transactionID」を記録する。	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	「開始応答電文」中の「recipNonce」を記録する。	◎
recipNonce	[6]		
－	OCTET STRING	「開始応答電文」中の「senderNonce」を記録する。	◎
body	PKIBody([0])		
－	CertReqMessages		
－	CertReqMsg		
certReq	CertRequest		
certReqId	INTEGER	0	◎
certTemplate	CertTemplate		
serialNumber	[1] INTEGER	商業登記規則第３３条の８第２項第２号の電子証明書の番号を記録する。	◎
publicKey	[6] SubjectPublicKeyInfo		
algorithm	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.1	◎
parameters	NULL	（注２）	○
subjectPublicKey	BIT STRING	請求に係る公開かぎを記録する。	◎
pop	ProofOfPossession ([1]POPOSigningKey)		
algorithmIdentifier	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
parameters	NULL		△
signature	BIT STRING	（注３）	◎

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に○印のあるフィールドは、必ず設けなければならない。「必須」欄中に△印のあるフィールドは、記録する内容によって任意に設けることができる。

注２　長さオクテットに「0」を記録する。

注３　「certReq」に属する部分をDERにより符号化した値にsha-256WithRSAによる電子署名を講じた値を記録する。ただし、「subjectPublicKey」に記録した公開かぎにより当該電子署名を講じた措置が検証できるものでなければならない。

（５）「証明書応答電文」中の「entity-body」の内容

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
header	PKIHeader		
pvno	INTEGER	1	◎
sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
protectionAlg	[1]		
－	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
parameters	NULL	（注２）	○
senderKID	[2]		
－	KeyIdentifier	（注３）	◎
transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	（注４）	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	（注５）	◎
recipNonce	[6]		
－	OCTET STRING	（注６）	◎
body	PKIBody([1])		
－	CertRepMessage		
response	SEQUENCE OF CertResponse		
－	CertResponse		
certReqId	INTEGER	0	◎
status	PKIStatusInfo		
status	PKIStatus	0（注７）	◎
certifiedKeyPair	CertifiedKeyPair		
certOrEncCert	CertOrEncCert([1])		
－	EncryptedValue		
symmAlg	[1] AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.3.7	◎
parameters	CBCParameter	IV	◎
encSymmKey	[2] BIT STRING	（注８）	◎
keyAlg	[3] AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.1	◎
parameters	NULL	（注２）	○
encValue	BIT STRING	（注９）	◎
protection	[0]		
－	PKIProtection	（注１０）	◎
extraCerts	[1]		
－	SEQUENCE OF Certificate	（注１１）	◎

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に○印のあるフィールドは、必ず設けなければならない。

注２　長さオクテットに「0」を記録する。

注３　登記官の最新の電子証明書の「subjectPublicKey」の値（識別子オクテット、長さオクテット及び未使用ビットを除く。）を、SHA-1により変換した値を記録する。

注４　「証明書要求電文」中の「transactionID」に記録された値を記録する。

注５　「証明書要求電文」中の「recipNonce」に記録された値を記録する。

注６　「証明書要求電文」中の「senderNonce」に記録された値を記録する。

注７　「証明書要求電文」を正常に受信したことを示すため、「0」を記録する。「証明書要求電文」に異常があった場合には、後記５による。

注８　電子証明書の暗号化（オブジェクト識別子を「1.2.840.113549.3.7」とする共通かぎ暗号方式によるものに限る。）に用いる共通かぎの値を「証明要求電文」の「subjectPublicKey」に記録された公開かぎを用いて、オブジェクト識別子を「1.2.840.113549.1.1.1」とする暗号アルゴリズムにより暗号化した値を記録する。

注９　電子証明書を注８の共通かぎを用いて暗号化した値を記録する。

注１０　付録３に示す「ProtectedPart」をDERにより符号化した値にsha-256WithRSAによる電子署名を講じた値を記録する。

注１１　電子証明書に署名をした登記官の電子証明書を記録する。この場合において、その登記官の電子証明書が最新のものでないときは、最新の電子証明書も併せて記録する。

５　異常時の処理

（１）「開始要求電文」中の「entity-body」の内容が前記４の（２）に定める形式に適合しない場合（後記（２）の場合を除く。）には、登記官は、「開始応答電文」の項番２については、「Content-Type:application/pkixcmp」に代えて「Content-Type:text/html」と記録し、「entity-body」については、前記４の（３）の内容に代えて、次の内容を記録したものを送信する。この場合には、申請人は、「証明書要求電文」を送信することができない。

```
<!DOCTYPE HTML PUBLIC "-//W3C//DTD HTML 4.0 //EN">
<HTML lang=”ja”>
<META HTTP-EQUIV=”Content-Type” CONTENT=”text/html; charset=SHIFT_JIS”>
<TITLE> メッセージ異常 </TITLE>
<BODY>
メッセージ内容に問題があるため、処理できませんでした。
</BODY>
</HTML>
```

（２）「開始要求電文」中の「entity-body」に記録された「symmAlg」、「pubAlg」又は「hashAlg」が、前記４の（２）に定める形式に適合しない場合には、登記官は、「開始応答電文」の「entity-body」に、前記４の（３）の内容に代えて、前記４の（１）に定める方式により、次の内容を記録したものを送信する。この場合には、申請人は、「証明書要求電文」を送信することができない。

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
Header	PKIHeader		
Pvno	INTEGER	1	◎
Sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
Recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
protectionAlg	[1]		
－	AlgorithmIdentifier		
Algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
Parameters	NULL	（注２）	○
senderKID	[2]		
－	KeyIdentifier	（注３）	◎
transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	（注４）	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	（注５）	◎
recipNonce	[6]		
－	OCTET STRING	（注６）	◎
Body	PKIBody([22])		
－	GenRepContent		
－	InfoTypeAndValue		
infoType	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.22	◎
infoValue	GenpInfoResContent		
Status	PKIStatusInfo		
Status	PKIStatus	2（注７）	◎
Protection	[0]		
－	PKIProtection	（注８）	◎
extraCerts	[1]		
－	SEQUENCE OF Certificate	（注９）	◎

注１から注６まで、注８及び注９については、前記４の（３）の注１から注６まで、注８及び注９に同じ。

注７　「開始要求電文」に異常があったことを示すため、「2」を記録する。

（３）「証明書要求電文」中の「entity-body」が、前記４の（４）に定める形式に適合しない場合（後記５の（４）の場合を除く。）には、登記官は、「証明書応答電文」の「entity-body」に、前記４の（５）の内容に代えて、前記４の（１）に定める方式により、次の内容を記録したものを送信する。この場合には、申請人は、「開始要求電文」を再送信しなければならない。

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
Header	PKIHeader		
Pvno	INTEGER	1	◎
Sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
Recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
protectionAlg	[1]		
－	AlgorithmIdentifier		
Algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
Parameters	NULL	（注２）	○
senderKID	[2]		
－	KeyIdentifier	（注３）	◎
transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	（注４）	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	（注５）	◎
recipNonce	[6]		
－	OCTET STRING	（注６）	◎
Body	PKIBody([23])		
－	ErrorMsgContent		
pKIStatusInfo	PKIStatusInfo		
Status	PKIStatus	2（注７）	◎
Protection	[0]		
－	PKIProtection	（注８）	◎
extraCerts	[1]		
－	SEQUENCE OF Certificate	（注９）	◎

注１から注６までについては、前記４の（５）の注１から注６までに同じ。

注７　「証明書要求電文」に異常があったことを示すため、「2」を記録する。

注８　付録３に示す「ProtectedPart」を DER により符号化した値に sha-256WithRSA による電子署名を講じた値を記録する。

注９　登記官の最新の電子証明書を記録する。

（４）「証明書要求電文」中の「entity-body」に記録された「transactionID」、「senderNonce」、「recipNonce」、「serialNumber」又は「subjectPublicKey」が、前記４の（４）に定める形式に適合しないときは、登記官は、「証明書応答電文」の「entity-body」に、前記４の（５）の内容に代えて、前記４の（１）に定める方式により、次の内容を記録したものを送信する。この場合には、申請人は、「開始要求電文」を再送信しなければならない。

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
Header	PKIHeader		
Pvno	INTEGER	1	◎
Sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
protectionAlg	[1]		
－	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
parameters	NULL	（注２）	○
senderKID	[2]		
－	KeyIdentifier	（注３）	◎
transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	（注４）	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	（注５）	◎
recipNonce	[6]		
－	OCTET STRING	（注６）	◎
Body	PKIBody([1])		
－	CertRepMessage		
response	SEQUENCE OF CertResponse		
－	CertResponse		
certReqId	INTEGER	0	◎
status	PKIStatusInfo		
status	PKIStatus	2（注７）	◎
protection	[0]		
－	PKIProtection	（注８）	◎
extraCerts	[1]		
－	SEQUENCE OF Certificate	（注９）	◎

注１から注９までについては、前記（３）の注１から注９までと同じ。

第４　識別符号の変更の届出に使用する電磁的記録への記録の方式

１　使用する電磁的記録媒体及びファイル名

使用する電磁的記録媒体、ファイル名及びファイルへの記録方式については、前記第１の１から３までに定めるところによる。

２　識別符号の変更届出ファイル

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
header	PKIHeader		
pvno	INTEGER	1	◎
sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)		○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)		○
Body	PKIBody([0])		
－	CertReqMessages		
－	CertReqMsg		
certReq	CertRequest		○
regInfo	SEQUENCE OF AttributeTypeAndValue		
(suspensionSecretCode)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.105	◎
value	SuspensionSecretCode		
hashAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	2.16.840.1.101.3.4.2.1	◎
parameters	NULL		△
hashedSecretCode	OCTET STRING	（注２）	◎

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に○印のあるフィールドは、必ず設けなければならない。「必須」欄中に△印のあるフィールドは、記録する内容によって任意に設けることができる。

注２　変更後の識別符号を SHA-256 により変換した値を記録する。識別符号の長さは、８バイト以上 64 バイト以下とする。使用する文字等の範囲は、日本産業規格 X0201 で規定されたラテン文字用図形文字集合とする。文字等の符号化表現は、日本産業規格 X0208-1997 附属書１に規定する方式による。

第５　休止届の送信の方式

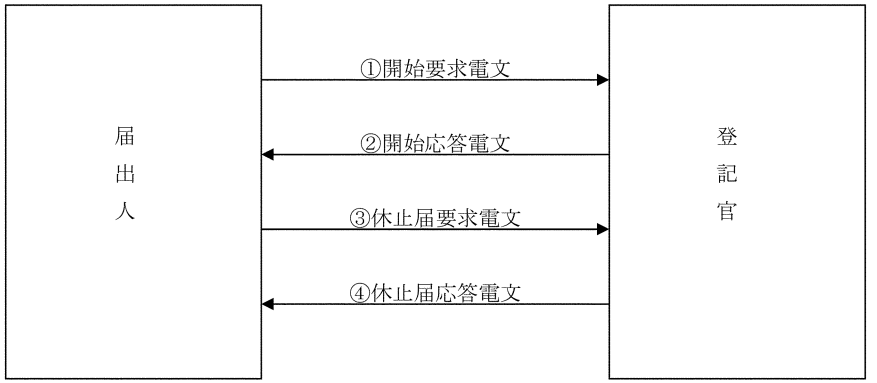
１　通信プロトコル

商業登記規則第 33 条の 13 第２項の規定による送信については、登記官が使用する電子計算機と届出人が使用する電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行うものとし、その通信プロトコルは、HTTP とする。

２　電文の送受信の基本形式

登記官と届出人との間の電文の送受信は、以下の手順による。

なお、①から④までの各電文の構成については、後記３以下で定める。



①　届出人は、登記官に「開始要求電文」を送信する。

②　登記官は、届出人に sha-256WithRSA による電子署名を講じた「開始応答電文」を送信する。

③　届出人は、登記官に識別符号を含むデータ等を登記官の公開かぎを用いて暗号化した「休止届要求電文」を送信する。

④　登記官は、届出人に sha-256WithRSA による電子署名を講じた「休止届応答電文」を送信する。

3　各電文の構成

前記２の各電文の構成は、次の（１）及び（２）に定めるところにより、各項目に該当する設定値を記録し、その次に区切り欄に掲げる制御記号を記録する。

（１）「開始要求電文」及び「休止届要求電文」の構成

項番	項目	設定値	区切り
1	Request-Line	POST△/bin/dcwcgi/DC_HUSR/cert/cert △HTTP/1.1	CR+LF
2	request-header	Host:crca.moj.go.jp	CR+LF
3	entity-header	Content-Type:application/pkixcmp	CR+LF
		Content-Length:N（注１）	CR+LF
4	general-header	Connection:close	CR+LF CR+LF
5	entity-body	（注２）	

注１　「N」は、項番５「entity-body」のバイト長を記録する。

注２　項番５「entity-body」の設定値は、後記４に定めるところによる。

（２）「開始応答電文」及び「休止届応答電文」の構成

項番	名前	設定値	区切り
1	Status-Line	HTTP/1.1△200△OK	CR+LF
2	entity-header	Content-Type:application/pkixcmp	CR+LF
3		Content-Length:N（注１）	CR+LF
4	general-header	Date:（注２）	CR+LF
5		Connection:close	CR+LF
6	response-header	Server:（注３）	CR+LF
7	Set-Cookie	Set-Cookie: （注４）	CR+LF CR+LF
8	entity-body	（注５）	

注１　「N」は、項番８「entity-body」のバイト長を記録する。

注２　送信の日時をグリニッジ標準時により記録する。

注３　「Server:」の次に、登記官が適宜の事項を記録することができる。

注４　「Set-Cookie:」の次に、登記官が適宜の事項を記録することができる。

注５　項番８「entity-body」の設定値は、後記４に定めるところによる。

4　各電文中の「entity-body」の内容

（１）前記３の各電文中の「entity-body」には、次の（２）から（５）までに定めるところにより、「データ型」欄に掲げる形式を用いて、付録４の様式に従って、「フィールド」欄に掲げる事項を記録する。この場合において、「データ型」欄の形式は、ASN.1 及び付録４に定めるところによる。データの符号化は、DER による。

（２）「開始要求電文」中の「entity-body」の内容

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
header	PKIHeader		
pvno	INTEGER	1	◎
sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	１バイト以上３２バイト以下の乱数を記録する。	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	１バイト以上３２バイト以下の乱数を記録する。	◎
Body	PKIBody([21])		
－	GenMsgContent		
－	InfoTypeAndValue		
infoType	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.21	◎
infoValue	GenmInfoReqContent		
－	NegotiationKey		
symmAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.3.7	◎
parameters	NULL		△
pubAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.1	◎
parameters	NULL		△
hashAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	2.16.840.1.101.3.4.2.1	◎
parameters	NULL		△

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に○印のあるフィールドは、必ず設けなければならない。「必須」欄中に△印のあるフィールドは、記録する内容によって任意に設けることができる。

注２　長さオクテットに「0」を記録する。

（３）「開始応答電文」中の「entity-body」の内容

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
header	PKIHeader		
pvno	INTEGER	1	◎
sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
protectionAlg	[1]		
－	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
parameters	NULL	（注２）	○
senderKID	[2]		
－	KeyIdentifier	（注３）	◎
transactionID	[4]		

－	OCTET STRING	（注４）	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	（注５）	◎
recipNonce	[6]		
－	OCTET STRING	（注６）	◎
Body	PKIBody([22])		
－	GenRepContent		
－	InfoTypeAndValue		
infoType	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.22	◎
infoValue	GenpInfoResContent		
status	PKIStatusInfo		
status	PKIStatus	0（注７）	◎
negotiationKeys	SEQUENCE OF NegotiationKey		
－	NegotiationKey		
symmAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.3.7	◎
parameters	NULL	（注２）	○
pubAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.1	◎
parameters	NULL	（注２）	○
hashAlg	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	2.16.840.1.101.3.4.2.1	◎
parameters	NULL	（注２）	○
protection	[0]		
－	PKIProtection	（注８）	◎
extraCerts	[1]		
－	SEQUENCE OF Certificate	（注９）	◎

注１から注６までについては、前記第３の４の（３）の注１から注６までに同じ。

注７　「開始要求電文」を正常に受信したことを示すため、「0」を記録する。「開始要求電文」に異常があった場合には、後記５による。

注８　付録４に示す「ProtectedPart」をDERにより符号化したsha-256WithRSAによる電子署名を講じた値を記録する。

注９　登記官の最新の電子証明書を記録する。

（４）「休止届要求電文」中の「entity-body」の内容

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
header	PKIHeader		
pvno	INTEGER	1	◎
sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	「開始応答電文」中の「transactionID」を記録する。	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	「開始応答電文」中の「recipNonce」を記録する。	◎
recipNonce	[6]		
－	OCTET STRING	「開始応答電文」中の「senderNonce」を記録する。	◎
Body	PKIBody([21])		
－	GenMsgContent		
－	InfoTypeAndValue		
infoType	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.1	◎
infoValue	GenmSuspReqContent		
certDetails	CertTemplate		
serialNumber	[1] INTEGER	電子証明書の番号を記録する。	◎
issuer	[3]		
－	Name(RDNSequence)		
－	RelativeDistinguishedName		
(countryName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6	◎
value	PrintableString	JP	◎
－	RelativeDistinguishedName		
(organizationName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10	◎
value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government	◎
－	RelativeDistinguishedName		
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11	◎
value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice	◎
－	RelativeDistinguishedName		
(commonName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3	◎
value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	◎
revocationReason	ReasonFlags	6	◎
suspensionReasonCode	INTEGER	1	◎
suspensionDetail	EncryptedValue		
keyAlg	[3] AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.1	◎
parameters	NULL		△
encValue	BIT STRING	（注３）	◎

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に○印のあるフィールドは、必ず設けなければならない。「必須」欄中に△印のあるフィールドは、記録する内容によって任意に設けることができる。

注２　長さオクテットに「0」を記録する。

注３　商業登記規則第33条の6第5項第4号の識別符号の次に、DERにより符号化した「header」部をSHA-1により変換した値を付加したものを、登記官の公開かぎを用いて、オブジェクト識別子を「1.2.840.113549.1.1.1」とする暗号アルゴリズムにより暗号化した値を記録する。登記官の公開かぎは、「開始応答電文」の注９に記録されたものを使用しなければならない。

（５）「休止届応答電文」中の「entity-body」の内容

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		

header	PKIHeader		
pvno	INTEGER	1	◎
sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
protectionAlg	[1]		
－	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
parameters	NULL	（注２）	○
senderKID	[2]		
－	KeyIdentifier	（注３）	◎
transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	（注４）	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	（注５）	◎
recipNonce	[6]		
－	OCTET STRING	（注６）	◎
body	PKIBody([22])		
－	GenRepContent		
－	InfoTypeAndValue		
infoType	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.2	◎
infoValue	GenpSuspResContent		
status	PKIStatusInfo		
status	PKIStatus	0（注７）	◎
revCert	CertId		
issuer	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)		
－	RelativeDistinguishedName		
(countryName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6	◎
value	PrintableString	JP	◎
－	RelativeDistinguishedName		
(organizationName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10	◎
value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government	◎
－	RelativeDistinguishedName		
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11	◎
value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice	◎
－	RelativeDistinguishedName		
(commonName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3	◎
value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	◎
serialNumber	INTEGER	（注８）	◎
protection	[0]		
－	PKIProtection	（注９）	◎
extraCerts	[1]		
－	SEQUENCE OF Certificate	（注１０）	◎

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に○印のあるフィールドは、必ず設けなければならない。

注２　長さオクテットに「0」を記録する。

注３　注１０に記録された登記官の電子証明書の「subjectPublicKey」の値（識別子オクテット、長さオクテット及び未使用ビットを除く。）を、SHA-1により変換した値を記録する。

注４　「休止届要求電文」中の「transactionID」に記録された値を記録する。

注５　「休止届要求電文」中の「recipNonce」に記録された値を記録する。

注６　「休止届要求電文」中の「senderNonce」に記録された値を記録する。

注７　「休止届要求電文」を正常に受信したことを示すため、「0」を記録する。「休止届要求電文」に異常があった場合には、後記５による。

注８　電子証明書の番号を記録する。

注９　付録４に示す「ProtectedPart」をDERにより符号化した値にsha-256WithRSAによる電子署名を講じた値を記録する。

注１０　登記官の最新の電子証明書を記録する。

５　異常時の処理

（１）「開始要求電文」中の「entity-body」が前記４の（２）に定める形式に適合しない場合（後記５の（２）に定める場合を除く。）における登記官の措置については、前記第３の５の（１）による。この場合には、届出人は、「休止届要求電文」を送信することができない。

（２）「開始要求電文」中の「entity-body」に記録された「symmAlg」、「pubAlg」又は「hashAlg」が前記４の（２）に定める形式に適合しない場合は、登記官は、「開始応答電文」の「entity-body」に、前記４の（３）の内容に代えて、前記４の（１）の定める方式により、次の内容を記録したものを送信する。この場合には、届出人は、「休止届要求電文」を送信することができない。

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
Header	PKIHeader		
Pvno	INTEGER	1	◎
Sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
protectionAlg	[1]		
－	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
parameters	NULL	（注２）	○
senderKID	[2]		
－	KeyIdentifier	（注３）	◎
transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	（注４）	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	（注５）	◎

recipNonce	[6]		
－	OCTET STRING	（注６）	◎
Body	PKIBody([22])		
－	GenRepContent		
－	InfoTypeAndValue		
infoType	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.22	◎
infoValue	GenpInfoResContent		
status	PKIStatusInfo		
status	PKIStatus	2（注７）	◎
protection	[0]		
－	PKIProtection	（注８）	◎
extraCerts	[1]		
－	SEQUENCE OF Certificate	（注９）	◎

注１から注６までについては、前記第３の４の（３）の注１から注６までに同じ。

注７　「開始要求電文」に異常があったことを示すため、「2」を記録する。

注８　付録４に示す「ProtectedPart」をDERにより符号化した値にsha-256WithRSAによる電子署名を講じた値を記録する。

注９　登記官の最新の電子証明書を記録する。

（３）「休止届要求電文」中の「entity-body」が、前記４の（４）に定める形式に適合しない場合（後記（４）の場合を除く。）には、登記官は、「休止届応答電文」の「entity-body」に、前記４の（５）の内容に代えて、前記４の（１）に定める方式により、次の内容を記録したものを送信する。この場合には、届出人は、「開始要求電文」を再送信しなければならない。

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
header	PKIHeader		
pvno	INTEGER	1	◎
sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
protectionAlg	[1]		
－	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
parameters	NULL	（注２）	○
senderKID	[2]		
－	KeyIdentifier	（注３）	◎
transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	（注４）	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	（注５）	◎
recipNonce	[6]		
－	OCTET STRING	（注６）	◎
Body	PKIBody([23])		
－	ErrorMsgContent		
pKIStatusInfo	PKIStatusInfo		
status	PKIStatus	2 （注７）	◎
protection	[0]		
－	PKIProtection	（注８）	◎
extraCerts	[1]		
－	SEQUENCE OF Certificate	（注９）	◎

注１から注６までについては、前記４の（５）の注１から注６までに同じ。

注７　「休止届要求電文」に異常があったことを示すため、「2」を記録する。

注８　付録４に示す「ProtectedPart」をDERにより符号化した値にsha-256WithRSAによる電子署名を講じた値を記録する。

注９　登記官の最新の電子証明書を記録する。

（４）「休止届要求電文」中の「entity-body」に記録された「transactionID」、「senderNonce」、「recipNonce」、「serialNumber」、「issuer」、「suspensionReasonCode」又は「encValue」が、前記４の（４）に定める形式に適合しないときは、登記官は、「休止届応答電文」の「entity-body」に、前記４の（５）の内容に代えて、前記４の（１）に定める方式により、次の内容を記録したものを送信する。この場合には、届出人は、「開始要求電文」を再送信しなければならない。

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	PKIMessage		
header	PKIHeader		
Pvno	INTEGER	1	◎
sender	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
recipient	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)	（注２）	○
protectionAlg	[1]		
－	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
parameters	NULL	（注２）	○
senderKID	[2]		
－	KeyIdentifier	（注３）	◎
transactionID	[4]		
－	OCTET STRING	（注４）	◎
senderNonce	[5]		
－	OCTET STRING	（注５）	◎
recipNonce	[6]		
－	OCTET STRING	（注６）	◎
Body	PKIBody([22])		
－	GenRepContent		
－	InfoTypeAndValue		
infoType	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.2	◎
infoValue	GenpSuspResContent		
status	PKIStatusInfo		
status	PKIStatus	2 （注７）	◎
revCert	CertId		
issuer	GeneralName([4])		
－	Name(RDNSequence)		
－	RelativeDistinguishedName		
(countryName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6	◎
value	PrintableString	JP	◎
－	RelativeDistinguishedName		
(organizationName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10	◎
value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government	◎

－	RelativeDistinguishedName		
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11	◎
value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice	◎
－	RelativeDistinguishedName		
(commonName)	AttributeTypeAndValue		
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3	◎
value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	◎
serialNumber	INTEGER	（注８）	◎
protection	[0]		
－	PKIProtection	（注９）	◎
extraCerts	[1]		
－	SEQUENCE OF Certificate	（注１０）	◎

注１から注６までについて、前記４の（５）の注１から注６までに同じ。

注７　「休止届要求電文」に異常があったことを示すため、「2」を記録する。

注８　電子証明書の番号を記録する。

注９　付録４に示す「ProtectedPart」をDERにより符号化した値にsha-256WithRSAによる電子署名を講じた値を記録する。

注１０　登記官の最新の電子証明書を記録する。

第６　電子証明書に係る証明及びその請求の方式

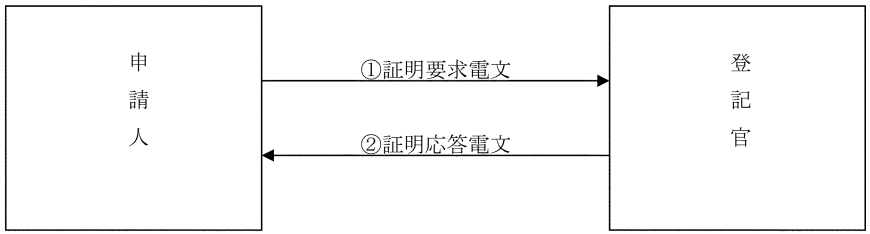
１　通信プロトコル

商業登記規則第33条の15第２項の規定及び同条第３項において準用する第33条の８第１項の規定による送信に用いる通信プロトコルは、HTTPとする。

２　電文の送受信の基本形式

登記官と申請人との間の電文の送受信は、以下の手順による。

なお、①及び②の各電文の構成については、後記３以下で定める。



①　申請人が登記官に送信する「証明要求電文」は、請求に係る電子証明書に記録された「notAfter」の日時までに、電子認証登記所に到達しなければならない。また、過去の特定の日時（電子証明書の記録された「notBefore」から「notAfter」までの範囲に限る。）についての「証明要求電文」は、請求に係る電子証明書に記録された「notAfter」の日の翌日から起算して７日を超えない日までに、電子認証登記所に到達しなければならない。

②　登記官は、申請人にsha-256WithRSAによる電子署名を講じた「証明応答電文」を送信する。

３　各電文の構成

前記２の各電文の構成は、次の（１）及び（２）に定めるところにより、各項目に該当する設定値を記録し、その次に区切り欄に掲げる制御記号を記録する。

（１）「証明要求電文」の構成

項番	項目	設定値	区切り
1	Request-Line	POST△/bin/dcwcgi/DC_HUSR/cert/cert △HTTP/1.1	CR+LF
2	request-header	Host:crca.moj.go.jp	CR+LF
3	entity-header	Content-Type:application/ocsp-request	CR+LF
		Content-Length:N（注１）	CR+LF
4	general-header	Connection:close	CR+LF CR+LF
5	entity-body	（注２）	

注１　「N」は、項番５の「entity-body」のバイト長を記録する。

注２　項番５の「entity-body」の設定値は、後記４に定めるところによる。

（２）「証明応答電文」の構成

項番	名前	設定値	区切り
1	Status-Line	HTTP/1.1△200△OK	CR+LF
2	entity-header	Content-Type:application/ocsp-response	CR+LF
3		Content-Length:N（注１）	CR+LF
4	general-header	Date:（注２）	CR+LF
5		Connection:close	CR+LF
6	response-header	Server:（注３）	CR+LF
7	Set-Cookie	Set-Cookie:（注４）	CR+LF CR+LF
8	entity-body	（注５）	

注１　「N」は、項番８「entity-body」のバイト長を記録する。

注２　送信の日時をグリニッジ標準時により記録する。

注３　「Server:」の次に、登記官が適宜の事項を記録することができる。

注４　「Set-Cookie:」の次に、登記官が適宜の事項を記録することができる。

注５　項番８の「entity-body」の設定値は、後記４に定めるところによる。

４　各電文中の「entity-body」の内容

（１）前記３の各電文中の「entity-body」には、次の（２）又は（３）に定めるところにより、「データ型」欄に掲げる形式を用いて、付録５の様式に従って、「フィールド」欄に掲げる事項を記録する。この場合において、「データ型」欄の形式は、ASN.1及び付録５に定めると

ころによる。データの符号化は、DER による。

（２）「証明要求電文」中の「entity-body」の内容

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	OCSPRequest		
tbsRequest	TBSRequest		
requestList	SEQUENCE OF Request		
－	Request		
reqCert	CertID		
hashAlgorithm	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.3.14.3.2.26	◎
parameters	NULL		△
issuerNameHash	OCTET STRING	証明の対象となる電子証明書の「issuer」に属する部分を、DER により符号化した値を、SHA-1 により変換した値を記録する。	◎
issuerKeyHash	OCTET STRING	（注２）	◎
serialNumber	CertificateSerialNumber	証明の請求に係る電子証明書の番号を記録する。	◎
singleRequestExtensions	[0]		△（注３）
－	Extensions		
(confirmationTime)	Extension		
extnId	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.102	↑◎
extnValue	OCTET STRING		
－	ConfirmationTime	証明の対象となる過去の特定の日時をグリニッジ標準時により記録する（注４）。	↑◎
requestExtensions	[2]		
－	Extensions		
(nonce)	Extension		
extnId	OBJECT IDENTIFIER	1.3.6.1.5.5.7.48.1.2	◎
extnValue	OCTET STRING		
－	Nonce	1バイト以上32バイト以下の乱数を記録する。	◎

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に○印のあるフィールドは、必ず設けなければならない。「必須」欄中に△印のあるフィールドは、記録する内容によって任意に設けることができる。「必須」欄中に↑◎印のあるフィールドには、上欄にフィールドを設けたときは、必ず値を記録しなければならない。

注２　証明の対象となる電子証明書を作成した登記官の電子証明書の「subjectPublicKey」の値（識別子オクテット、長さオクテット及び未使用ビットを除く。）を SHA-1 により変換した値を記録する。

注３　本フィールドを設定することにより、過去の特定の日時についての証明を請求することができる。

注４　「過去の特定の日時」とは、次の①又は②とする。

①　証明の対象となる電子証明書に「notAfter」として記録された日時までの間　にあっては、電子証明書に「notBefore」として記録された日時から証明を請求するまでの間の任意の日時

②　電子証明書に「notAfter」として記録された日時以降から「notAfter」として記録された日を経過してから 7 日を超えない日までの間にあっては、電子証明書に「notBefore」として記録された日時から「notAfter」として記録された日時までの間の任意の日時

（３）「証明応答電文」中の「entity-body」の内容

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
－	OCSPResponse		
responseStatus	OCSPResponseStatus	0（注２）	◎
responseBytes	[0]		
－	ResponseBytes		
responseType	OBJECT IDENTIFIER	1.3.6.1.5.5.7.48.1.1	◎
response	OCTET STRING		
－	BasicOCSPResponse		
tbsResponseData	ResponseData		
responderID	ResponderID([2])		
－	KeyHash	（注３）	◎
producedAt	GeneralizedTime	（注４）	◎
responses	SEQUENCE OF SingleResponse		
－	SingleResponse		
certID	CertID		
hashAlgorithm	AlgorithmIdentifier		
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.3.14.3.2.26	◎
parameters	NULL	（注５）	○
issuerNameHash	OCTET STRING	（注６）	◎
issuerKeyHash	OCTET STRING	（注７）	◎
serialNumber	CertificateSerialNumber	（注８）	◎
certStatus	CertStatus(CHOICE)		
good	[0] NULL	（注９）	△○（注９）
revoked	[1] RevokedInfo	（注９）	△○（注９）
revocationTime	GeneralizedTime	（注１０）	↑◎
revocationReason	[0] CRLReason	（注１１）	↑◎
unknown	[2] UnknownInfo	（注９）	△○（注９）
thisUpdate	GeneralizedTime	（注１２）	◎
singleExtensions	[1]		
－	Extensions		
(ocspStatusCode)	Extension		
extnId	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.103	◎
extnValue	OCTET STRING		
－	OcspStatusCode	（注１１）	◎
(confirmationTime)	Extension		△（注１３）
extnId	OBJECT IDENTIFIER	1.2.392.100300.1.2.102	↑◎
extnValue	OCTET STRING		
－	ConfirmationTime	（注１４）	↑◎
responseExtensions	[1]		
－	Extensions		
(nonce)	Extension		
extnId	OBJECT IDENTIFIER	1.3.6.1.5.5.7.48.1.2	◎
extnValue	OCTET STRING		
－	Nonce	（注１５）	◎
signatureAlgorithm	AlgorithmIdentifier		

algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11	◎
parameters	NULL	（注５）	○
signature	BIT STRING	（注１６）	◎
certs	[0]		
-	SEQUENCE OF Certificate	（注１７）	◎

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に○印のあるフィールドは、必ず設けなければならない。「必須」欄中に△印のあるフィールドは、記録する内容によって任意に設けることができる。「必須」欄中に↑◎印のあるフィールドには、上欄にフィールドを設けたときは、必ず値を記録しなければならない。「必須」欄中に△○印のあるフィールドには、注９に定めるところにより、いずれか１のフィールドを必ず設定しなければならない。

注２　「証明要求電文」を正常に受信したことを示すため、「0」を記録する。「証明要求電文」に異常があった場合には、後記５による。

注３　注１６に定める電子署名を行った登記官の電子証明書の「subjectPublicKey」の値（識別子オクテット、長さオクテット及び未使用ビットを除く。）を SHA-1 により変換した値を記録する。

注４　この電文を作成した日時をグリニッジ標準時により記録する。

注５　長さオクテットに「0」を記録する。

注６　「証明要求電文」中の「issuerNameHash」に記録された値を記録する。

注７　「証明要求電文」中の「issuerKeyHash」に記録された値を記録する。

注８　「証明要求電文」中の「serialNumber」に記録された値を記録する。

注９　次の表に掲げる事項に該当する場合に、設定内容に定めるフィールドを設定する。

項番	事項	設定内容
1	電子証明書について項番２又は３のいずれの事項にも該当しないこと	「good」
2	注１１の表中、項番１から７までのいずれかの事項に該当すること	「revoked」
3	「証明要求電文」中「issuerNameHash」、「issuerKeyHash」若しくは「serialNumber」に誤りがあり、又は電子証明書に記録された「notAfter」の日時までに「証明要求電文」が電子認証登記所に到達しなかったこと	「unknown」

注１０　注１１の表中項番１から７までのいずれかの事項が記録される場合に、当該事項が生じた日時をグリニッジ標準時により記録する。

注１１　次の表に掲げる「事項」に該当する場合に、「記録内容」に定める数字を記録する。この場合において、項番１から４までの複数の事項に該当するときは、最初に生じた事項についてのみ記録する。項番５から７までのいずれかの事項が生じた時以後に、項番１から４までのいずれかの事項が生じたときは、項番１から４までの事項のうち、最初に生じた事項についてのみ記録する。

項番	事項	記録内容	
		CRL Reason	OcspStatus Code
1	商業登記法第 12 条の 2 第 7 項の届出があったとき	5	1
2	商業登記規則第 33 条の 12 第 1 項第 2 号の規定により電子証明書に記録された登記事項に変更を生ずる登記をした旨の通知があったとき	3	2
3	商業登記規則第 33 条の 16 第 1 項の規定により、登記所の事故により証明をするのが相当でなくなったと認めるとき	2	4
4	商業登記規則第 33 条の 16 第 1 項の規定により、登記所の事故以外の事由により証明をするのが相当でなくなったと認めるとき	5	2
5	商業登記規則第 33 条の 12 第 1 項第 1 号の通知があったとき（同項第 3 号の通知があったときを除く。）	6	2
6	商業登記規則第 33 条の 13 第 1 項の規定により電子証明書の使用の休止の届出があったとき（同条第 5 項の届出があったときを除く。）	6	1
7	項番 5 及び 6 のいずれにも該当するとき	6	3
8	注９により、「good」のフィールドを設定したとき		0
9	注９により、「unknown」のフィールドを設定したとき		0

注１２　登記官が証明の対象を確認した日時をグリニッジ標準時により記録する。

注１３　「証明要求電文」に「ConfirmationTime」が記録されていたときは、これらのフィールドを設ける。

注１４　「証明要求電文」に「ConfirmationTime」が記録されていたときは、フィールドに値を記録する。

注１５　「証明要求電文」の「Nonce」に記録された値を記録する。

注１６　「ResponseData」を DER で符号化した値に sha-256WithRSA による電子署名を講じた値を記録する。

注１７　登記官の最新の電子証明書を記録する。

５　異常時の処理

「証明要求電文」中の「entity-body」の内容が前記４の（２）に定める形式に適合しない場合（前記４の（３）の注９により「unknown」のフィールドを設定する場合を除く。）は、登記官は、「証明応答電文」の「entity-body」に、前記４の（３）の内容に代えて、前記４の（１）の定める方式により、次の内容を記録したものを送信する。

フィールド	データ型	設定値	必須（注１）
-	OCSPResponse		
responseStatus	OCSPResponseStatus	1（注２）	◎

注１　「必須」欄中に◎印のあるフィールドには、必ず値を記録しなければならない。

注２　「証明要求電文」に異常があったことを示すため、「1」を記録する。

第７　失効リストの公開

１　通則

失効リスト（Certificate Revocation List 及び Authority Revocation List）は、証明書内の失効リスト配布ポイント（CRL Distribution Points）が示すロケーションで公開される。失効リスト（Certificate Revocation List 及び Authority Revocation List）に所要事項（データ）を格納する際には、次の３及び４に定めるところにより、「データ型」欄に掲げる形式を用いて、付録６の様式に従って、「フィールド」欄に掲げる事項を記録する。この場合において、「データ型」欄に掲げる形式は、ASN.1 及び付録６に定めるところによる。データの符号化は、DER による。

２　通信プロトコル

失効リスト配布ポイントが示すロケーションへの通信プロトコルは、HTTP 又は IETF が RFC:4511 において定めた Light-weight Directory Access Protocol Version 3 とする。

３　失効リスト（Certificate Revocation List）

フィールド	データ型	設定値
－	CertificateList	
tbsCertList	TBSCertList	
version	Version	1
signature	AlgorithmIdentifier	
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11
parameters	NULL	（注１）
issuer	Name(RDNSequence)	
－	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
value	PrintableString	JP
－	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government
－	RelativeDistinguishedName	
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11
value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice
－	RelativeDistinguishedName	
(commonName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3
value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
thisUpdate	Time(UTCTime)	（注２）
nextUpdate	Time(UTCTime)	（注３）
revokedCertificates	SEQUENCE OF SEQUENCE	
userCertificate	CertificateSerialNumber	（注４）
revocationDate	Time(UTCTime)	（注５）
crlEntryExtensions	EntryExtensions	
reasonCode	EntryExtension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.21
extnValue	OCTET STRING	
CRLReason	ENUMERATED	（注６）
crlExtensions	[0]	
－	CRLExtensions	
authorityKeyIdentifier	CRLExtension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.35
extnValue	OCTET STRING	
－	AuthorityKeyIdentifier	
keyIdentifier	[0] KeyIdentifier	（注７）
authorityCertIssuer	[1] GeneralNames	
－	GeneralName([4])	
－	Name(RDNSequence)	
－	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
value	PrintableString	JP
－	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government
－	RelativeDistinguishedName	
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11
value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice
－	RelativeDistinguishedName	
(commonName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3
value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
authorityCertSerialNumber	[2] CertificateSerialNumber	（注８）
cRLNumber	CRLExtension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.20
extnValue	OCTET STRING	
CRLNumber	INTEGER	（注９）
IssuingDistributionPoint	CRLExtension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.28
critical	BOOLEAN DEFAULT FALSE	TRUE
extnValue	OCTET STRING	
distributionPoint	[0] DistributionPointName	
fullName	[0] GeneralNames	
DirectoryName	[4] Name	
－	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
value	PrintableString	JP
－	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government
－	RelativeDistinguishedName	
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11
value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice
－	RelativeDistinguishedName	
(commonName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3

value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
uniformResourceIdentifier	[6] IA5String	http://crca1.moj.go.jp/certificateRevocationList.crl
onlyContainsUserCerts	[1] BOOLEAN DEFAULT FALSE	TRUE
signatureAlgorithm	AlgorithmIdentifier	
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11
parameters	NULL	（注１）
signatureValue	BIT STRING	（注１０）

注１　長さオクテットに「0」を記録する。

注２　失効リストの発行日時をグリニッジ標準時により記録する。

注３　失効リストが次に発行される日時をグリニッジ標準時により記録する。指定された日時より前に発行されることがあるが、指定された日時より後に発行されることはない。

注４　失効した電子証明書のシリアル番号を記録する。

注５　電子証明書が失効した時刻をグリニッジ標準時により記録する。

注６　次の表に掲げる「事項」に該当する場合に、「記録内容」に定める数字を記録する。この場合において、項番１から４までの複数の事項に該当するときは、最初に生じた事項についてのみ記録する。項番５から７までのいずれかの事項が生じた時以後に、項番１から４までのいずれかの事項が生じたときは、項番１から４までの事項のうち、最初に生じた事項についてのみ記録する。

項番	事項	記録内容
1	商業登記法第 12 条の 2 第 7 項の届出があったとき	5
2	商業登記規則第 33 条の 12 第 1 項第 2 号の規定により電子証明書に記録された登記事項に変更を生ずる登記をした旨の通知があったとき	3
3	商業登記規則第 33 条の 16 第 1 項の規定により、登記所の事故により証明をするのが相当でなくなったと認めるとき	2
4	商業登記規則第 33 条の 16 第 1 項の規定により、登記所の事故以外の事由により証明をするのが相当でなくなったと認めるとき	5
5	商業登記規則第 33 条の 12 第 1 項第 1 号の通知があったとき（同項第 3 号の通知があったときを除く。）	6
6	商業登記規則第 33 条の 13 第 1 項の規定により電子証明書の使用の休止の届出があったとき（同条第 5 項の届出があったときを除く。）	6
7	項番 5 及び 6 のいずれにも該当するとき	6

注７　署名を検証するために使用される公開鍵識別子を記録する。

注８　登記官の電子証明書の番号を記録する。

注９　CRL シーケンス番号（最大 20 オクテットを超えない値）を記録する。

注１０　「tbsCertList」を DER で符号化した値に sha-256WithRSA による電子署名を講じた値を記録する。

4　失効リスト（Authority Revocation List）

フィールド	データ型	設定値
－	CertificateList	
tbsCertList	TBSCertList	
version	Version	1
signature	AlgorithmIdentifier	
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11
parameters	NULL	（注１）
issuer	Name(RDNSequence)	
－	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
value	PrintableString	JP
－	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government
－	RelativeDistinguishedName	
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11
value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice
－	RelativeDistinguishedName	
(commonName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3
value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
thisUpdate	Time(UTCTime)	（注２）
nextUpdate	Time(UTCTime)	（注３）
revokedCertificates	SEQUENCE OF SEQUENCE	
userCertificate	CertificateSerialNumber	（注４）
revocationDate	Time(UTCTime)	（注５）
crlEntryExtensions	EntryExtensions	
reasonCode	EntryExtension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.21
extnValue	OCTET STRING	
CRLReason	ENUMERATED	（注６）
crlExtensions	[0]	
－	CRLExtensions	
authorityKeyIdentifier	CRLExtension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.35
extnValue	OCTET STRING	
－	AuthorityKeyIdentifier	
keyIdentifier	[0] KeyIdentifier	（注７）
authorityCertIssuer	[1] GeneralNames	
－	GeneralName([4])	
－	Name(RDNSequence)	
－	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
value	PrintableString	JP
－	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government
－	RelativeDistinguishedName	
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11
value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice
－	RelativeDistinguishedName	

(commonName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3
value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
authorityCertSerialNumber	[2] CertificateSerialNumber	（注８）
cRLNumber	CRLExtension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.20
extnValue	OCTET STRING	
CRLNumber	INTEGER	（注９）
IssuingDistributionPoint	CRLExtension	
extnId	OBJECT IDENTIFIER	2.5.29.28
critical	BOOLEAN DEFAULT FALSE	TRUE
extnValue	OCTET STRING	
distributionPoint	[0] DistributionPointName	
fullName	[0] GeneralNames	
DirectoryName	[4] Name	
–	RelativeDistinguishedName	
(countryName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.6
value	PrintableString	JP
–	RelativeDistinguishedName	
(organizationName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.10
value	DirectoryString (UTF8String)	Japanese Government
–	RelativeDistinguishedName	
(organizationalUnitName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.11
value	DirectoryString (UTF8String)	Ministry of Justice
–	RelativeDistinguishedName	
(commonName)	AttributeTypeAndValue	
type	OBJECT IDENTIFIER	2.5.4.3
value	DirectoryString (UTF8String)	Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
uniformResourceIdentifier	[6] IA5String	http://crca1.moj.go.jp/authorityRevocationList.crl
onlyContainsCACerts	[2] BOOLEAN DEFAULT FALSE	TRUE
signatureAlgorithm	AlgorithmIdentifier	
algorithm	OBJECT IDENTIFIER	1.2.840.113549.1.1.11
parameters	NULL	（注１）
signatureValue	BIT STRING	（注１０）

注１　長さオクテットに「0」を記録する。

注２　失効リストの発行日時をグリニッジ標準時により記録する。

注３　失効リストが次に発行される日時をグリニッジ標準時により記録する。指定された日時より前に発行されることがあるが、指定された日時より後に発行されることはない。

注４　失効した電子証明書のシリアル番号を記録する。

注５　注６の表中項番１から４までのいずれかの事項が記録される場合に、当該事項が生じた日時をグリニッジ標準時により記録する。

注６　次の表に掲げる「事項」に該当する場合に、「記録内容」に定める数字を記録する。

項番	事項	記録内容
1	相互認証証明書等の記載内容を変更したとき	3
2	ブリッジ認証局の秘密鍵が危殆化したとき	1
3	何らかの理由により相互認証を解消したとき	5
4	登記官の秘密鍵が危殆化したとき	2

注７　署名を検証するために使用される公開鍵識別子を記録する。

注８　登記官の電子証明書の番号を記録する。

注９　CRL シーケンス番号（最大 20 オクテットを超えない値）を記録する。

注１０　「tbsCertList」を DER で符号化した値に sha-256WithRSA による電子署名を講じた値を記録する。

付録１　　電磁的記録への記録方式（ASN.１構造とオブジェクト識別子）

１　Explicitly Tagged Module

```
MOJCMPRegistration { 1 2 392 100300 1 4 41 }

DEFINITIONS EXPLICIT TAGS ::=
BEGIN

IMPORTS

    CertReqMessages, GeneralName, registeredCorporationInfo
    FROM MOJCRMFRegistration { 1 2 392 100300 1 4 42 };

PKIMessage ::= SEQUENCE {
      header           PKIHeader,
      body             PKIBody
}

PKIHeader ::= SEQUENCE {
      pvno                INTEGER     { ietf-version2 (1) },
      sender              GeneralName,
      recipient           GeneralName
}

PKIBody ::= CHOICE {
      ir      [0]  CertReqMessages  --Initialization Request
}

AlgorithmIdentifier     ::=  SEQUENCE {
   algorithm            ALGORITHM-ID.&id({SupportedAlgorithms}),
   parameters           ALGORITHM-ID.&Type({SupportedAlgorithms}
                                          { @algorithm }) OPTIONAL }

ALGORITHM-ID ::= CLASS {
     &id    OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
     &Type  OPTIONAL
}
WITH SYNTAX { OID &id [PARMS &Type] }

SupportedAlgorithms ALGORITHM-ID ::= { ..., -- extensible
                                       rsaPublicKey |
                                       rsaSHA-256 |
                                       sha256Identifier }

rsaPublicKey ALGORITHM-ID ::= { OID rsaEncryption PARMS NULL }

rsaSHA-256 ALGORITHM-ID ::= { OID sha256WithRSAEncryption PARMS NULL }

sha256Identifier ALGORITHM-ID ::= { OID id-SHA256 PARMS NULL }

pkcs-1 OBJECT IDENTIFIER ::= {
     iso(1) member-body(2) us(840) rsadsi(113549) pkcs(1) 1 }

rsaEncryption OBJECT IDENTIFIER ::=  { pkcs-1 1 }
-- subjectPublicKey syntax
RSAPublicKey  ::=  SEQUENCE  {
     modulus INTEGER,       -- n
     publicExponent INTEGER -- e
}

sha256WithRSAEncryption OBJECT IDENTIFIER  ::=  { pkcs-1 11 }

id-SHA256 OBJECT IDENTIFIER ::= {
     joint-iso-itu-t(2) country(16) us(840) organization(1) gov(101)
     csor(3) nistalgorithm(4) hashalgs(2) 1 }

SubjectPublicKeyInfo ::= SEQUENCE{
   algorithm            AlgorithmIdentifier,
   subjectPublicKey     BIT STRING }

Extensions ::= SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF Extension

Extension ::= SEQUENCE {
   extnId            EXTENSION.&id ({ExtensionSet}),
   critical          BOOLEAN DEFAULT FALSE,
   extnValue         OCTET STRING }

ExtensionSet  EXTENSION  ::= { registeredCorporationInfo }

EXTENSION ::= CLASS {
   &id          OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
   &ExtnType }
WITH SYNTAX  {
   SYNTAX               &ExtnType
   IDENTIFIED BY        &id }

AttributeTypeAndValue ::= SEQUENCE {
        type    ATTRIBUTE.&id ({SupportedAttributes}),
        value   ATTRIBUTE.&Type ({SupportedAttributes}{@type})}

Name ::= CHOICE {
```

```
        rdnSequence  RDNSequence
}

RDNSequence ::= SEQUENCE OF RelativeDistinguishedName

RelativeDistinguishedName ::= SET SIZE (1 .. MAX) OF AttributeTypeAndValue

ID ::= OBJECT IDENTIFIER

ATTRIBUTE ::= CLASS {
        &Type,
        &id     OBJECT IDENTIFIER UNIQUE }
WITH SYNTAX {
        WITH SYNTAX &Type
        ID          &id }

SupportedAttributes ATTRIBUTE ::= {
        commonName | organizationName |   -- RelativeDistinguishedName attributes
        timeLimit | suspensionSecretCode  -- regInfo attributes
}

commonName ATTRIBUTE ::= {
        WITH SYNTAX        DirectoryString {ub-common-name}
        ID                 id-at-commonName }

organizationName ATTRIBUTE ::= {
        WITH SYNTAX        DirectoryString {ub-organization-name}
        ID                 id-at-organizationName }

DirectoryString { INTEGER:maxSize } ::= CHOICE {
        printableString         PrintableString (SIZE (1..maxSize)),
        utf8String              UTF8String (SIZE(1..maxSize))
}

timeLimit ATTRIBUTE ::= {
        WITH SYNTAX        TimeLimit
        ID                 id-registeredcert-mg-effectiveTimeLimit }

TimeLimit ::= OCTET STRING

suspensionSecretCode ATTRIBUTE ::= {
        WITH SYNTAX        SuspensionSecretCode
        ID                 id-registeredcert-mg-suspensionSecretCode }

SuspensionSecretCode ::= SEQUENCE {
      hashAlg                   AlgorithmIdentifier,
      hashedSecretCode          OCTET STRING
}

id-at OBJECT IDENTIFIER ::= {joint-iso-ccitt(2) ds(5) 4}

id-at-commonName              OBJECT IDENTIFIER ::= {id-at 3}
id-at-organizationName        OBJECT IDENTIFIER ::= {id-at 10}

id-registeredcert OBJECT IDENTIFIER ::= { 1 2 392 100300 1 }

id-registeredcert-mg OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert 2 }

id-registeredcert-mg-effectiveTimeLimit OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert-mg 104 }
id-registeredcert-mg-suspensionSecretCode OBJECT IDENTIFIER ::= {
    id-registeredcert-mg 105 }

ub-common-name               INTEGER ::= 64
ub-organization-name         INTEGER ::= 64

END
```

２　Implicitly Tagged Module

```
MOJCRMFRegistration { 1 2 392 100300 1 4 42 }

DEFINITIONS IMPLICIT TAGS ::=
BEGIN

IMPORTS
        AttributeTypeAndValue, AlgorithmIdentifier, Name,
        SubjectPublicKeyInfo, Extensions, DirectoryString, EXTENSION
        FROM MOJCMPRegistration { 1 2 392 100300 1 4 41 };


CertReqMessages ::= SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF CertReqMsg

CertReqMsg ::= SEQUENCE {
    certReq   CertRequest,
    pop       ProofOfPossession  OPTIONAL,
    regInfo   SEQUENCE SIZE(1..MAX) OF AttributeTypeAndValue }

CertRequest ::= SEQUENCE {
    certReqId     INTEGER,
    certTemplate  CertTemplate }

CertTemplate ::= SEQUENCE {
```

```
    subject      [5] Name                  OPTIONAL,
    publicKey    [6] SubjectPublicKeyInfo,
    extensions   [9] Extensions
}

ProofOfPossession ::= CHOICE {
    signature         [1] POPOSigningKey }

POPOSigningKey ::= SEQUENCE {
    algorithmIdentifier   AlgorithmIdentifier,
    signature             BIT STRING }

GeneralName ::= CHOICE {
        directoryName               [4] Name
}

registeredCorporationInfo EXTENSION ::= {
        SYNTAX  RegisteredCorporationInfoSyntax
        IDENTIFIED BY id-registeredcert-pe-registeredCorporationInfo }

RegisteredCorporationInfoSyntax ::= SEQUENCE {
  corporateName              [0] EXPLICIT DirectoryString{ub-corporate-name},
  corporateAddress           [2] EXPLICIT DirectoryString{ub-corporate-address},
  representativeDirectorName  [3] EXPLICIT DirectoryString
                                          {ub-representative-director-name},
  representativeDirectorTitle [4] EXPLICIT DirectoryString
                                          {ub-representative-director-title}
}

id-registeredcert OBJECT IDENTIFIER ::= { 1 2 392 100300 1 }

id-registeredcert-pe OBJECT IDENTIFIER ::=  { id-registeredcert 1 }

id-registeredcert-pe-registeredCorporationInfo OBJECT IDENTIFIER ::= {
     id-registeredcert-pe 3 }

ub-corporate-name                INTEGER ::= 128
ub-corporate-address             INTEGER ::= 128
ub-representative-director-name  INTEGER ::= 126
ub-representative-director-title  INTEGER ::= 128

END
```

付録２　電子証明書の方式（ASN.１構造とオブジェクト識別子）

１　Explicitly Tagged Module

```
MOJCorpCertExplicit { 1 2 392 100300 1 4 1 }
DEFINITIONS EXPLICIT TAGS ::=
BEGIN

-- EXPORTS ALL --

IMPORTS
       authorityKeyIdentifier, subjectKeyIdentifier, keyUsage,
       privateKeyUsagePeriod, certificatePolicies,
       basicConstraints, authorityInfoAccess, jCertificatePolicies,
       registrar, registeredCorporationInfo, crlDistributionPoints
       FROM MOJCorpCertImplicit { 1 2 392 100300 1 4 2 };


Certificate  ::=  SIGNED { TBSCertificate }

TBSCertificate  ::=  SEQUENCE {
   version                 [0]   Version,
   serialNumber                  CertificateSerialNumber,
   signature                     AlgorithmIdentifier,
   issuer                        Name,
   validity                      Validity,
   subject                       Name,
   subjectPublicKeyInfo          SubjectPublicKeyInfo,
   extensions              [3]   Extensions  }

Version  ::=  INTEGER { v3(2) }

CertificateSerialNumber ::= INTEGER

Validity ::= SEQUENCE {
   notBefore            Time,
   notAfter             Time }

Time ::= CHOICE {
        utcTime         UTCTime
}

SubjectPublicKeyInfo ::= SEQUENCE{
   algorithm            AlgorithmIdentifier,
   subjectPublicKey     BIT STRING }

Extensions ::= SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF Extension
```

```
Extension ::= SEQUENCE {
   extnId            EXTENSION.&id ({ExtensionSet}),
   critical          BOOLEAN DEFAULT FALSE,
   extnValue         OCTET STRING }

ExtensionSet  EXTENSION  ::= { authorityKeyIdentifier |
                              subjectKeyIdentifier |
                              keyUsage |
                              privateKeyUsagePeriod |
                              certificatePolicies |
                              basicConstraints |
                              authorityInfoAccess |
                              jCertificatePolicies |
                              registrar |
                              registeredCorporationInfo |
                              crlDistributionPoints }

EXTENSION ::= CLASS {
   &id          OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
   &ExtnType }
WITH SYNTAX  {
   SYNTAX               &ExtnType
   IDENTIFIED BY        &id }

SIGNED { ToBeSigned } ::= SEQUENCE {
     toBeSigned  ToBeSigned,
     algorithm   AlgorithmIdentifier,
     signature   BIT STRING
}

AlgorithmIdentifier  ::=  SEQUENCE {
   algorithm            ALGORITHM-ID.&id({SupportedAlgorithms}),
   parameters           ALGORITHM-ID.&Type({SupportedAlgorithms}
                                          { @algorithm}) OPTIONAL }

ALGORITHM-ID ::= CLASS {
     &id    OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
     &Type  OPTIONAL
}
WITH SYNTAX { OID &id [PARMS &Type] }

SupportedAlgorithms ALGORITHM-ID ::= { ..., -- extensible
                                       rsaPublicKey |
                                       rsaSHA-256 }

rsaPublicKey ALGORITHM-ID ::= { OID rsaEncryption PARMS NULL }

rsaSHA-256 ALGORITHM-ID ::= { OID sha256WithRSAEncryption PARMS NULL }

pkcs-1 OBJECT IDENTIFIER ::= {
     iso(1) member-body(2) us(840) rsadsi(113549) pkcs(1) 1 }

rsaEncryption OBJECT IDENTIFIER ::=  { pkcs-1 1 }

-- subjectPublicKey syntax
RSAPublicKey  ::=  SEQUENCE  {
     modulus INTEGER, -- n
     publicExponent INTEGER -- e
}

sha256WithRSAEncryption OBJECT IDENTIFIER  ::=  { pkcs-1 11 }

AttributeTypeAndValue ::= SEQUENCE {
        type    ATTRIBUTE.&id ({SupportedAttributes}),
        value   ATTRIBUTE.&Type ({SupportedAttributes}{@type})}

Name ::= CHOICE {
        rdnSequence  RDNSequence
}

RDNSequence ::= SEQUENCE OF RelativeDistinguishedName

RelativeDistinguishedName ::= SET SIZE (1 .. MAX) OF AttributeTypeAndValue

ID ::= OBJECT IDENTIFIER

ATTRIBUTE ::= CLASS {
        &Type,
        &id     OBJECT IDENTIFIER UNIQUE }
WITH SYNTAX {
        WITH SYNTAX &Type
        ID          &id }

SupportedAttributes ATTRIBUTE ::= {
        commonName | countryName | organizationName | organizationalUnitName }

commonName ATTRIBUTE ::= {
        WITH SYNTAX        DirectoryString {ub-common-name}
        ID                 id-at-commonName }

countryName ATTRIBUTE ::= {
        WITH SYNTAX        PrintableString (SIZE (2))
```

```
        ID                  id-at-countryName }

organizationName ATTRIBUTE ::= {
        WITH SYNTAX         DirectoryString {ub-organization-name}
        ID                  id-at-organizationName }

organizationalUnitName ATTRIBUTE ::= {
        WITH SYNTAX         DirectoryString {ub-organizational-unit-name}
        ID                  id-at-organizationalUnitName }

id-at OBJECT IDENTIFIER ::= {joint-iso-ccitt(2) ds(5) 4}

id-at-commonName              OBJECT IDENTIFIER ::= {id-at 3}
id-at-countryName             OBJECT IDENTIFIER ::= {id-at 6}
id-at-organizationName        OBJECT IDENTIFIER ::= {id-at 10}
id-at-organizationalUnitName  OBJECT IDENTIFIER ::= {id-at 11}

DirectoryString { INTEGER:maxSize } ::= CHOICE {
        printableString         PrintableString (SIZE (1..maxSize)),
        utf8String              UTF8String (SIZE(1..maxSize))
}

ub-common-name               INTEGER ::= 64
ub-organization-name         INTEGER ::= 64
ub-organizational-unit-name  INTEGER ::= 64

END
```

２　Implicitly Tagged Module

```
MOJCorpCertImplicit { 1 2 392 100300 1 4 2 }

DEFINITIONS IMPLICIT TAGS ::=
BEGIN

--EXPORTS ALL --

IMPORTS
        Name, CertificateSerialNumber, DirectoryString, EXTENSION
        FROM MOJCorpCertExplicit { 1 2 392 100300 1 4 1 };


authorityKeyIdentifier EXTENSION ::= {
        SYNTAX          AuthorityKeyIdentifier
        IDENTIFIED BY   id-ce-authorityKeyIdentifier }

AuthorityKeyIdentifier ::= SEQUENCE {
    keyIdentifier               [0] KeyIdentifier,
    authorityCertIssuer         [1] GeneralNames,
    authorityCertSerialNumber   [2] CertificateSerialNumber }

KeyIdentifier ::= OCTET STRING

GeneralNames ::= SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF GeneralName

GeneralName ::= CHOICE {
        directoryName               [4] Name,
        uniformResourceIdentifier   [6] IA5String
}

subjectKeyIdentifier EXTENSION ::= {
        SYNTAX          SubjectKeyIdentifier
        IDENTIFIED BY   id-ce-subjectKeyIdentifier }

SubjectKeyIdentifier ::= KeyIdentifier

keyUsage EXTENSION ::= {
        SYNTAX KeyUsage
        IDENTIFIED BY id-ce-keyUsage }

KeyUsage ::= BIT STRING {
        digitalSignature     (0),
        nonRepudiation       (1),
        keyEncipherment      (2),
        dataEncipherment     (3),
        keyAgreement         (4),
        keyCertSign          (5),
        cRLSign              (6)
        encipherOnly         (7),
        decipherOnly         (8)
}

privateKeyUsagePeriod EXTENSION ::= {
        SYNTAX  PrivateKeyUsagePeriod
        IDENTIFIED BY { id-ce-privateKeyUsagePeriod } }

PrivateKeyUsagePeriod ::= SEQUENCE {
        notBefore       [0]     GeneralizedTime,
        notAfter        [1]     GeneralizedTime }

certificatePolicies EXTENSION ::= {
        SYNTAX  CertificatePoliciesSyntax
```

```
        IDENTIFIED BY id-ce-certificatePolicies }

CertificatePoliciesSyntax ::=
                SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF PolicyInformation

PolicyInformation ::= SEQUENCE {
        policyIdentifier   CertPolicyId,
        policyQualifiers   SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF PolicyQualifierInfo }

CertPolicyId ::= OBJECT IDENTIFIER

PolicyQualifierInfo ::= SEQUENCE {
        policyQualifierId       CERT-POLICY-QUALIFIER.&id
                                    ({SupportedPolicyQualifiers}),
        qualifier               CERT-POLICY-QUALIFIER.&Qualifier
                                    ({SupportedPolicyQualifiers}
                                    {@policyQualifierId}) }

SupportedPolicyQualifiers CERT-POLICY-QUALIFIER ::= { noticeToUser }

CERT-POLICY-QUALIFIER ::= CLASS {
        &id             OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
        &Qualifier  }
WITH SYNTAX {
        POLICY-QUALIFIER-ID     &id
        QUALIFIER-TYPE          &Qualifier }

noticeToUser CERT-POLICY-QUALIFIER ::= {
     POLICY-QUALIFIER-ID id-qt-unotice  QUALIFIER-TYPE   UserNotice }

UserNotice ::= SEQUENCE {
     noticeRef        NoticeReference,
     explicitText     DisplayText }

NoticeReference ::= SEQUENCE {
     organization     DisplayText,
     noticeNumbers    SEQUENCE OF INTEGER }

DisplayText ::= CHOICE {
     visibleString    VisibleString  (SIZE (1..200)),
     utf8String       UTF8String     (SIZE (1..200)) }

basicConstraints EXTENSION ::= {
        SYNTAX  BasicConstraintsSyntax
        IDENTIFIED BY id-ce-basicConstraints }

BasicConstraintsSyntax ::= SEQUENCE {
        cA              BOOLEAN DEFAULT FALSE
}

authorityInfoAccess EXTENSION ::= {
        SYNTAX  AuthorityInfoAccessSyntax
        IDENTIFIED BY id-pe-authorityInfoAccess }

AuthorityInfoAccessSyntax  ::=
        SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF AccessDescription

AccessDescription  ::=  SEQUENCE {
        accessMethod          OBJECT IDENTIFIER,
        accessLocation        GeneralName  }

jCertificatePolicies EXTENSION ::= {
        SYNTAX  JCertificatePoliciesSyntax
        IDENTIFIED BY id-registeredcert-pe-jCertificatePolicies }

JCertificatePoliciesSyntax ::= SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF PolicyInformation

registrar EXTENSION ::= {
        SYNTAX  RegistrarSyntax
        IDENTIFIED BY id-registeredcert-pe-registrar }

RegistrarSyntax ::= DirectoryString{ub-registrar}

registeredCorporationInfo EXTENSION ::= {
        SYNTAX  RegisteredCorporationInfoSyntax
        IDENTIFIED BY id-registeredcert-pe-registeredCorporationInfo }

RegisteredCorporationInfoSyntax ::= SEQUENCE {
  corporateName               [0] EXPLICIT DirectoryString{ub-corporate-name},
  registeredNumber            [1] EXPLICIT PrintableString,
  corporateAddress            [2] EXPLICIT DirectoryString{ub-corporate-address},
  representativeDirectorName  [3] EXPLICIT DirectoryString
                                          {ub-representative-director-name},
  representativeDirectorTitle [4] EXPLICIT DirectoryString
                                          {ub-representative-director-title},
  registryOffice              [6] EXPLICIT DirectoryString{ub-registry-office}
}

crlDistributionPoints EXTENSION ::= {
        SYNTAX  CRLDistPointsSyntax
        IDENTIFIED BY id-ce-cRLDistributionPoints }
```

```
CRLDistPointsSyntax ::= SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF DistributionPoint

DistributionPoint ::= SEQUENCE {
        distributionPoint       [0]     DistributionPointName }

DistributionPointName ::= CHOICE {
        fullName                [0]     GeneralNames }

id-ce   OBJECT IDENTIFIER ::= {joint-iso-ccitt(2) ds(5) 29}

id-ce-subjectKeyIdentifier         OBJECT IDENTIFIER ::= {id-ce 14}
id-ce-keyUsage                     OBJECT IDENTIFIER ::= {id-ce 15}
id-ce-privateKeyUsagePeriod        OBJECT IDENTIFIER ::= {id-ce 16}
id-ce-basicConstraints             OBJECT IDENTIFIER ::= {id-ce 19}
id-ce-cRLDistributionPoints        OBJECT IDENTIFIER ::= {id-ce 31}
id-ce-certificatePolicies          OBJECT IDENTIFIER ::= {id-ce 32}
id-ce-authorityKeyIdentifier       OBJECT IDENTIFIER ::= {id-ce 35}

id-pkix OBJECT IDENTIFIER ::=
  { iso(1) identified-organization(3) dod(6) internet(1) security(5) mechanisms(5) pkix(7) }

id-pe   OBJECT IDENTIFIER ::= { id-pkix 1 }

id-pe-authorityInfoAccess OBJECT IDENTIFIER ::= { id-pe 1 }

id-qt   OBJECT IDENTIFIER ::= { id-pkix 2 }

id-qt-unotice  OBJECT IDENTIFIER ::=  { id-qt 2 }

id-ad   OBJECT IDENTIFIER ::= { id-pkix 48 }

id-ad-ocsp      OBJECT IDENTIFIER ::= { id-ad 1 }

id-registeredcert OBJECT IDENTIFIER ::= { 1 2 392 100300 1 }

id-registeredcert-pe OBJECT IDENTIFIER ::=  { id-registeredcert 1 }

id-registeredcert-pe-jCertificatePolicies OBJECT IDENTIFIER ::= {id-registeredcert-pe 1 }
id-registeredcert-pe-registrar OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert-pe 2 }
id-registeredcert-pe-registeredCorporationInfo OBJECT IDENTIFIER ::= {
     id-registeredcert-pe 3 }

ub-registrar                     INTEGER ::= 128
ub-corporate-name                INTEGER ::= 128
ub-corporate-address             INTEGER ::= 128
ub-representative-director-name  INTEGER ::= 126
ub-representative-director-title  INTEGER ::= 128
ub-registry-office               INTEGER ::= 128

END
```

付録３　電子証明書の送信の方式（送受信電文の ASN.1 構造とオブジェクト識別子）

１　Explicitly Tagged Module

```
MOJCMPCertReq { 1 2 392 100300 1 4 11 }

DEFINITIONS EXPLICIT TAGS ::=
BEGIN

IMPORTS

      Certificate
            FROM MOJCorpCertExplicit { 1 2 392 100300 1 4 1 }

      GeneralName, CertReqMessages, EncryptedValue
            FROM MOJCRMFCertReq { 1 2 392 100300 1 4 12 };

AlgorithmIdentifier ::= SEQUENCE {
   algorithm            ALGORITHM-ID.&id ({SupportedAlgorithms}),
   parameters           ALGORITHM-ID.&Type ({SupportedAlgorithms}
                                        { @algorithm }) OPTIONAL }

ALGORITHM-ID ::= CLASS {
     &id    OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
     &Type  OPTIONAL
}
WITH SYNTAX { OID &id [PARMS &Type] }

SupportedAlgorithms ALGORITHM-ID ::= { ..., -- extensible
                                       rsaPublicKey |
                                       rsaSHA-256 |
                                       des-EDE3-CBC |
                                       des-EDE3-CBC-NoParms |
                                       sha256Identifier }

rsaPublicKey ALGORITHM-ID ::= { OID rsaEncryption PARMS NULL }

rsaSHA-256 ALGORITHM-ID ::= { OID sha256WithRSAEncryption PARMS NULL }

des-EDE3-CBC ALGORITHM-ID ::= { OID dES-EDE3-CBC PARMS CBCParameter }
```

```
des-EDE3-CBC-NoParms ALGORITHM-ID ::= { OID dES-EDE3-CBC PARMS NULL }

sha256Identifier ALGORITHM-ID ::= { OID id-SHA256 PARMS NULL }


pkcs-1 OBJECT IDENTIFIER ::= {
     iso(1) member-body(2) us(840) rsadsi(113549) pkcs(1) 1 }

rsaEncryption OBJECT IDENTIFIER ::=  { pkcs-1 1 }
-- Public key syntax
RSAPublicKey  ::=  SEQUENCE  {
     modulus INTEGER, -- n
     publicExponent INTEGER -- e
}

sha256WithRSAEncryption OBJECT IDENTIFIER  ::=  { pkcs-1 11 }

dES-EDE3-CBC OBJECT IDENTIFIER  ::=  {
     iso(1) member-body(2) us(840) rsadsi(113549) encryptionAlgorithm(3) 7 }
-- dES-EDE3-CBC parameters
CBCParameter ::= IV
IV ::= OCTET STRING (SIZE (8..8))

id-SHA256 OBJECT IDENTIFIER ::= {
     joint-iso-itu-t(2) country(16) us(840) organization(1)
     gov(101) csor(3) nistalgorithm(4) hashalgs(2) 1 }


InfoTypeAndValue ::= SEQUENCE {
      infoType       INFORMATION-ID.&id({InfoSet}),
      infoValue      INFORMATION-ID.&Type({InfoSet}{@infoType})
}

INFORMATION-ID ::= CLASS {
     &id    OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
     &Type
}
WITH SYNTAX { SYNTAX &Type IDENTIFIED BY &id }

InfoSet INFORMATION-ID ::= { genmInfoReqContent |
                             genpInfoResContent
}

genmInfoReqContent INFORMATION-ID ::= {
  SYNTAX         GenmInfoReqContent
  IDENTIFIED BY  id-registeredcert-mg-genminforeq
}

genpInfoResContent INFORMATION-ID ::= {
  SYNTAX         GenmInfoReqContent
  IDENTIFIED BY  id-registeredcert-mg-genpinfores
}

PKIMessage ::= SEQUENCE {
      header           PKIHeader,
      body             PKIBody,
      protection   [0] PKIProtection OPTIONAL,
      extraCerts   [1] SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF Certificate OPTIONAL
}

PKIHeader ::= SEQUENCE {
      pvno                INTEGER     { ietf-version2 (1) },
      sender              GeneralName,
      recipient           GeneralName,
      protectionAlg   [1] AlgorithmIdentifier     OPTIONAL,
      senderKID       [2] KeyIdentifier           OPTIONAL,
      transactionID   [4] OCTET STRING,
      senderNonce     [5] OCTET STRING,
      recipNonce      [6] OCTET STRING            OPTIONAL
}

PKIBody ::= CHOICE {       -- message-specific body elements
      ir      [0]  CertReqMessages,        --Initialization Request
      ip      [1]  CertRepMessage,         --Initialization Response
      genm    [21] GenMsgContent,          --General Message
      genp    [22] GenRepContent,          --General Response
      error   [23] ErrorMsgContent         --Error Message
}

PKIProtection ::= BIT STRING

ProtectedPart ::= SEQUENCE {
      header    PKIHeader,
      body      PKIBody
}

KeyIdentifier ::= OCTET STRING

PKIStatus ::= INTEGER {
      granted                (0),
      -- you got exactly what you asked for
```

```
      rejection              (2)
      -- you don't get it, more information elsewhere in the message
}

PKIStatusInfo ::= SEQUENCE {
      status        PKIStatus
}

CertRepMessage ::= SEQUENCE {
      response         SEQUENCE OF CertResponse
}

CertResponse ::= SEQUENCE {
      certReqId           INTEGER,
      status              PKIStatusInfo,
      certifiedKeyPair    CertifiedKeyPair
}

CertifiedKeyPair ::= SEQUENCE {
      certOrEncCert       CertOrEncCert
}

CertOrEncCert ::= CHOICE {
      encryptedCert   [1] EncryptedValue
}

GenMsgContent ::= SEQUENCE OF InfoTypeAndValue

GenRepContent ::= SEQUENCE OF InfoTypeAndValue

ErrorMsgContent ::= SEQUENCE {
      pKIStatusInfo          PKIStatusInfo
}

id-registeredcert OBJECT IDENTIFIER ::= { 1 2 392 100300 1 }

id-registeredcert-mg OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert 2 }

id-registeredcert-mg-genminforeq OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert-mg 21 }
id-registeredcert-mg-genpinfores OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert-mg 22 }

GenmInfoReqContent ::= SEQUENCE OF NegotiationKey

NegotiationKey ::= SEQUENCE {
     symmAlg  AlgorithmIdentifier,
     pubAlg   AlgorithmIdentifier,
     hashAlg  AlgorithmIdentifier
}

GenpInfoResContent ::= SEQUENCE {
     status           PKIStatusInfo,
     negotiationKeys  SEQUENCE OF NegotiationKey OPTIONAL
}

END
```

２　Implicitly Tagged Module

```
MOJCRMFCertReq { 1 2 392 100300 1 4 12 }

DEFINITIONS IMPLICIT TAGS ::=
BEGIN

IMPORTS

        AlgorithmIdentifier
        FROM MOJCMPCertReq { 1 2 392 100300 1 4 11 }

        SubjectPublicKeyInfo, Name, RDNSequence
        FROM MOJCorpCertExplicit { 1 2 392 100300 1 4 1 };

CertReqMessages ::= SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF CertReqMsg

CertReqMsg ::= SEQUENCE {
    certReq   CertRequest,
    pop       ProofOfPossession }

CertRequest ::= SEQUENCE {
    certReqId     INTEGER,
    certTemplate  CertTemplate }

CertTemplate ::= SEQUENCE {
    serialNumber  [1] INTEGER,
    publicKey     [6] SubjectPublicKeyInfo }

ProofOfPossession ::= CHOICE {
    signature             [1] POPOSigningKey }

POPOSigningKey ::= SEQUENCE {
    algorithmIdentifier   AlgorithmIdentifier,
    signature             BIT STRING }
```

```
EncryptedValue ::= SEQUENCE {
    symmAlg       [1] AlgorithmIdentifier,
    encSymmKey    [2] BIT STRING,
    keyAlg        [3] AlgorithmIdentifier,
    encValue       BIT STRING }

GeneralName ::= CHOICE {
    directoryName         [4] Name }

END
```

付録４　休止届の送信の方式（送受信電文の ASN.１構造とオブジェクト識別子）

１　Explicitly Tagged Module

```
MOJCMPSuspReq { 1 2 392 100300 1 4 21 }

DEFINITIONS EXPLICIT TAGS ::=
BEGIN

IMPORTS

      Certificate
      FROM MOJCorpCertExplicit { 1 2 392 100300 1 4 1 }

      GeneralName, EncryptedValue, CertTemplate, CertId, ReasonFlags
      FROM MOJCRMFSuspReq { 1 2 392 100300 1 4 22 };


AlgorithmIdentifier     ::=  SEQUENCE {
   algorithm            ALGORITHM-ID.&id({SupportedAlgorithms}),
   parameters           ALGORITHM-ID.&Type({SupportedAlgorithms}
                                          { @algorithm }) OPTIONAL }

ALGORITHM-ID ::= CLASS {
     &id    OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
     &Type  OPTIONAL
}
WITH SYNTAX { OID &id [PARMS &Type] }

SupportedAlgorithms  ALGORITHM-ID  ::=  { ..., -- extensible
                                         rsaPublicKey |
                                         rsaSHA-256 |
                                         des-EDE3-CBC |
                                         sha256Identifier }

rsaPublicKey ALGORITHM-ID ::= { OID rsaEncryption PARMS NULL }

rsaSHA-256 ALGORITHM-ID ::= { OID sha256WithRSAEncryption PARMS NULL }

des-EDE3-CBC ALGORITHM-ID ::= { OID dES-EDE3-CBC PARMS CBCParameter }

sha256Identifier ALGORITHM-ID ::= { OID id-SHA256 PARMS NULL }

pkcs-1 OBJECT IDENTIFIER ::= {
     iso(1) member-body(2) us(840) rsadsi(113549) pkcs(1) 1 }

rsaEncryption OBJECT IDENTIFIER ::=  { pkcs-1 1 }
-- subjectPublicKey syntax
RSAPublicKey  ::=  SEQUENCE  {
     modulus INTEGER, -- n
     publicExponent INTEGER -- e
}

sha256WithRSAEncryption OBJECT IDENTIFIER  ::=  { pkcs-1 11 }

dES-EDE3-CBC OBJECT IDENTIFIER  ::=  {
     iso(1) member-body(2) us(840) rsadsi(113549) encryptionAlgorithm(3) 7 }
-- dES-EDE3-CBC parameters
CBCParameter ::= IV
     IV ::= OCTET STRING (SIZE (8..8))

id-SHA256 OBJECT IDENTIFIER ::= {
     joint-iso-itu-t(2) country(16) us(840) organization(1)
     gov(101) csor(3) nistalgorithm(4) hashalgs(2) 1 }

InfoTypeAndValue ::= SEQUENCE {
      infoType       INFORMATION-ID.&id({InfoSet}),
      infoValue      INFORMATION-ID.&Type({InfoSet}{@infoType})
}

INFORMATION-ID ::= CLASS {
     &id    OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
     &Type
}
WITH SYNTAX { SYNTAX &Type IDENTIFIED BY &id }

InfoSet INFORMATION-ID ::= { genmSuspReqContent |
                             genpSuspResContent |
                             genmInfoReqContent |
                             genpInfoResContent
```

```
}

genmSuspReqContent INFORMATION-ID ::= {
  SYNTAX        GenmSuspReqContent
  IDENTIFIED BY id-registeredcert-mg-genmsuspreq
}

genpSuspResContent INFORMATION-ID ::= {
  SYNTAX        GenpSuspResContent
  IDENTIFIED BY id-registeredcert-mg-genpsuspres
}

genmInfoReqContent INFORMATION-ID ::= {
  SYNTAX        GenmInfoReqContent
  IDENTIFIED BY id-registeredcert-mg-genminforeq
}

genpInfoResContent INFORMATION-ID ::= {
  SYNTAX        GenpInfoResContent
  IDENTIFIED BY id-registeredcert-mg-genpinfores
}

PKIMessage ::= SEQUENCE {
      header           PKIHeader,
      body             PKIBody,
      protection   [0] PKIProtection OPTIONAL,
      extraCerts   [1] SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF Certificate OPTIONAL
}

PKIHeader ::= SEQUENCE {
      pvno                INTEGER     { ietf-version2 (1) },
      sender              GeneralName,
      recipient           GeneralName,
      protectionAlg   [1] AlgorithmIdentifier     OPTIONAL,
      senderKID       [2] KeyIdentifier           OPTIONAL,
      transactionID   [4] OCTET STRING,
      senderNonce     [5] OCTET STRING,
      recipNonce      [6] OCTET STRING            OPTIONAL
}

PKIBody ::= CHOICE {       -- message-specific body elements
      genm    [21] GenMsgContent,          --General Message
      genp    [22] GenRepContent,          --General Response
      error   [23] ErrorMsgContent         --Error Message
}

PKIProtection ::= BIT STRING

ProtectedPart ::= SEQUENCE {
      header    PKIHeader,
      body      PKIBody
}

PKIStatus ::= INTEGER {
      granted                (0),
      -- you got exactly what you asked for
      rejection              (2)
      -- you don't get it, more information elsewhere in the message
}

KeyIdentifier ::= OCTET STRING

PKIStatusInfo ::= SEQUENCE {
      status        PKIStatus
}

GenMsgContent ::= SEQUENCE OF InfoTypeAndValue

GenRepContent ::= SEQUENCE OF InfoTypeAndValue

ErrorMsgContent ::= SEQUENCE {
      pKIStatusInfo          PKIStatusInfo
}

id-registeredcert OBJECT IDENTIFIER ::= { 1 2 392 100300 1 }

id-registeredcert-mg OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert 2 }

id-registeredcert-mg-genmsuspreq OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert-mg 1 }
id-registeredcert-mg-genpsuspres OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert-mg 2 }
id-registeredcert-mg-genminforeq OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert-mg 21 }
id-registeredcert-mg-genpinfores OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert-mg 22 }

GenmSuspReqContent ::= SEQUENCE {
      certDetails           CertTemplate,
      revocationReason      ReasonFlags,
      suspensionReasonCode  INTEGER,
      suspensionDetail      EncryptedValue  -- encrypted SuspData
}
-- SuspData is made with conection of
-- "suspensionSecretCode" (which is password without tag and length) and
-- hashed "header PKIHeader".
```

```
-- The max size of Suspdata is 84Bytes. (Max64Bytes + 20Bytes).

GenpSuspResContent ::= SEQUENCE {
      status         PKIStatusInfo,
      -- status information of suspension results
      revCert        CertId
      -- IDs for which revocation was requested (same order as status)
}

GenmInfoReqContent ::= SEQUENCE OF NegotiationKey

NegotiationKey ::= SEQUENCE {
     symmAlg  AlgorithmIdentifier,
     pubAlg   AlgorithmIdentifier,
     hashAlg  AlgorithmIdentifier  }

GenpInfoResContent ::= SEQUENCE {
     status           PKIStatusInfo,
     negotiationKeys  SEQUENCE OF NegotiationKey OPTIONAL  }

END
```

２　Implicitly Tagged Module

```
MOJCRMFSuspReq { 1 2 392 100300 1 4 22 }

DEFINITIONS IMPLICIT TAGS ::=
BEGIN

IMPORTS
        AlgorithmIdentifier
        FROM MOJCMPSuspReq { 1 2 392 100300 1 4 21 }

        SubjectPublicKeyInfo, Name, RDNSequence
        FROM MOJCorpCertExplicit { 1 2 392 100300 1 4 1 };


CertTemplate ::= SEQUENCE {
    serialNumber [1] INTEGER,
    issuer       [3] Name }

EncryptedValue ::= SEQUENCE {
    keyAlg        [3] AlgorithmIdentifier,
    encValue       BIT STRING }

CertId ::= SEQUENCE {
    issuer           GeneralName,
    serialNumber     INTEGER }

GeneralName ::= CHOICE {
        directoryName               [4] Name  }

ReasonFlags ::= BIT STRING {
        certificateHold         (6) }

END
```

付録５　電子証明書に係る証明及びその請求の方式（送受信電文の ASN.1 構造とオブジェクト識別子）

```
MOJOCSP { 1 2 392 100300 1 4 31 }

DEFINITIONS EXPLICIT TAGS ::=
BEGIN

IMPORTS

         Certificate
         FROM MOJCorpCertExplicit { 1 2 392 100300 1 4 1 };


OCSPRequest ::=  SEQUENCE {
    tbsRequest                  TBSRequest  }

TBSRequest ::= SEQUENCE {
    version             [0] EXPLICIT Version DEFAULT v1,
    requestList             SEQUENCE OF Request,
    requestExtensions   [2] EXPLICIT Extensions  -- nonce
}

Version ::= INTEGER  { v1(0) }

Request ::= SEQUENCE {
    reqCert                    CertID,
    singleRequestExtensions    [0] EXPLICIT Extensions OPTIONAL  -- confirmationTime
}

CertID ::= SEQUENCE {
    hashAlgorithm      AlgorithmIdentifier,
    issuerNameHash     OCTET STRING, -- Hash of Issuer's DN
    issuerKeyHash      OCTET STRING, -- Hash of Issuers public key
```

```
    serialNumber       CertificateSerialNumber }

CertificateSerialNumber ::= INTEGER

OCSPResponse ::= SEQUENCE {
   responseStatus         OCSPResponseStatus,
   responseBytes          [0] EXPLICIT ResponseBytes OPTIONAL }

OCSPResponseStatus ::= ENUMERATED {
    successful            (0),      --Response has valid confirmations
    malformedRequest      (1)       --Illegal confirmation request
}

ResponseBytes ::=       SEQUENCE {
    responseType   RESPONSE.&Type({SupportedResponses}),
    response       RESPONSE.&Value({SupportedResponses}{ @responceType })
}

RESPONSE ::= CLASS {
     &Type    OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
     &Value
}
WITH SYNTAX { SYNTAX &Value IDENTIFIED BY &Type }

SupportedResponses RESPONSE ::= { ..., -- extensible
                                  basicOCSPResponse }

basicOCSPResponse RESPONSE ::= {
  SYNTAX          BasicOCSPResponse
  IDENTIFIED BY   id-pkix-ocsp-basic
}

BasicOCSPResponse ::= SEQUENCE {
    tbsResponseData      ResponseData,
    signatureAlgorithm   AlgorithmIdentifier,
    signature            BIT STRING,
    certs                [0] EXPLICIT SEQUENCE OF Certificate }

ResponseData ::= SEQUENCE {
    version              [0] EXPLICIT Version DEFAULT v1,
    responderID              ResponderID,
    producedAt               GeneralizedTime,
    responses                SEQUENCE OF SingleResponse,
    responseExtensions   [1] EXPLICIT Extensions   -- nonce
}

ResponderID ::= CHOICE {
    byKey    [2] KeyHash }

KeyHash ::= OCTET STRING -- SHA-1 hash of responder's public key
                         -- (excluding the tag and length fields)

SingleResponse ::= SEQUENCE {
    certID                       CertID,
    certStatus                   CertStatus,
    thisUpdate                   GeneralizedTime,
    singleExtensions     [1]     EXPLICIT Extensions
                                 -- confirmationTime and ocspStatusCode
}

CertStatus ::= CHOICE {
    good                 [0]     IMPLICIT NULL,
    revoked              [1]     IMPLICIT RevokedInfo,
    unknown              [2]     IMPLICIT UnknownInfo }

RevokedInfo ::= SEQUENCE {
    revocationTime               GeneralizedTime,
    revocationReason     [0]     EXPLICIT CRLReason }

UnknownInfo ::= NULL

AlgorithmIdentifier     ::=  SEQUENCE {
   algorithm             ALGORITHM-ID.&id({SupportedAlgorithms}),
   parameters            ALGORITHM-ID.&Type({SupportedAlgorithms}
                                           { @algorithm }) }

ALGORITHM-ID ::= CLASS {
     &id    OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
     &Type
}
WITH SYNTAX { OID &id PARMS &Type }

SupportedAlgorithms ALGORITHM-ID ::= { ..., -- extensible
                                       rsaSHA-256 }

rsaSHA-256 ALGORITHM-ID ::= { OID sha256WithRSAEncryption PARMS NULL }

pkcs-1 OBJECT IDENTIFIER ::= {
     iso(1) member-body(2) us(840) rsadsi(113549) pkcs(1) 1 }

sha256WithRSAEncryption OBJECT IDENTIFIER  ::=  { pkcs-1 11 }
```

```
CRLReason ::= ENUMERATED {
        keyCompromise           (1),
        cACompromise            (2),
        affiliationChanged      (3),
        cessationOfOperation    (5),
        certificateHold         (6)
}

Extensions ::= SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF Extension

Extension ::= SEQUENCE {
   extnId            EXTENSION.&id ({ExtensionSet}),
   critical          BOOLEAN DEFAULT FALSE,
   extnValue         OCTET STRING }

ExtensionSet  EXTENSION  ::= { ..., -- extensible
                               nonce |
                               confirmationTime |
                               ocspStatusCode
}

EXTENSION ::= CLASS {
   &id          OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
   &ExtnType
}
WITH SYNTAX  {
   SYNTAX         &ExtnType
   IDENTIFIED BY  &id }

nonce EXTENSION ::= {
        SYNTAX  Nonce
        IDENTIFIED BY id-pkix-ocsp-nonce }

Nonce ::= OCTET STRING

confirmationTime EXTENSION ::= {
        SYNTAX  ConfirmationTime
        IDENTIFIED BY id-registeredcert-mg-confirmationtime }

ConfirmationTime ::= GeneralizedTime

ocspStatusCode EXTENSION ::= {
        SYNTAX  OcspStatusCode
        IDENTIFIED BY id-registeredcert-mg-ocspstatuscode }

OcspStatusCode ::= INTEGER

id-pkix OBJECT IDENTIFIER ::=
  { iso(1) identified-organization(3) dod(6) internet(1) security(5) mechanisms(5) pkix(7) }

id-ad   OBJECT IDENTIFIER ::= { id-pkix 48 }

id-ad-ocsp      OBJECT IDENTIFIER ::= { id-ad 1 }

id-pkix-ocsp                OBJECT IDENTIFIER ::= { id-ad-ocsp }
id-pkix-ocsp-basic          OBJECT IDENTIFIER ::= { id-pkix-ocsp 1 }
id-pkix-ocsp-nonce          OBJECT IDENTIFIER ::= { id-pkix-ocsp 2 }
-- The nonce will be identified by the object identifier id-pkix-ocsp-nonce,
-- while the extnValue is the value of the nonce.

id-registeredcert OBJECT IDENTIFIER ::= { 1 2 392 100300 1 }

id-registeredcert-mg OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert 2 }

id-registeredcert-mg-confirmationtime OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert-mg 102 }
id-registeredcert-mg-ocspstatuscode OBJECT IDENTIFIER ::= { id-registeredcert-mg 103 }

END
```

付録６　失効リストの公開（ASN.１構造とオブジェクト識別子）

１　Explicitly Tagged Module

```
MOJCorpCertCRLExplicit { 1 2 392 100300 1 4 51 }

DEFINITIONS EXPLICIT TAGS ::=
BEGIN

-- EXPORTS ALL --

IMPORTS
        AlgorithmIdentifier, Name, Time, CertificateSerialNumber
        FROM MOJCorpCertExplicit { 1 2 392 100300 1 4 1 }
        authorityKeyIdentifier
        FROM MOJCorpCertImplicit { 1 2 392 100300 1 4 2 };
        cRLNumber, issuingDistributionPoint, reasonCode
        FROM MOJCorpCertCRLImplicit { 1 2 392 100300 1 4 52 };

CertificateList ::=  SIGNED { TBSCertList }

TBSCertList ::= SEQUENCE {
```

```
   version                     Version,
   signature                   AlgorithmIdentifier,
   issuer                      Name,
   thisUpdate                  Time,
   nextUpdate                  Time,
   revokedCertificates         SEQUENCE OF SEQUENCE {
      userCertificate             CertificateSerialNumber,
      revocationDate              Time,
      crlEntryExtensions          EntryExtensions },
   crlExtensions          [0]   CRLExtensions }

Version ::= INTEGER { v2(1) }

EntryExtensions ::= SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF EntryExtension

EntryExtension ::= SEQUENCE {
   extnId             EXTENSION.&id ({EntryExtensionSet}),
   critical           BOOLEAN DEFAULT FALSE,
   extnValue          OCTET STRING }

EntryExtensionSet  EXTENSION  ::= { reasonCode }

CRLExtensions ::= SEQUENCE SIZE (1..MAX) OF CRLExtension

CRLExtension ::= SEQUENCE {
   extnId           EXTENSION.&id ({CRLExtensionSet}),
   critical         BOOLEAN DEFAULT FALSE,
   extnValue        OCTET STRING }

CRLExtensionSet  EXTENSION  ::= { authorityKeyIdentifier |
                                  cRLNumber |
                                  issuingDistributionPoint }

EXTENSION ::= CLASS {
   &id          OBJECT IDENTIFIER UNIQUE,
   &ExtnType }
WITH SYNTAX  {
   SYNTAX               &ExtnType
   IDENTIFIED BY        &id }

SIGNED { ToBeSigned } ::= SEQUENCE {
     toBeSigned  ToBeSigned,
     algorithm   AlgorithmIdentifier,
     signature   BIT STRING
}

END
```

２　Implicitly Tagged Module

```
MOJCorpCertCRLImplicit { 1 2 392 100300 1 4 52 }

DEFINITIONS IMPLICIT TAGS ::=
BEGIN

--EXPORTS ALL --

IMPORTS
        DistributionPointName
        FROM MOJCorpCertImplicit { 1 2 392 100300 1 4 2 }
        CRLReason
        FROM MOJOCSP { 1 2 392 100300 1 4 31 };
        EXTENSION
        FROM MOJCorpCertCRLExplicit { 1 2 392 100300 1 4 51 }

reasonCode EXTENSION ::= {
        SYNTAX          CRLReason
        IDENTIFIED BY   id-ce-cRLReason }

cRLNumber EXTENSION ::= {
        SYNTAX          CRLNumber
        IDENTIFIED BY   id-ce-cRLNumber }

CRLNumber ::= INTEGER (0..MAX)

issuingDistributionPoint EXTENSION ::= {
        SYNTAX          IssuingDistributionPoint
        IDENTIFIED BY   id-ce-issuingDistributionPoint }

IssuingDistributionPoint ::= SEQUENCE {
        distributionPoint          [0] DistributionPointName,
        onlyContainsUserCerts      [1] BOOLEAN DEFAULT FALSE,
        onlyContainsCACerts        [2] BOOLEAN DEFAULT FALSE }

id-ce   OBJECT IDENTIFIER ::= {joint-iso-ccitt(2) ds(5) 29}

id-ce-cRLNumber               OBJECT IDENTIFIER ::= {id-ce 20}
id-ce-cRLReason               OBJECT IDENTIFIER ::= {id-ce 21}
id-ce-issuingDistributionPoint OBJECT IDENTIFIER ::= {id-ce 28}

END
```

○総務省告示第四十六号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十八条の二の五第八号及び第九号の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（条件付自動制御装置の機能） **第四条の五十三**　規則第二十八条の二の五第八号の告示で定める機能は、次に掲げるとおりとする。 一　次に掲げるところにより、顧客の給油作業等の監視等を代替する機能 イ　顧客の給油作業等が開始される場合において、火気その他安全上の支障がないと判断したときは、規則第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。以下同じ。）を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。ただし、ハ及び次号ロに規定する機能により顧客の給油作業等が行えない状態にした場合（ハ⑴に該当する場合を除く。）又は規則第四十条の三の十第一項第三号ニの規定により係員が給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にした場合には、同条第二項第一号から第三号までのいずれにも該当することを係員が確認した後でなければ、顧客の給油作業等が行えない状態又は危険物の取扱いが行えない状態にした顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始してはならない。 ロ　顧客の給油作業等の状況を監視するとともに、安全上の支障を及ぼすおそれがあるとき又は火災その他の危険があるときは、音声又は警報音及び制御機器の映像面への表示により、その旨を係員に報知すること。 ハ　次のいずれかに該当するときは、規則第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。 ⑴　顧客の給油作業等が終了したとき。 ⑵　火災その他の危険があるとき。 ⑶　安全上の支障を及ぼすおそれがある場合において、ロの報知が行われたにもかかわらず、顧客の給油作業等の監視等が速やかに係員に引き継がれたことを確認できないとき。 二　条件付自動制御装置の正常な機能が確保されない場合において、次に掲げるところにより、当該条件付自動制御装置を使用した顧客の給油作業等の監視等を給油取扱所の係員に引き継ぎ、又は顧客の給油作業等が行えない状態にする機能 イ　次のいずれかに該当するときは、音声又は警報音及び制御機器の映像面への表示により、その旨を係員に報知すること。ただし、次のいずれかに該当することを係員が覚知することができる場合は、この限りでない。 ⑴　当該条件付自動制御装置、規則第二十八条の二の五第八号イの機器又は同号ロの装置が正常に作動していないとき。 ⑵　当該条件付自動制御装置の使用条件を満たしていないとき。	［新設］

ロ　イの報知が行われたにもかかわらず、顧客の給油作業等の監視等が速やかに係員に引き継がれたことを確認できないときは、規則第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。 （危険物の供給を一斉に停止することができる条件付自動制御装置の機能） **第四条の五十四**　規則第二十八条の二の五第九号の告示で定める機能は、次に掲げるところにより、顧客の給油作業等の監視等を代替する機能とする。 一　顧客の給油作業等の状況を監視するとともに、非常時その他安全上支障があると認められる場合には、音声又は警報音及び制御機器の映像面への表示により、その旨を係員に報知すること。 二　非常時その他安全上支障があると認められる場合には、規則第二十八条の二の五第六号ニに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。 三　前号に規定する機能により給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にした場合には、規則第四十条の三の十第二項第一号から第三号までのいずれにも該当することを係員が確認した後でなければ、危険物の取扱いが行えない状態にした顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始してはならないこと。 ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。

○文部科学省告示第三十五号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月二十七日　　文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
学校環境衛生基準		学校環境衛生基準	
第１　教室等の環境に係る学校環境衛生基準		第１　教室等の環境に係る学校環境衛生基準	
１　教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。		１　教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。	
検査項目	基準	検査項目	基準
(1)～(7)　［略］	［略］	(1)～(7)　［略］	［略］
(8)　揮発性有機化合物		(8)　揮発性有機化合物	
ア．～エ．［略］	［略］	ア．～エ．［略］	［略］
オ．エチルベンゼン	370μg／m³以下であること。	オ．エチルベンゼン	3800μg／m³以下であること。
カ．［略］	［略］	カ．［略］	［略］
換気及び保温等		換気及び保温等	

	⑼　［略］	［略］
［略］		

２　１の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目⑴～⑺及び⑽～⑿については、毎学年２回、検査項目⑻及び⑼については、毎学年１回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	⑴～⑺　［略］	［略］
	⑻　揮発性有機化合物	
	ア．ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着―溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフィーにより測定する。
	イ．トルエン	固相吸着―溶媒抽出法、固相吸着―加熱脱着法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフィー／質量分析法により測定する。
	ウ．キシレン	
	エ．パラジクロロベンゼン	
	オ．エチルベンゼン	
	カ．スチレン	
	⑼　［略］	［略］
	備考 一　［略］ 二　検査項目⑻については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 検査項目⑻ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目⑻については、児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後５時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては高速液体クロマトグラフィーにより、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあってはガスクロマトグラフィー／質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 三　［略］	
［略］		

第２～第６　［略］

	⑼　［略］	［略］
［略］		

２　１の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目⑴～⑺及び⑽～⑿については、毎学年２回、検査項目⑻及び⑼については、毎学年１回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	⑴～⑺　［略］	［略］
	⑻　揮発性有機化合物	
	ア．ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する。
	イ．トルエン	固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフ―質量分析法により測定する。
	ウ．キシレン	
	エ．パラジクロロベンゼン	
	オ．エチルベンゼン	
	カ．スチレン	
	⑼　［略］	［略］
	備考 一　［略］ 二　検査項目⑻については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 検査項目⑻ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目⑻については、児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後５時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあってはガスクロマトグラフ―質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 三　［略］	
［略］		

第２～第６　［略］

○文部科学省告示第三十六号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号ロの規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄に掲げる破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第二（第二条関係）

名称	位置	備考
［略］	［略］	［略］
横浜インターナショナルスクール	神奈川県	高等部の第二学年から第四学年までの課程に限る。
江西インターナショナルスクール	愛知県	第十学年から第十二学年までの課程に限る。
名古屋国際学校	愛知県	ハイスクール科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
Ｋｙｏｔｏ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｓｃｈｏｏｌ	京都府	ミドルスクール課程の第五学年並びにハイスクール課程の第一学年及び第二学年の課程に限る。
［略］	［略］	［略］

別表第三

都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）					
30212	削除	削除	削除	削除	削除
（略）					

改正前

別表第二（第二条関係）

名称	位置	備考
［同上］	［同上］	［同上］
横浜インターナショナルスクール	神奈川県	高等部の第二学年から第四学年までの課程に限る。
名古屋国際学校	愛知県	ハイスクール科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
［同上］	［同上］	［同上］

別表第三

都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）					
30212	茨城	医療法人社団愛友会勝田病院	1.0063	0.0516	0.0254	0.0000
（略）					

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和八年三月一日から施行する。

○厚生労働省告示第五十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

○厚生労働省告示第五十六号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第五十四条第二項の規定に基づき、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第一号に規定する第二号被保険者である日雇特例被保険者　一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四五〇円	一七五円	二七五円
第二級	六七〇円	二五五円	四一五円
第三級	八七〇円	三三五円	五三五円
第四級	一、一一〇円	四二五円	六八五円
第五級	一、三三〇円	五一〇円	八二〇円
第六級	一、六五〇円	六三〇円	一、〇二〇円
第七級	二、〇三〇円	七七五円	一、二五五円
第八級	二、四一〇円	九二〇円	一、四九〇円
第九級	二、八〇〇円	一、〇七〇円	一、七三〇円
第一〇級	三、二六〇円	一、二四五円	二、〇一五円
第一一級	三、八〇〇円	一、四五〇円	二、三五〇円

二　前号に掲げる者以外の日雇特例被保険者　一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第一号に規定する第二号被保険者である日雇特例被保険者　一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四四〇円	一七〇円	二七〇円
第二級	六五〇円	二五〇円	四〇〇円
第三級	八六〇円	三三〇円	五三〇円
第四級	一、一〇〇円	四二〇円	六八〇円
第五級	一、三二〇円	五〇五円	八一五円
第六級	一、六二〇円	六二〇円	一、〇〇〇円
第七級	二、〇〇〇円	七六五円	一、二三五円
第八級	二、三八〇円	九一〇円	一、四七〇円
第九級	二、七六〇円	一、〇五五円	一、七〇五円
第一〇級	三、二二〇円	一、二三〇円	一、九九〇円
第一一級	三、七四〇円	一、四三〇円	二、三一〇円

二　前号に掲げる者以外の日雇特例被保険者　一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
（略）	（略）	（略）	（略）

第三級	七六〇円	二九〇円	四七〇円	
第四級	九五〇円	三六五円	五八五円	
第五級	一、一五〇円	四四〇円	七一〇円	
第六級	一、四一〇円	五四〇円	八七〇円	
第七級	一、七五〇円	六七〇円	一、〇八〇円	
第八級	二、〇八〇円	七九五円	一、二八五円	
第九級	二、四一〇円	九二〇円	一、四九〇円	
第一〇級	二、八一〇円	一、〇七五円	一、七三五円	
第一一級	三、二七〇円	一、二五〇円	二、〇二〇円	

第三級	七四〇円	二八五円	四五五円	
第四級	九四〇円	三六〇円	五八〇円	
第五級	一、一四〇円	四三五円	七〇五円	
第六級	一、四〇〇円	五三五円	八六五円	
第七級	一、七三〇円	六六〇円	一、〇七〇円	
第八級	二、〇五〇円	七八五円	一、二六五円	
第九級	二、三八〇円	九一〇円	一、四七〇円	
第一〇級	二、七〇〇円	一、〇六〇円	一、七一〇円	
第一一級	三、一三〇円	一、二三五円	一、九九五円	

○厚生労働省告示第五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
001～015	001～015
016　体表面用電場電極	（新設）
(1)　膠芽腫用　35,900円	
(2)　非小細胞肺癌用	
①　小型　48,800円	
②　大型　65,000円	
Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
001～122　（略）	001～122　（略）
123　経皮的カテーテル心筋焼灼（しゃく）術用カテーテル	123　経皮的カテーテル心筋焼灼（しゃく）術用カテーテル
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）

⑶　パルスフィールドアブレーション用	
①　標準型	681,000円
②　熱アブレーション機能・心臓電気生理学的検査機能（心房内・心室内全域型）付加型	883,000円
124～132　（略）	
133　血管内手術用カテーテル	
⑴・⑵　末梢血管用ステントセット	
⑶　ＰＴＡバルーンカテーテル	
①～⑤　（略）	
⑥　再狭窄抑制型	
ア　標準型	173,000円
イ　橈骨動脈穿刺対応型	192,000円
⑦　（略）	
⑷～㉓　（略）	
134～167　（略）	
168　心腔内超音波プローブ	
⑴・⑵　（略）	
⑶　再製造	
①　（略）	
②　磁気センサー付き	229,000円
169～194　（略）	
195　体表面用電場電極	
⑴　膠芽腫用	35,900円
⑵　非小細胞肺癌用	
①　小型	48,800円
②　大型	65,000円
196～210　（略）	
211　植込型骨導補聴器（直接振動型）	
⑴　インプラント	
①　標準型	720,000円
②　特殊型	744,000円
⑵　音声信号処理装置	
①　標準型	325,000円
②　特殊型	325,000円
⑶　オプション部品（標準型）	29,800円
212～237　（略）	

⑶　パルスフィールドアブレーション用	681,000円
（新設）	
（新設）	
124～132　（略）	
133　血管内手術用カテーテル	
⑴・⑵　末梢血管用ステントセット	
⑶　ＰＴＡバルーンカテーテル	
①～⑤　（略）	
⑥　再狭窄抑制型	173,000円
（新設）	
（新設）	
⑦　（略）	
⑷～㉓　（略）	
134～167　（略）	
168　心腔内超音波プローブ	
⑴・⑵　（略）	
⑶　再製造	
①　（略）	
（新設）	
169～194　（略）	
195　体表面用電場電極	35,900円
（新設）	
（新設）	
196～210　（略）	
211　植込型骨導補聴器（直接振動型）	
⑴　インプラント	720,000円
（新設）	
（新設）	
⑵　音声信号処理装置	325,000円
（新設）	
（新設）	
⑶　オプション部品	29,800円
212～237　（略）	

238　冷凍アブレーション用バルーンカテーテル	389,000円	（新設）
239　腎神経焼灼術用カテーテル		（新設）
⑴　超音波エネルギー式		
①　カテーテル	694,000円	
②　カートリッジ	124,000円	
⑵　高周波エネルギー式	1,410,000円	
240　経皮的三尖弁クリップシステム	3,060,000円	（新設）
注　経皮的三尖弁クリップシステムのクリップを２個以上使用する場合は、追加する１個当たり償還価格の100分の50に相当する価格を加算する。		
Ⅲ～Ⅴ　（略）		Ⅲ～Ⅴ　（略）

Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格	品名	単位	材料価格
001　（略）			001　（略）		
002　歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品）	１g	15,991円	002　歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品）	１g	13,287円
003　歯科鋳造用14カラット金合金鋲用（ＪＩＳ適合品）	１g	14,682円	003　歯科鋳造用14カラット金合金鋲用（ＪＩＳ適合品）	１g	11,978円
004　歯科用14カラット金合金鋲用線（金58.33％以上）	１g	14,777円	004　歯科用14カラット金合金鋲用線（金58.33％以上）	１g	12,073円
005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１g	14,766円	005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１g	12,062円
006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	4,779円	006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	3,802円
007～009　（略）			007～009　（略）		
010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	6,446円	010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	5,435円
011　歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　ＪＩＳ適合品）	１g	262円	011　歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　ＪＩＳ適合品）	１g	207円
012　歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	287円	012　歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	232円
013　歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１g	293円	013　歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１g	261円
014～071　（略）			014～071　（略）		
Ⅶ～Ⅸ　（略）			Ⅶ～Ⅸ　（略）		

○経済産業省告示第十八号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第八号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号（主要電気工作物を構成する設備を定める告示）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年二月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後

二　火力発電所

主要電気工作物	主設備
［略］	［略］
燃料設備	バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び

改正前

二　火力発電所

主要電気工作物	主設備
［略］	［略］
燃料設備	廃棄物固形化燃料を貯蔵する設備、油タンク及びガスタンク、液化ガス用貯槽（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、防液堤（ア

石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の受入設備、運搬設備及び貯蔵設備、廃棄物固形化燃料の貯蔵設備、油タンク及びガスタンク、液化ガス用貯槽（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、防液堤（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、液化ガス用気化器（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、ガス用又は液化ガス用の外径百五十ミリメートル以上の配管及び導管並びにガス漏えい検知警報設備及び除害設備	石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の受入設備、運搬設備及び貯蔵設備、廃棄物固形化燃料の貯蔵設備、油タンク及びガスタンク、液化ガス用貯槽（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、防液堤（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、液化ガス用気化器（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、ガス用又は液化ガス用の外径百五十ミリメートル以上の配管及び導管並びにガス漏えい検知警報設備及び除害設備
［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

その他告示

○デジタル庁総務省告示第八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第四号の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第八十二号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
事務実施者	事務	事務実施者	事務
［略］		［同上］	
モバイルクリエイト株式会社	モバイルクリエイト株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務	モバイルクリエイト株式会社	モバイルクリエイト株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
東芝デジタルエンジニアリング株式会社	地域医療に係る医療情報データベースに登録されている者であることの識別及び認証等に関する実証に係る事務		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第四十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項の規定により提出された支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、立憲民主党から訂正の報告があったので、令和五年総務省告示第三百四十三号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔立憲民主党〕 **支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）** **立憲民主党山形県第１区総支部** ［略］ ［１～６　略］ ７　支出項目別金額の内訳 （備品・消耗品費） 支出の目的　金額　氏名　住所 ［略］ 車検代　95,167　㈱セラフィム　山形市 車両貸出代　147,242　〃　〃 ［略］ ［８　略］	〔立憲民主党〕 **支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）** **立憲民主党山形県第１区総支部** ［同左］ ［１～６　同左］ ７　支出項目別金額の内訳 （備品・消耗品費） 支出の目的　金額　氏名　住所 ［同左］ 車検代　95,167　レクサス山形　山形市 車両ローン代　147,242　〃　〃 ［同左］ ［８　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第四十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項の規定により提出された支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、立憲民主党から訂正の報告があったので、令和六年総務省告示第二百七十一号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔立憲民主党〕 **支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）** **立憲民主党兵庫県第６区総支部** ［略］ ［１～３　略］ ４　支部政党交付金による支出の内訳 経常経費　9,655,536 人件費　6,803,474 ［略］ 政治活動費　344,464 組織活動費　152,303 ［略］ ［略］	〔立憲民主党〕 **支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）** **立憲民主党兵庫県第６区総支部** ［同左］ ［１～３　同左］ ４　支部政党交付金による支出の内訳 経常経費　9,665,536 人件費　6,813,474 ［同左］ 政治活動費　334,464 組織活動費　142,303 ［同左］ ［同左］

5　支出項目別金額の内訳 ［略］ （組織活動費） 一件五万円未満の計　152,303 合　計　152,303 ［略］ **総括文書（支部分）の要旨** ［1～5　略］ 6　支部政党交付金による支出の内訳 経常経費　1,822,993,071 人件費　1,059,223,265 ［略］ 政治活動費　1,359,559,799 組織活動費　155,717,027 ［略］ ［略］ ［7　略］ **総括文書（本部及び支部分）の要旨** ［1～5　略］ 6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳 ［略］ 経常経費　3,101,480,964 人件費　1,828,700,769 ［略］ 政治活動費　3,721,985,931 組織活動費　366,160,884 ［略］ ［略］ ［7　略］	5　支出項目別金額の内訳 ［同左］ （組織活動費） 一件五万円未満の計　142,303 合　計　142,303 ［同左］ **総括文書（支部分）の要旨** ［1～5　同左］ 6　支部政党交付金による支出の内訳 経常経費　1,823,003,071 人件費　1,059,233,265 ［同左］ 政治活動費　1,359,549,799 組織活動費　155,707,027 ［同左］ ［同左］ ［7　同左］ **総括文書（本部及び支部分）の要旨** ［1～5　同左］ 6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳 ［同左］ 経常経費　3,101,490,964 人件費　1,828,710,769 ［同左］ 政治活動費　3,721,975,931 組織活動費　366,150,884 ［同左］ ［同左］ ［7　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第四十九号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和七年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党	支部の数 うち法第十四条第二項第二号の規定により支部に関する事項の届出をした支部の数	三三七八 三七八	三三七九 三七九	（届出年月日　令和七年十月三十日）

日本維新の会	支部の数	二三九	二四一
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二三九	二四一
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年十一月十二日〕	
国民民主党	支部の数	一三一	一三二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一三一	一三二
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年十二月二十三日〕	
日本保守党	支部の数	六	四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	六	四
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年十二月二十六日〕	

○総務省告示第五十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、国民民主党、日本維新の会及び立憲民主党から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第三百五号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧	政党の名称	異動事項	新	旧
〔略〕				〔同上〕			
立憲民主党	支部の数	三七三	三七八	立憲民主党	支部の数	三七四	三七九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七三	三七三		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七四	三七四
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年四月二十五日〕			異動年月日	〔届出年月日 令和七年四月二十五日〕	
〔略〕				〔同上〕			
立憲民主党	支部の数	三七三	三七三	立憲民主党	支部の数	三七四	三七四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七三	三七三		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七四	三七四
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年五月九日〕			異動年月日	〔届出年月日 令和七年五月九日〕	
〔略〕				〔同上〕			
国民民主党	支部の数	一四二	一三一	国民民主党	支部の数	一四三	一三二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一四二	一三一		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一四三	一三二
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年五月十六日〕			異動年月日	〔届出年月日 令和七年五月十六日〕	
〔略〕				〔同上〕			
立憲民主党	支部の数	三七五	三七三	立憲民主党	支部の数	三七六	三七四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七五	三七三		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七六	三七四
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年五月二十三日〕			異動年月日	〔届出年月日 令和七年五月二十三日〕	
〔略〕				〔同上〕			

立憲民主党	支部の数	三七二	三七三
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七二	三七三
		（届出年月日 令和七年六月四日）	
［略］			
日本維新の会	支部の数	二四二	二三九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四二	二三九
		（届出年月日 令和七年六月二十四日）	
［略］			
日本維新の会	支部の数	二四四	二四二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四四	二四二
		（届出年月日 令和七年七月一日）	
国民民主党	支部の数	一五九	一四二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一五九	一四二
		（届出年月日 令和七年七月一日）	
［略］			
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

○総務省告示第五十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、日本維新の会及び立憲民主党から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第三百四十八号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後			
政党の名称	異動事項	新	旧　異動年月日
立憲民主党	支部の数	三七二	三七三　（届出年月日 令和七年七月二十九日）
［略］	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七二	三七二

訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧　異動年月日
立憲民主党	支部の数	三七三	三七四　（届出年月日 令和七年六月四日）
［同上］	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七三	三七四
［同上］			
日本維新の会	支部の数	二四四	二四一　（届出年月日 令和七年六月二十四日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四四	二四一
［同上］			
日本維新の会	支部の数	二四六	二四四　（届出年月日 令和七年七月一日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四六	二四四
国民民主党	支部の数	一六〇	一四三　（届出年月日 令和七年七月一日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一六〇	一四三
［同上］			

［略］

日本維新の会	支部の数	二四〇	二四四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四〇	二四四
			届出年月日　令和七年八月十二日

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第五十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、社会民主党から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第三百四十九号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　社会民主党	四　社会民主党
［㈠～㈥　略］	［㈠～㈥　同上］
㈦　所属国会議員	㈦　所属国会議員
氏名　住所　選出区分　選挙期日	氏名　住所　選出区分　選挙期日
同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は
○	○
［略］	［同上］
石井　朗夫　神奈川県鎌倉市浄明寺一―五―三　参議院議員　令和七年七月二十日	石井　朗夫　神奈川県鎌倉市浄明寺一―五　参議院議員　令和七年七月二十日
（ラサール石井）	（ラサール石井）
［㈧・㈨　略］	［㈧・㈨　同上］
［五～十　略］	［五～十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第五十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、日本維新の会から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第三百五十号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧	政党の名称	異動事項	新	旧
［略］				［同上］			
日本維新の会	支部の数	二三八	二四〇	日本維新の会	支部の数	二四二	二四〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二三八	二四〇		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四二	二四〇
	異動年月日	（届出年月日 令和七年八月二十六日）			異動年月日	（届出年月日 令和七年八月二十六日）	
［略］				［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第五十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、立憲民主党から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第三百八十六号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧	政党の名称	異動事項	新	旧
立憲民主党	支部の数	三七三	三七五	立憲民主党	支部の数	三七四	三七六
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七三	三七五		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七四	三七六
	異動年月日	（届出年月日 令和七年九月三十日）			異動年月日	（届出年月日 令和七年九月三十日）	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第五十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、立憲民主党から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第三百八十七号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後			訂正前		
政党の名称	異動事項	異動年月日	政党の名称	異動事項	異動年月日
［略］			［同上］		
立憲民主党	支部の数　三七三 うち法第十四条第二項に規定する支部の数　三七三	（届出年月日　令和七年九月三十日）	立憲民主党	支部の数　三七二 うち法第十四条第二項に規定する支部の数　三七二	（届出年月日　令和七年九月三十日）
［略］			［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第五十六号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和七年七月二十九日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、法第六条第二項において準用する法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党	所属国会議員の住所	田島麻衣子　東京都千代田区麹町四―七	田島麻衣子　愛知県名古屋市西区花の木一―七―二〇	令和七年八月八日
立憲民主党	所属国会議員の住所	小山　展弘　静岡県磐田市中泉二八〇―三	小山　展弘　静岡県磐田市中泉二二三―二	令和七年八月二十九日
立憲民主党	所属国会議員の住所	山　登志浩　富山県富山市下新町二一―二四	山　登志浩　富山県富山市永楽町一七―一四	令和七年九月十九日
日本維新の会	所属国会議員の住所	斎藤勇士アレックス（斎藤アレックス）　滋賀県大津市梅林一―一五―一五	斎藤勇士アレックス（斎藤アレックス）　滋賀県大津市におの浜一―一―五七	令和七年九月二十二日
立憲民主党	所属国会議員の住所	内田　玲子（松下　玲子）　東京都西東京市新町一―四	内田　玲子（松下　玲子）　東京都武蔵野市中町一―三二―一〇	令和七年九月三十日
国民民主党	所属国会議員の住所	平戸　航太　千葉県流山市おおたかの森西一―三―二	平戸　航太　千葉県流山市おおたかの森北一―八―一	令和七年十月二日

立憲民主党	支部の数　三七四 うち法第十四条第二項に規定する支部の数　三七三	（届出年月日　令和七年十月十六日）	立憲民主党	支部の数　三七三 うち法第十四条第二項に規定する支部の数　三七三	（届出年月日　令和七年九月三十日）
参政党	支部の数　三四〇 うち法第十四条第二項に規定する支部の数　三四〇	（届出年月日　令和七年十月二十日）	立憲民主党	支部の数　三三九 うち法第十四条第二項に規定する支部の数　三三九	
立憲民主党	会計監査を行うべき者　氏名　田島麻衣子 住所　東京都千代田区麹町四―七 生年月日　昭和五十一年十二月二十日	令和七年十月二十一日		会計監査を行うべき者　氏名　牧山　弘恵	
チームみらい	選任年月日　令和七年十月二十一日 主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂二―二一―五 代表者の住所　安野　貴博	令和七年十月二十六日	チームみらい	会計責任者の住所　安野　貴博 会計監査を行うべき者の住所　安野　里奈 所属国会議員の住所　安野　貴博	東京都港区南麻布二―八―二一　東京都千代田区紀尾井町一―一五　東京都港区白金一―二―一　東京都千代田区紀尾井町一―一五　東京都港区白金一―二―一　東京都千代田区紀尾井町一―一五　東京都港区白金一―二―一　東京都千代田区紀尾井町一―一五　東京都港区白金一―二―一
チームみらい					
チームみらい					
チームみらい					
チームみらい					

| | | |

| | | |

自由民主党	支部の数	七六八〇	七六八四
	うち第二十四条第一項に規定する支部の数	七六八〇	七六八四

○総務省告示第五十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十二条の規定に基づき、令和七年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

政党交付金の交付額

1　政党交付金の総額　31,536,522,000円

2　各政党に対して交付した政党　31,536,522,000円

交付金の額

(1)　公明党

交付した月日	4月18日	661,844,500円
	7月18日	661,844,500円
	10月20日	590,080,000円
	12月19日	590,080,000円
小　計		2,503,849,000円
交付決定額		(2,503,849,000円)

(2)　国民民主党

交付した月日	4月18日	494,810,000円
	7月18日	494,810,000円
	10月20日	622,541,500円
	12月19日	622,541,500円
小　計		2,234,703,000円
交付決定額		(2,234,703,000円)

(3)　参政党

交付した月日	4月18日	129,170,750円
	7月18日	129,170,750円
	10月20日	328,171,250円
	12月19日	328,171,250円
小　計		914,684,000円
交付決定額		(914,684,000円)

(4)　社会民主党

交付した月日	4月18日	70,960,750円
	7月18日	70,960,750円
	10月20日	70,484,250円
	12月19日	70,484,250円
小　計		282,890,000円
交付決定額		(282,890,000円)

(5)　自由民主党

交付した月日	4月18日	3,409,880,750円
	7月18日	3,409,880,750円
	10月20日	3,171,333,750円
	12月19日	3,171,333,750円
小　計		13,162,429,000円
交付決定額		(13,162,429,000円)

(6)　チームみらい

交付した月日	10月20日	24,095,500円
	12月19日	24,095,500円
小　計		48,191,000円
交付決定額		(48,191,000円)

(7)　日本維新の会

交付した月日	4月18日	802,306,750円
	7月18日	802,306,750円
	10月20日	777,802,250円
	12月19日	777,802,250円
小　計		3,160,218,000円
交付決定額		(3,160,218,000円)

(8)　日本保守党

交付した月日	4月18日	43,169,000円
	7月18日	43,169,000円
	10月20日	80,361,000円
	12月19日	80,361,000円
小　計		247,060,000円
交付決定額		(247,060,000円)

(9)　立憲民主党

交付した月日	4月18日	2,042,793,250円
	7月18日	2,042,793,250円
	10月20日	1,965,753,250円
	12月19日	1,965,753,250円
小　計		8,017,093,000円
交付決定額		(8,017,093,000円)

(10)　れいわ新選組

交付した月日	4月18日	229,194,250円
	7月18日	229,194,250円
	10月20日	253,508,250円
	12月19日	253,508,250円
小　計		965,405,000円
交付決定額		(965,405,000円)

合　計　31,536,522,000円

○総務省告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、志向青年社から訂正の報告があったので、令和四年総務省告示第三百九十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔その他の政治団体〕 **志向青年社** ［略］ 1　収入総額　612,587 　前年繰越額　142,587 　本年収入額　470,000 2　支出総額　356,496 3　本年収入の内訳 　個人の党費・会費（7人）　470,000 4　支出の内訳 　政治活動費　356,496 　組織活動費　356,496	〔その他の政治団体〕 **志向青年社** ［同左］ 1　収入総額　0 2　支出総額　0 ［新設］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○総務省告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部、中西けんじ政経研究会及び志向青年社から訂正の報告があったので、令和五年総務省告示第四百二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部** ［略］ 1　収入総額　51,049,195 　［略］ 　本年収入額　47,288,900 2　支出総額　46,875,213 3　本年収入の内訳 　［略］	〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部** ［同左］ 1　収入総額　50,649,195 　［同左］ 　本年収入額　46,888,900 2　支出総額　46,575,213 3　本年収入の内訳 　［同左］

寄附　20,050,000
［略］
政治団体分　19,500,000
［略］
4　支出の内訳
経常経費　7,802,841
［略］
事務所費　4,414,687
［略］
5　寄附の内訳
［略］
〔政治団体分〕
［略］
全国産業資源循環連合会政治連盟　200,000　都・港区
［略］

ＴＫＣ全国政経研究会	400,000	新宿区
東京商工連盟	100,000	都・中央区
ＴＫＣ静岡政経研究会	100,000	静岡市
静岡県運輸政策協議会	100,000	静岡市

［略］
〔**国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）**〕
中西けんじ政経研究会
［略］
1　収入総額　11,588,205
［略］
本年収入額　8,995,002
2　支出総額　11,448,287
3　本年収入の内訳

寄附	1,115,000

［略］
［略］

寄附　19,650,000
［同左］
政治団体分　19,100,000
［同左］
4　支出の内訳
経常経費　7,502,841
［同左］
事務所費　4,114,687
［同左］
5　寄附の内訳
［同左］
〔政治団体分〕
［同左］
全国産業資源循環連合会政治連盟　100,000　都・港区
［同左］

ＴＫＣ全国政経研究会	400,000	新宿区

［同左］
〔**国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）**〕
中西けんじ政経研究会
［同左］
1　収入総額　20,988,205
［同左］
本年収入額　18,395,002
2　支出総額　20,848,287
3　本年収入の内訳

寄附	10,515,000
個人分	9,400,000

［同左］
［同左］

4　支出の内訳 ［略］ 政治活動費　10,714,605 ［略］ 寄附・交付金　8,270,975 ［略］	4　支出の内訳 ［同左］ 政治活動費　20,114,605 ［同左］ 寄附・交付金　17,670,975 ［同左］
5　寄附の内訳 ［略］	5　寄附の内訳 〔個人分〕 中西　健治　9,400,000　横浜市 ［同左］
［6　略］ 〔**その他の政治団体**〕 **志向青年社** ［略］	［6　同左］ 〔**その他の政治団体**〕 **志向青年社** ［同左］
1　収入総額　591,091 前年繰越額　256,091 本年収入額　335,000	1　収入総額　0
2　支出総額　196,912	2　支出総額　0
3　本年収入の内訳 個人の党費・会費(7人)　335,000	［新設］
4　支出の内訳 政治活動費　196,912 組織活動費　196,912	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党北海道参議院比例区第八十三支部、自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部、青く健やかな明日をつくる会、けんこう冬日会、天の息、中西けんじ政経研究会、日本再生研究会、吉岡伸太郎と保育の未来を考える会及び志向青年社から訂正の報告があったので、令和六年総務省告示第三百九十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔**政党の支部**〕 **自由民主党北海道参議院比例区第八十三支部** ［略］	〔**政党の支部**〕 **自由民主党北海道参議院比例区第八十三支部** ［同左］
1　収入総額　51,559,832 ［略］ 本年収入額　40,635,655	1　収入総額　51,639,832 ［同左］ 本年収入額　40,715,655
［2　略］	［2　同左］

３　本年収入の内訳
［略］
寄附　9,200,000
［略］
団体分　8,460,000
［略］
［略］
［４　略］
５　寄附の内訳
［略］
〔団体分〕
［略］
年間五万円以下の　660,000
もの
［略］
［６・７　略］

自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部

［略］
１　収入総額　25,348,182
前年繰越額　4,173,982
［略］
２　支出総額　24,491,319
［３　略］
４　支出の内訳
経常経費　2,485,439
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕　450,000
事務所費　2,485,439
政治活動費　22,005,880
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕　2,785,000
［略］
寄附・交付金　3,210,880
［５　略］

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕

青く健やかな明日をつくる会

［略］
［１　略］
２　支出総額　5,918,287
［３　略］

３　本年収入の内訳
［同左］
寄附　9,280,000
［同左］
団体分　8,540,000
［同左］
［同左］
［４　同左］
５　寄附の内訳
［同左］
〔団体分〕
［同左］
年間五万円以下の　740,000
もの
［同左］
［６・７　同左］

自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部

［同左］
１　収入総額　25,248,182
前年繰越額　4,073,982
［同左］
２　支出総額　23,816,319
［３　同左］
４　支出の内訳
経常経費　1,960,439
事務所費　1,960,439
政治活動費　21,855,880
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕　2,735,000
［同左］
寄附・交付金　3,060,880
［５　同左］

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕

青く健やかな明日をつくる会

［同左］
［１　同左］
２　支出総額　5,950,487
［３　同左］

４　支出の内訳	
［略］	
政治活動費	5,823,672
組織活動費	2,541,484
［略］	
［５　略］	
けんこう冬日会	
［略］	
［１　略］	
２　支出総額	8,636,934
［３　略］	
４　支出の内訳	
経常経費	1,216,038
［略］	
事務所費	1,003,044
［略］	
［５・６　略］	
天の畠	
［略］	
［１～３　略］	
４　支出の内訳	
経常経費	6,345,950
［略］	
事務所費	1,950,178
政治活動費	3,058,403
［略］	
機関紙誌の発行その他の事業費	339,286
宣伝事業費	339,286
［５　略］	
中西けんじ政経研究会	
［略］	
１　収入総額	11,276,927
［略］	
本年収入額	11,137,009
２　支出総額	10,198,814
３　本年収入の内訳	
寄附	827,000
［略］	
［略］	

４　支出の内訳	
［同左］	
政治活動費	5,855,872
組織活動費	2,573,684
［同左］	
［５　同左］	
けんこう冬日会	
［同左］	
［１　同左］	
２　支出総額	8,637,374
［３　同左］	
４　支出の内訳	
経常経費	1,216,478
［同左］	
事務所費	1,003,484
［同左］	
［５・６　同左］	
天の畠	
［同左］	
［１～３　同左］	
４　支出の内訳	
経常経費	6,344,520
［同左］	
事務所費	1,948,748
政治活動費	3,059,833
［同左］	
機関紙誌の発行その他の事業費	340,716
宣伝事業費	340,716
［５　同左］	
中西けんじ政経研究会	
［同左］	
１　収入総額	20,076,927
［同左］	
本年収入額	19,937,009
２　支出総額	18,998,814
３　本年収入の内訳	
寄附	9,627,000
個人分	8,800,000
［同左］	
［同左］	

４　支出の内訳
［略］
政治活動費　9,838,144
［略］
寄附・交付金　6,900,004
［略］
５　寄附の内訳
［略］
［６・７　略］

日本再生研究会

［略］
［１　略］
２　支出総額　2,149,276
［３　略］
４　支出の内訳
経常経費　1,637,376
［略］
事務所費　657,603
政治活動費　511,900
組織活動費　511,900
［５　略］

吉岡伸太郎と保育の未来を考える会

［略］
［１～３　略］
４　支出の内訳
［略］
組織活動費　30,245
寄附・交付金　45,000
［略］
［５・６　略］

４　支出の内訳
［同左］
政治活動費　18,638,144
［同左］
寄附・交付金　15,700,004
［同左］
５　寄附の内訳
〔個人分〕
中西　健治　8,800,000　横浜市
［同左］
［６・７　同左］

日本再生研究会

［同左］
［１　同左］
２　支出総額　2,166,578
［３　同左］
４　支出の内訳
経常経費　1,652,678
［同左］
事務所費　672,905
政治活動費　513,900
組織活動費　513,900
［５　同左］

吉岡伸太郎と保育の未来を考える会

［同左］
［１～３　同左］
４　支出の内訳
［同左］
組織活動費　75,245
［同左］
［５・６　同左］

〔その他の政治団体〕

志向青年社

［略］

1　収入総額	829,179
前年繰越額	394,179
本年収入額	435,000
2　支出総額	432,036
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費（7人）	435,000
4　支出の内訳	
政治活動費	432,036
組織活動費	432,036

備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

〔その他の政治団体〕

志向青年社

［同左］

1　収入総額	0
2　支出総額	0

［新設］

［新設］

○総務省告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党中央委員会、参政党徳島県支部連合会、自由民主党宮城県衆議院比例区第一支部、自由民主党滋賀県衆議院比例区第一支部、自由民主党広島県衆議院比例区第三支部、自由民主党群馬県参議院比例区第八十二支部、自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部、自由民主党鳥取県参議院比例区第七十一支部、自由民主党広島県参議院比例区第九十九支部、青く健やかな明日をつくる会、大河原雅子と湧く湧く会議、甘山会、けんこう冬日会、勝風会、新日本情勢調査会、日本国家戦略フォーラム2025、日本再生研究会、林芳正を支える会、東野ひでき後援会、勝会、松下新平国会事務所、吉岡伸太郎と保育の未来を考える会、隆盛会、石丸伸二後援会及び全国旅館政治連盟から訂正の報告があったので、令和七年総務省告示第三百八十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正前欄及び訂正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、訂正前欄に掲げる対象要旨を訂正後欄に掲げる対象要旨として移動し、訂正後欄に掲げる対象要旨で訂正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

訂正後	訂正前
〔政　党〕	〔政　党〕
日本共産党中央委員会	**日本共産党中央委員会**
［略］	［同左］
［1～4　略］	［1～4　同左］
5　寄附の内訳	5　寄附の内訳
〔個人分〕	〔個人分〕
［略］	［同左］
黒木　藤夫　100,000　宮崎県門川町	黒木　藤雄　100,000　宮崎県門川町
［略］	［同左］
［6　略］	［6　同左］
〔政党の支部〕	〔政党の支部〕
参政党徳島県支部連合会	**参政党徳島県支部連合会**
［略］	［同左］
［1・2　略］	［1・2　同左］

３　本年収入の内訳
［略］
機関紙誌の発行その他の事業による収入　441,114
［略］
物販売り上げ　136,800
本部又は支部から供与された交付金に係る収入　383,375
参政党　378,917
参政党香川県支部連合会　4,458
［略］
４　支出の内訳
［略］
政治活動費　987,509
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕　262,884
［略］

自由民主党宮城県衆議院比例区第一支部

［略］
１　収入総額　26,362,008
［略］
本年収入額　18,660,000
［２　略］
３　本年収入の内訳
［略］
寄附　4,060,000
［略］
政治団体分　2,550,000
［略］
［４　略］
５　寄附の内訳
［略］
〔政治団体分〕
デジタル社会推進政治連盟　1,000,000　千代田区
［略］

３　本年収入の内訳
［同左］
機関紙誌の発行その他の事業による収入　457,914
［同左］
物販売り上げ　153,600
本部又は支部から供与された交付金に係る収入　366,575
参政党　366,575

［同左］
４　支出の内訳
［同左］
政治活動費　987,509

［同左］

自由民主党宮城県衆議院比例区第一支部

［同左］
１　収入総額　25,462,008
［同左］
本年収入額　17,760,000
［２　同左］
３　本年収入の内訳
［同左］
寄附　3,160,000
［同左］
政治団体分　1,650,000
［同左］
［４　同左］
５　寄附の内訳
［同左］
〔政治団体分〕
デジタル社会推進政治連盟　100,000　千代田区
［同左］

自由民主党滋賀県衆議院比例区第一支部

［略］

［1　略］

2　支出総額　21,559,351

3　本年収入の内訳

［略］

本部又は支部から供与された交付金に係る収入　17,300,000

［略］

自由民主党滋賀県第二選挙区支部　300,000

［略］

4　支出の内訳

経常経費　14,079,701

［略］

備品・消耗品費　1,733,545

［略］

［略］

［5　略］

自由民主党広島県衆議院比例区第三支部

［略］

1　収入総額　70,672,371

［略］

本年収入額　45,875,695

［2　略］

3　本年収入の内訳

［略］

寄附　10,900,000

［略］

団体分　6,240,000

［略］

［略］

［4　略］

5　寄附の内訳

［略］

〔団体分〕

［略］

中国電設工業㈱	120,000	広島市

［略］

［6・7　略］

自由民主党滋賀県衆議院比例区第一支部

［同左］

［1　同左］

2　支出総額　21,539,160

3　本年収入の内訳

［同左］

本部又は支部から供与された交付金に係る収入　17,300,000

［同左］

自由民主党滋賀県支部連合会　300,000

［同左］

4　支出の内訳

経常経費　14,059,510

［同左］

備品・消耗品費　1,713,354

［同左］

［同左］

［5　同左］

自由民主党広島県衆議院比例区第三支部

［同左］

1　収入総額　70,772,371

［同左］

本年収入額　45,975,695

［2　同左］

3　本年収入の内訳

［同左］

寄附　11,000,000

［同左］

団体分　6,340,000

［同左］

［同左］

［4　同左］

5　寄附の内訳

［同左］

〔団体分〕

［同左］

中国電設工業㈱	120,000	広島市
㈱出来商店	100,000	呉市

［同左］

［6・7　同左］

自由民主党群馬県参議院比例区第八十二支部

［略］

［１～３　略］

４　支出の内訳

［略］

組織活動費	16,059,671
機関紙誌の発行その他の事業費	6,958,653
宣伝事業費	6,958,653

［５・６　略］

自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部

［略］

１　収入総額	29,793,813
前年繰越額	856,863
本年収入額	28,936,950

［２　略］

３　本年収入の内訳

［略］

本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,050,000
自由民主党大阪府第三選挙区支部	50,000

［略］

［４・５　略］

自由民主党鳥取県参議院比例区第七十一支部

［略］

［１　略］

２　支出総額	19,959,946

［３　略］

４　支出の内訳

経常経費	16,267,914
人件費	9,751,213
［略］	
備品・消耗品費	2,379,979
事務所費	3,931,692
政治活動費	3,692,032
［略］	
組織活動費	1,327,787
［略］	

自由民主党群馬県参議院比例区第八十二支部

［同左］

［１～３　同左］

４　支出の内訳

［同左］

組織活動費	17,632,283
機関紙誌の発行その他の事業費	5,386,041
機関紙誌の発行事業費	4,388,841
宣伝事業費	997,200

［５・６　同左］

自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部

［同左］

１　収入総額	30,318,813
前年繰越額	1,431,863
本年収入額	28,886,950

［２　同左］

３　本年収入の内訳

［同左］

本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,000,000

［同左］

［４・５　同左］

自由民主党鳥取県参議院比例区第七十一支部

［同左］

［１　同左］

２　支出総額	20,056,234

［３　同左］

４　支出の内訳

経常経費	16,293,202
人件費	9,764,313
［同左］	
備品・消耗品費	2,381,277
事務所費	3,942,582
政治活動費	3,763,032
［同左］	
組織活動費	1,398,787
［同左］	

自由民主党広島県参議院比例区第九十九支部

［略］

［１～３　略］

４　支出の内訳

経常経費	12,646,859
［略］	
備品・消耗品費	1,195,226
［略］	
政治活動費	5,629,689
［略］	
組織活動費	3,749,804
［略］	

［５　略］

〔**国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）**〕

青く健やかな明日をつくる会

［略］

１　収入総額	4,176,721
前年繰越額	1,176,721
［略］	
２　支出総額	3,220,669

［３　略］

４　支出の内訳

［略］	
政治活動費	2,973,169
組織活動費	2,973,169

［５　略］

大河原雅子と湧く湧く会議

［略］

１　収入総額	14,232,990
［略］	
本年収入額	13,962,797

［２　略］

３　本年収入の内訳

寄附	12,462,797
個人分	12,062,797
政治団体分	400,000

［略］

［４　略］

自由民主党広島県参議院比例区第九十九支部

［同左］

［１～３　同左］

４　支出の内訳

経常経費	12,429,400
［同左］	
備品・消耗品費	977,767
［同左］	
政治活動費	5,847,148
［同左］	
組織活動費	3,967,263
［同左］	

［５　同左］

〔**国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）**〕

青く健やかな明日をつくる会

［同左］

１　収入総額	4,144,521
前年繰越額	1,144,521
［同左］	
２　支出総額	3,338,069

［３　同左］

４　支出の内訳

［同左］	
政治活動費	3,090,569
組織活動費	3,090,569

［５　同左］

大河原雅子と湧く湧く会議

［同左］

１　収入総額	13,832,990
［同左］	
本年収入額	13,562,797

［２　同左］

３　本年収入の内訳

寄附	12,062,797
個人分	12,062,797

［同左］

［４　同左］

５　寄附の内訳
〔個人分〕
［略］

年間五万円以下の もの	2,062,797	
〔政治団体分〕		
国のかたち研究会	100,000	武蔵野市
（一財）ＷＩＮＷＩＮ	300,000	渋谷区

［６　略］

甘山会

［略］
［１～４　略］
５　寄附の内訳
［略］
〔政治団体分〕
［略］

ＴＫＣ神奈川政経研究会	300,000	横浜市
ＴＫＣ全国政経研究会	400,000	新宿区

［略］
［６～８　略］

けんこう冬日会

［略］

１　収入総額	5,469,380
前年繰越額	169,380
［略］	
［２～６　略］	

勝風会

［略］

１　収入総額	36,913,540
［略］	
本年収入額	35,478,258
２　支出総額	30,076,784

５　寄附の内訳
〔個人分〕
［同左］

年間五万円以下の もの	2,062,797

［６　同左］

甘山会

［同左］
［１～４　同左］
５　寄附の内訳
［同左］
〔政治団体分〕
［同左］

ＴＫＣ神奈川政経研究会	400,000	横浜市
ＴＫＣ全国政経研究会	300,000	新宿区

［同左］
［６～８　同左］

けんこう冬日会

［同左］

１　収入総額	5,468,940
前年繰越額	168,940
［同左］	
［２～６　同左］	

勝風会

［同左］

１　収入総額	36,547,790
［同左］	
本年収入額	35,112,508
２　支出総額	29,711,034

３　本年収入の内訳
［略］
その他の収入　1,900,258
事務所賃貸料　1,065,000
金銭以外のものによる寄附相当分　365,750
［略］
４　支出の内訳
［略］
政治活動費　17,934,704
［略］
寄附・交付金　10,015,750
［５・６　略］

新日本情勢調査会

［略］
１　収入総額　94,493,655
［略］
本年収入額　14,870,000
２　支出総額　20,969,966
３　本年収入の内訳
寄附　14,870,000
［略］
政治団体分　12,730,000
４　支出の内訳
［略］
政治活動費　20,966,446
［略］
選挙関係費　1,500,000
［略］
５　寄附の内訳
［略］
〔政治団体分〕
［略］
ティグレフォーラム　200,000　新宿区
整形外科医政協議会　1,100,000　台東区
［略］

３　本年収入の内訳
［同左］
その他の収入　1,534,508
事務所賃貸料　1,065,000
［同左］
４　支出の内訳
［同左］
政治活動費　17,568,954
［同左］
寄附・交付金　9,650,000
［５・６　同左］

新日本情勢調査会

［同左］
１　収入総額　93,393,655
［同左］
本年収入額　13,770,000
２　支出総額　21,969,966
３　本年収入の内訳
寄附　13,770,000
［同左］
政治団体分　11,630,000
４　支出の内訳
［同左］
政治活動費　21,966,446
［同左］
選挙関係費　2,500,000
［同左］
５　寄附の内訳
［同左］
〔政治団体分〕
［同左］
ティグレフォーラム　200,000　新宿区
［同左］

日本国家戦略フォーラム2025

［略］

［１・２　略］

３　本年収入の内訳

寄附	8,529,000
［略］	
政治団体分	1,050,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	28,790,000
［略］	
第６回鈴木馨祐衆議院議員を励ます横浜経済人の集い	5,880,000
［略］	

［略］

［４　略］

５　寄附の内訳

［略］

〔政治団体分〕

志公会	1,000,000	千代田区
年間五万円以下のもの	50,000	

日本再生研究会

［略］

１　収入総額	12,069,107
前年繰越額	4,761,791

［略］

［２～５　略］

林芳正を支える会

［略］

１　収入総額	136,666,959
［略］	
本年収入額	40,549,584

［２　略］

３　本年収入の内訳

寄附	19,387,000
［略］	
政治団体分	6,850,000

［略］

［４　略］

日本国家戦略フォーラム2025

［同左］

［１・２　同左］

３　本年収入の内訳

寄附	8,479,000
［同左］	
政治団体分	1,000,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	28,840,000
［同左］	
第６回鈴木馨祐衆議院議員を励ます横浜経済人の集い	5,930,000
［同左］	

［同左］

［４　同左］

５　寄附の内訳

［同左］

〔政治団体分〕

志公会	1,000,000	千代田区

日本再生研究会

［同左］

１　収入総額	12,051,805
前年繰越額	4,744,489

［同左］

［２～５　同左］

林芳正を支える会

［同左］

１　収入総額	135,616,959
［同左］	
本年収入額	39,499,584

［２　同左］

３　本年収入の内訳

寄附	18,337,000
［同左］	
政治団体分	5,800,000

［同左］

［４　同左］

5　寄附の内訳
［略］
〔政治団体分〕
［略］

整形外科医政協議会	2,000,000	台東区
全国商工政治連盟	1,000,000	千代田区

［略］

全日本不動産政治連盟	300,000	千代田区
ＴＫＣ全国政経研究会	100,000	新宿区

年間五万円以下のもの　50,000
［6・7　略］

東野ひでき後援会

［略］
［1～5　略］
6　特定パーティーの概要
東野ひでき君を励ます会(111人)　17,460,000　千代田区
［7・8　略］

勝会

［略］
［1・2　略］

3　本年収入の内訳	
寄附	100,000
政治団体分	100,000

機関紙誌の発行その他の事業による収入　58,290,000
［略］
第49回衆議院議員加藤勝信昼食勉強会（令和７年２月27日開催）　11,680,000
［4　略］
5　寄附の内訳
〔政治団体分〕

ＴＫＣ全国政経研究会	100,000	新宿区

5　寄附の内訳
［同左］
〔政治団体分〕
［同左］

整形外科医政協議会	2,000,000	台東区

［同左］

全日本不動産政治連盟	300,000	千代田区

年間五万円以下のもの　100,000
［6・7　同左］

東野ひでき後援会

［同左］
［1～5　同左］
6　特定パーティーの概要
東野ひでき君を励ます会(873人)　17,460,000　千代田区
［7・8　同左］

勝会

［同左］
［1・2　同左］
3　本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入　58,390,000
［同左］
第49回衆議院議員加藤勝信昼食勉強会（令和７年２月27日開催）　11,780,000
［4　同左］
［新設］

6　特定パーティーの概要

［略］

第49回衆議院議員　11,680,000 千代田区
加藤勝信昼食勉強
会（令和７年２月
27日開催）(275人)

7　［略］

松下新平国会事務所

［略］

1　収入総額　38,964,640

［略］

本年収入額　27,927,882

［2　略］

3　本年収入の内訳

寄附　5,511,824

個人分	5,261,000
政治団体分	250,824

［略］

［4　略］

5　寄附の内訳

〔個人分〕

［略］

木島　博	200,000	墨田区

〔政治団体分〕

有隣会	250,824	千代田区

［6・7　略］

吉岡伸太郎と保育の未来を考える会

［略］

［1～3　略］

4　支出の内訳

［略］

組織活動費	1,165
寄附・交付金	45,000

［略］

［5・6　略］

5　特定パーティーの概要

［同左］

第49回衆議院議員　11,780,000 千代田区
加藤勝信昼食勉強
会（令和７年２月
27日開催）(275人)

6　［同左］

松下新平国会事務所

［同左］

1　収入総額　38,713,816

［同左］

本年収入額　27,677,058

［2　同左］

3　本年収入の内訳

寄附　5,261,000

個人分	5,261,000

［同左］

［4　同左］

5　寄附の内訳

〔個人分〕

［同左］

木島　博	200,000	墨田区

［6・7　同左］

吉岡伸太郎と保育の未来を考える会

［同左］

［1～3　同左］

4　支出の内訳

［同左］

組織活動費	46,165

［同左］

［5・6　同左］

△

○

隆盛会	**隆盛会**
［略］	［同左］
［1～4　略］	［1～4　同左］
5　寄附の内訳	5　寄附の内訳
〔政治団体分〕	〔政治団体分〕
自由民主党兵庫県　第一選挙区支部　5,860,000　神戸市	盛山正仁後援会　5,860,000　神戸市
〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕	**〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕**
石丸伸二後援会	**石丸伸二後援会**
［略］	［同左］
［1　略］	［1　同左］
2　支出総額　120,746,745	2　支出総額　120,746,749
［3　略］	［3　同左］
4　支出の内訳	4　支出の内訳
［略］	［同左］
政治活動費　115,951,237	政治活動費　115,951,241
［略］	［同左］
選挙関係費　17,253,195	選挙関係費　17,253,199
［略］	［同左］
［5・6　略］	［5・6　同左］
〔その他の政治団体〕	**〔その他の政治団体〕**
全国旅館政治連盟	**全国旅館政治連盟**
［略］	［同左］
［1～3　略］	［1～3　同左］
4　支出の内訳	4　支出の内訳
［略］	［同左］
選挙関係費　2,272,296	選挙関係費　1,972,296
［略］	［同左］
寄附・交付金　14,620,000	寄附・交付金　14,920,000
［5・6　略］	［5・6　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○外務省告示第七十三号

令和六年六月十一日に東京で署名された航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定について、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、令和八年二月二十四日にルクセンブルクで行われた。よって、同協定は、その第二十二条の規定に従い、令和八年三月二十六日に効力を生ずる。

令和八年二月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○厚生労働省告示第五十八号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第一項の規定に基づき、令和八年度の献血の推進に関する計画を次のように策定したので、同条第四項において準用する同法第九条第五項の規定により告示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度の献血の推進に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第一項の規定に基づき定める令和八年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成三十一年厚生労働省告示第四十九号）に基づくものである。

第一　令和八年度に献血により確保すべき血液の目標量

令和八年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤五十二万リットル、血漿製剤二十六万リットル、血小板製剤十七万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。

さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和八年度には、全血採血による百三十四万リットル及び成分採血による九十万リットル（血漿成分採血六十万リットル及び血小板成分採血三十万リットル）の計二百二十四万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第二　献血に関する普及啓発その他の第一の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和六年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和八年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

一　献血推進の実施体制と役割

国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。

都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

二　献血推進のための施策

1　普及啓発活動の実施

ア　国民全般を対象とした普及啓発

(ア)　全国的なキャンペーン等の実施

国、都道府県及び採血事業者は、七月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の一月及び二月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、鳥取県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、ＳＮＳを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。

国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ)　企業等における献血への取組の推進

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。

採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。

企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ)　複数回献血の推進

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。

採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血Ｗｅｂ会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に初回献血者に対して、重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに、若年層に対しては「イ　若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ　若年層を対象とした普及啓発

(ア)　普及啓発資材の作成

国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスター、動画を作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

国、都道府県及び採血事業者は、ＳＮＳを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血Ｗｅｂ会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。

都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(エ) 学校等における献血の普及啓発

国は、小中学生から献血に対する理解を深めてもらうための取組を行う。

採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

2 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。

採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。

採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。

採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。

国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ 献血者の利便性の向上

採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、献血ＷＥＢ会員サービス「ラブラッド」等のＩＣＴを活用したＷＥＢ予約の推進等に積極的に取り組む。

その他献血の推進に関する重要事項

献血の推進に際し、考慮すべき事項

1 血液検査による健康管理サービスの充実

採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。

献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

2 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、ＨＩＶ等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

3 採血基準の在り方の検討

国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進、血液の有効利用及び血液製剤の安全性の観点から、採血基準の見直しを検討する。

4 まれな血液型の血液の確保

採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。

国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

5 献血者の意思を尊重した採血の実施

採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（二〇〇ミリリットル全血採血、四〇〇ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。）

二 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成十七年四月一日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

三 災害時等における献血の確保

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。

採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

四　献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和九年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。

採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

○厚生労働省告示第五十九号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第一項の規定に基づき、令和八年度技能検定実施計画を次のように定めたので告示する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度技能検定実施計画

第一　都道府県知事が実施する技能検定

一　時期及び等級ごとの検定職種

㈠　前期の検定職種

ア　一級及び二級

一級及び二級の検定職種のうち前期（令和八年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に申請を受け付けるもの（㈢のアに掲げるものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業法	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業
	高周波・炎熱処理作業法	高周波・炎熱処理作業
粉末冶金	焼結法	焼結作業
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
		数値制御旋盤作業
	フライス盤加工法	フライス盤作業
		数値制御フライス盤作業
研削盤加工法		平面研削盤作業
		円筒研削盤作業
	歯切り盤加工法	ホブ盤作業
	マシニングセンタ加工法	マシニングセンタ作業
	精密器具製作法	精密器具製作作業
非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工法	数値制御形彫り放電加工作業
	ワイヤ放電加工法	ワイヤ放電加工作業
	レーザー加工法	レーザー加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	製缶作業法	製缶作業
	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
	ダクト板金施工法	ダクト板金作業
工場板金	曲げ板金加工法	曲げ板金作業
	打出し板金加工法	打出し板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業法	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	なし	なし
仕上げ	治工具仕上げ法	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ法	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削法	工作機械用切削工具研削作業
ダイカスト	なし	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	変圧器組立て法	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	なし	なし

鉄道車両製造・整備	内部ぎ装法	内部ぎ装作業
	配管ぎ装法	配管ぎ装作業
	電気ぎ装法	電気ぎ装作業
光学機器製造	光学ガラス研磨法	光学ガラス研磨作業
建設機械整備	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供注文服製法	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
	家具機械加工作業法	家具機械加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
印刷	なし	なし
プラスチック成形	圧縮成形法	圧縮成形作業
	射出成形法	射出成形作業
	インフレーション成形法	インフレーション成形作業
	真空成形法	真空成形作業
強化プラスチック成形	積層成形法	手積み積層成形作業
石材施工	石張り施工法	石張り作業
	石積み施工法	石積み作業
酒造	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
築炉	なし	なし
ブロック建築	なし	なし
タイル張り	なし	なし
畳製作	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	アクリルゴム系塗膜防水施工法	アクリルゴム系塗膜防水工事作業
	シーリング防水施工法	シーリング防水工事作業
	改質アスファルトシート常温粘着工法防水施工法	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
	ＦＲＰ防水施工法	ＦＲＰ防水工事作業

内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業
	鋼製下地施工法	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ施工法	ボード仕上げ工事作業
	化粧フィルム施工法	化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱施工法	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業
サッシ施工	なし	なし
化学分析	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし
表装	壁装施工法	壁装作業
塗装	建築塗装法	建築塗装作業
	金属塗装法	金属塗装作業
	噴霧塗装法	噴霧塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

イ　三級の検定職種のうち前期に申請を受け付けるもの（㈢のイに掲げるものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業法	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業
	高周波・炎熱処理作業法	高周波・炎熱処理作業
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
		数値制御旋盤作業
	フライス盤加工法	フライス盤作業

研削盤加工法	平面研削盤作業
マシニングセンタ加工法	マシニングセンタ作業
工場板金	
曲げ板金加工法	曲げ板金作業
打出し板金加工法	打出し板金作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし
電子機器組立て	なし
シーケンス制御	なし
建築大工	なし
とび	なし
左官	なし
ブロック建築	なし
化学分析	なし
塗装	金属塗装作業
舞台機構調整	なし
商品装飾展示	なし
フラワー装飾	なし

ウ　単一等級

単一等級の検定職種のうち前期に申請を受け付けるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
溶射	肉盛溶射法	肉盛溶射作業
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー施工法	溶融ペイントハンドマーカー工事作業
	加熱ペイントマシンマーカー施工法	加熱ペイントマシンマーカー工事作業
塗料調色	なし	なし
産業洗浄	高圧洗浄法	高圧洗浄作業

(二)　後期の検定職種

ア　特級

特級の検定職種のうち後期（令和八年十月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）に申請を受け付けるものは、鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造とする。

イ　一級及び二級

一級及び二級の検定職種のうち後期に申請を受け付けるもの（(三)のアに掲げるものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井施工法	ロータリー式さく井工事作業
金属溶解	鋳鋼溶解作業法	鋳鋼溶解作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
金型製作	プラスチック成形用金型製作・プラスチック成形法	プラスチック成形用金型製作作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
	数値制御タレットパンチプレス板金加工法	数値制御タレットパンチプレス板金作業
金属ばね製造	線ばね製造法	線ばね製造作業
	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業
ロープ加工	なし	なし
機械検査	なし	なし
シーケンス制御	なし	なし
半導体製品製造	集積回路チップ製造法	集積回路チップ製造作業
	集積回路組立て法	集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
自動販売機調整	なし	なし
鉄道車両製造・整備	走行装置整備法	走行装置整備作業
	鉄道車両点検・調整法	鉄道車両点検・調整作業

時計修理	なし	なし
光学機器製造	光学機器組立て法	光学機器組立て作業
内燃機関組立て	なし	なし
空気圧装置組立て	なし	なし
油圧装置調整	なし	なし
縫製機械整備	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	なし	なし
和裁	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製造法	印刷箱打抜き作業
	貼箱製造法	印刷箱製箱作業
		貼箱製造作業
プリプレス	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	なし	射出成形作業
	ブロー成形法	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	積層防食法	ビニルエステル樹脂積層防食作業
パン製造	なし	なし
菓子製造	洋菓子製造法	洋菓子製造作業
	和菓子製造法	和菓子製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし	なし
みそ製造	なし	なし
建築大工	なし	なし

かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
	プラント配管施工法	プラント配管作業
厨房設備施工	なし	なし
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業
		鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	アスファルト防水施工法	アスファルト防水工事作業
	合成ゴム系シート防水施工法	合成ゴム系シート防水工事作業
	塩化ビニル系シート防水施工法	塩化ビニル系シート防水工事作業
	改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	なし	なし
カーテンウォール施工	なし	なし
自動ドア施工	なし	なし
ガラス施工	なし	なし
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図手書き作業
		機械製図ＣＡＤ作業
電気製図	なし	なし
金属材料試験	機械試験法	機械試験作業
	組織試験法	組織試験作業
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業
広告美術仕上げ	広告板ペイント仕上げ法	広告面ペイント仕上げ作業
	広告板粘着シート仕上げ法	広告面粘着シート仕上げ作業
舞台機構調整	なし	なし

ウ　三級

三級の検定職種のうち後期に申請を受け付けるもの（㈢のイに掲げるものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
シーケンス制御	なし	なし
プリント配線板製造	プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
内燃機関組立て	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
和裁	なし	なし
家具製作	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業
		鉄筋組立て作業
テクニカルイラストレーション	なし	テクニカルイラストレーション手書き作業
		テクニカルイラストレーションＣＡＤ作業
機械・プラント製図	なし	機械製図手書き作業
		機械製図ＣＡＤ作業
電気製図	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし
広告美術仕上げ	なし	なし
写真	なし	なし

エ　単一等級

単一等級の検定職種のうち後期に申請を受け付けるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
電子回路接続	なし	なし
製麺	機械乾麺製造法	機械乾麺製造作業
エーエルシーパネル施工	なし	なし
バルコニー施工	なし	なし

㈢　随時実施する検定職種

ア　二級

二級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井施工法	ロータリー式さく井工事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業法	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造法	プレス型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
		数値制御旋盤作業
	フライス盤加工法	フライス盤作業
	マシニングセンタ加工法	マシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし

鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
	ダクト板金施工法	ダクト板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業法	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	なし	なし
仕上げ	治工具仕上げ法	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ法	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業
		コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法	回転電機組立て作業
	変圧器組立て法	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て法	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作法	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
染色	糸浸染加工法	糸浸染作業
	織物・ニット浸染加工法	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	丸編みニット製造法	丸編みニット製造作業
	靴下製造法	靴下製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	なし	なし

寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
布はく縫製	なし	ワイシャツ製造作業
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製造法	印刷箱打抜き作業
		印刷箱製箱作業
	貼箱製造法	貼箱製造作業
	段ボール箱製造法	段ボール箱製造作業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	圧縮成形法	圧縮成形作業
	射出成形法	射出成形作業
	インフレーション成形法	インフレーション成形作業
	ブロー成形法	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	積層成形法	手積み積層成形作業
石材施工	石材加工法	石材加工作業
	石張り施工法	石張り作業
パン製造	なし	なし
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし	なし
水産練り製品製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
築炉	なし	なし
タイル張り	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
	プラント配管施工法	プラント配管作業

型枠施工	なし
鉄筋施工	なし
コンクリート圧送施工	なし
防水施工	シーリング防水施工法
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法
	カーペット系床仕上げ施工法
	鋼製下地施工法
	ボード仕上げ施工法
	カーテン施工法
熱絶縁施工	保温保冷施工法
サッシ施工	なし
ウェルポイント施工	なし
表装	壁装施工法
塗装	建築塗装法
	金属塗装法
	鋼橋塗装法
	噴霧塗装法
工業包装	なし

型枠施工	なし
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし
防水施工	シーリング防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	なし
ウェルポイント施工	なし
表装	壁装作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
工業包装	なし

備考　この表の上欄に掲げる検定職種の試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「旧規則」という。）第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

イ　三級

三級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井工事作業	ロータリー式さく井工事作業
	パーカッション式さく井施工法	ロータリー式さく井施工法

鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法
	非鉄金属鋳物鋳造作業法
鍛造	ハンマ型鍛造法
	プレス型鍛造法
機械加工	旋盤加工法
	フライス盤加工法
	マシニングセンタ加工法
金属プレス加工	なし
鉄工	なし
建築板金	内外装板金施工法
	ダクト板金施工法
工場板金	機械板金加工法
めっき	電気めっき作業法
	溶融亜鉛めっき作業法
アルミニウム陽極酸化処理	なし
仕上げ	治工具仕上げ法
	金型仕上げ法
	機械組立仕上げ法
機械検査	なし
ダイカスト	なし
電子機器組立て	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法
	変圧器組立て法
	配電盤・制御盤組立て法

鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし
鉄工	なし
建築板金	内外装板金作業
	ダクト板金作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	なし
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業

開閉制御器具組立て法	開閉制御器具組立て作業
回転電機巻線製作法	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
冷凍空気調和機器施工	なし
染色	糸浸染作業
染色	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	丸編みニット製造作業
ニット製品製造	靴下製造作業
婦人子供服製造	なし
紳士服製造	なし
寝具製作	なし
帆布製品製造	なし
布はく縫製	なし
家具製作	なし
建具製作	なし
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製造作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製箱作業
紙器・段ボール箱製造	貼箱製造作業
紙器・段ボール箱製造	段ボール箱製造作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
プラスチック成形	射出成形作業
プラスチック成形	インフレーション成形作業
プラスチック成形	ブロー成形作業
印刷	なし
製本	なし
強化プラスチック成形	なし

石材施工	石材加工作業
パン製造	なし
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし
水産練り製品製造	なし
建築大工	なし
かわらぶき	なし
とび	なし
左官	なし
築炉	なし
タイル張り	なし
配管	建築配管作業
配管	プラント配管作業
型枠施工	なし
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし
防水施工	なし
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業
内装仕上げ施工	鋼製下地工事作業
内装仕上げ施工	ボード仕上げ工事作業
内装仕上げ施工	カーテン工事作業
熱絶縁施工	なし
サッシ施工	なし
ウェルポイント施工	なし
表装	なし

石材施工	石材加工法
パン製造	なし
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし
水産練り製品製造	なし
建築大工	なし
かわらぶき	なし
とび	なし
左官	なし
築炉	なし
タイル張り	なし
配管	建築配管施工法
配管	プラント配管施工法
型枠施工	なし
鉄筋施工	なし
コンクリート圧送施工	なし
防水施工	なし
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ施工法
内装仕上げ施工	鋼製下地施工法
内装仕上げ施工	ボード仕上げ施工法
内装仕上げ施工	カーテン施工法
熱絶縁施工	なし
サッシ施工	なし
ウェルポイント施工	なし
表装	なし

塗装	建築塗装法	建築塗装作業	
	金属塗装法	金属塗装作業	
	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業	
	噴霧塗装法	噴霧塗装作業	
工業包装	なし	なし	

備考　この表の上欄に掲げる検定職種の試験については、基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

ウ　基礎級

基礎級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは、さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装とする。なお、これらの試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

二　試験科目

実技試験及び学科試験

三　日程

(一)　前期

実施公示	令和八年三月二日（月）
受検申請書の受付	令和八年四月六日（月）から同月十七日（金）まで。ただし、都道府県知事が必要と認める場合には、令和八年三月二十三日（月）から同年四月六日（月）までの間で、都道府県知事が指定する日から同月十七日（金）までとすることができる。
実技試験	一　問題の公表 令和八年六月三日（水） 二　実施 (一)　令和八年七月十二日（日）に学科試験を実施する検定職種（三に掲げるものを除く。） 令和八年六月十日（水）から同年八月九日（日）まで (二)　(一)の試験日以外の日に学科試験を実施する検定職種（三に掲げるものを除く。） 令和八年六月十日（水）から同年九月九日（水）まで (三)　造園職種、とび職種、左官職種及び路面標示施工職種（屋外で実技試験を実施する必要がある等の事情のため暑熱対応の必要があり、上記(一)又は(二)の日程を延期する場合に限る。） 令和八年九月十日（木）から同年十一月十一日（水）まで

一　令和八年七月十二日（日）に実施する検定職種

三級

園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

二　令和八年八月二十三日（日）に実施する検定職種

(一)　一級及び二級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析及び塗装

(二)　三級

金属熱処理

(三)　単一等級

産業洗浄

三　令和八年八月三十日（日）に実施する検定職種

一級及び二級

粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び貴金属装身具製作

四　令和八年九月六日（日）に実施する検定職種

(一)　一級及び二級

園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾

(二)　単一等級

溶射、路面標示施工及び塗料調色

学科試験（第一の(一)の表において選択科目を掲げるものにあっては、当該選択科目に係る学科試験に限る。）

合格発表

一　令和八年七月十二日（日）に学科試験を実施する検定職種（三に掲げるものを除く。）

令和八年八月二十八日（金）

二　一の試験日以外の日に学科試験を実施する検定職種（三に掲げるものを除く。）

令和八年十月二日（金）

三　実技試験欄の二(三)により実技試験を実施する検定職種

令和八年十一月二十六日（木）までの間で、都道府県知事が指定する日

備考

一　実施公示は、都道府県知事が行う。

二　検定職種ごとの実技試験の実施期日は都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務の一部を都道府県職業能力開発協会に行わせる場合にあっては、都道府県職業能力開発協会）が指定する。

三　実技試験の問題の公表は、一部の検定職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

(二)　後期

実施公示	令和八年九月一日（火）
受検申請書の受付	令和八年十月五日（月）から同月十六日（金）まで
実技試験	一　問題の公表 令和八年十一月二十七日（金） 二　実施 令和八年十二月四日（金）から令和九年二月十四日（日）まで

学科試験（第(二)の一の表において選択科目を掲げるものにあっては、当該選択科目に係る学科試験に限る。）

一　令和九年一月二十四日（日）に実施する検定職種

(一)　一級及び二級

金属溶解、鍛造、機械検査、シーケンス制御、内燃機関組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験

(二)　三級

電気機器組立て、シーケンス制御、内燃機関組立て、配管及び型枠施工

二　令和九年一月三十一日（日）に実施する検定職種

(一)　特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(二)　一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、製本、強化プラスチック成形、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図

(三)　三級

造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作

(四)　単一等級

製麺、エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工

三　令和九年二月三日（水）に実施する検定職種

一級及び二級

舞台機構調整

四　令和九年二月七日（日）に実施する検定職種

(一)　一級及び二級

金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、縫製機械整備、プリプレス、プラスチック成形、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、塗装及び広告美術仕上げ

(二)　三級

機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、広告美術仕上げ及び写真

(三)　単一等級

電子回路接続

合格発表	令和九年三月十二日（金）

備考

一　実施公示は、都道府県知事が行う。

二　検定職種ごとの実技試験の実施期日は都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務の一部を都道府県職業能力開発協会）が指定する。

三　実技試験の問題の公表は、一部の検定職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

(三)　随時

実施公示	令和八年三月二日（月）

備考

一　実施公示は、都道府県知事が行う。

二　試験の実施に係る事項については、都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務の一部を都道府県職業能力開発協会）が定める。

第二　指定試験機関が実施する技能検定

次の表の上欄に掲げる検定職種については、同表の下欄に掲げる指定試験機関が実施公示を行うものとする。

検定職種	指定試験機関
ウェブデザイン	特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会
キャリアコンサルティング	特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会
ピアノ調律	一般社団法人日本ピアノ調律師協会
ファイナンシャル・プランニング	一般社団法人金融財政事情研究会
	特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
眼鏡作製	公益社団法人日本眼鏡技術者協会
知的財産管理	一般財団法人知的財産研究教育財団
金融窓口サービス	一般社団法人金融財政事情研究会

ブライダルコーディネート	公益社団法人日本ブライダル文化振興協会
接客販売	一般社団法人日本百貨店協会
着付け	一般社団法人全日本着付け技能センター
ホテル・マネジメント	一般社団法人日本宿泊産業マネジメント技能協会
レストランサービス	一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会
フィットネスクラブ・マネジメント	一般社団法人日本フィットネス産業協会
ビル設備管理	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
林業	一般社団法人林業技能向上センター
機械保全	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
シャッター施工	一般社団法人日本シャッター・ドア協会
情報配線施工	特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会
ガラス用フィルム施工	日本ウインドウ・フィルム工業会
調理	公益社団法人調理技術技能センター
ビルクリーニング	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
ハウスクリーニング	公益社団法人全国ハウスクリーニング協会

第三　その他

天災その他やむを得ない事由により都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務の一部を都道府県職業能力開発協会に行わせる場合にあっては、都道府県職業能力開発協会）が第一に掲げる技能検定の全部又は一部を実施することができない場合には、当該都道府県知事は厚生労働大臣に協議して、当該技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、当該技能検定受検申請書の提出期限その他当該技能検定の実施に必要な事項について変更することができる。

○厚生労働省告示第六十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第八項の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可したので、同条第九項の規定により、告示する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第六十一号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第九条第二項において準用する同法第百二十一条第五項の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間及び控除率の変更について認可したので、同法附則第九条第二項において準用する同法第百二十一条第六項の規定により、告示する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○国土交通省告示第三百二十四号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）第五条の規定により、次に掲げる資格を、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格として登録をしたので、同告示第十四条第一項第一号及び第二号の規定により、公示する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　登録年月日　令和八年二月二十七日
　　(二)　登録番号　品確技資第四百三号
　　(三)　資格の名称　松保護士
　　(四)　資格が対象とする区分
　　・施設分野　公園施設（樹木）
　　・業務　点検
　　(五)　・知識・技術を求める者　担当技術者
　　・名称　一般財団法人日本緑化センター
　　・代表者の氏名　加來　正年
　　・住所　東京都新宿区市谷砂土原町一―二―二十九　K，I，Hビル二階
　　(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
　　・名称　松保護士事務局
　　・所在地　東京都新宿区市谷砂土原町一―二―二十九　K，I，Hビル二階

二　(一)　登録年月日　令和八年二月二十七日
　　(二)　登録番号　品確技資第四百四号
　　(三)　資格の名称　松保護士
　　(四)　資格が対象とする区分
　　・施設分野　公園施設（樹木）
　　・業務　診断
　　(五)　・知識・技術を求める者　担当技術者
　　・名称　一般財団法人日本緑化センター
　　・代表者の氏名　加來　正年
　　・住所　東京都新宿区市谷砂土原町一―二―二十九　K，I，Hビル二階
　　(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
　　・名称　松保護士事務局
　　・所在地　東京都新宿区市谷砂土原町一―二―二十九　K，I，Hビル二階

三　(一)　登録年月日　令和八年二月二十七日
　　(二)　登録番号　品確技資第四百五号
　　(三)　資格の名称　水道浄水施設管理技士三級
　　(四)　資格が対象とする区分
　　・施設分野　水道施設（水道管路施設を除く）
　　・業務　点検・診断
　　(五)　・知識・技術を求める者　担当技術者
　　・名称　公益社団法人日本水道協会
　　・代表者の氏名　青木　秀幸
　　・住所　東京都千代田区九段南四―八―九

(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　水道施設管理技士認定センター
・所在地　東京都千代田区九段南四―八―九
四(一)　登録年月日　令和八年二月二十七日
(二)　登録番号　品確技資第四百六号
(三)　資格の名称　水道管路施設管理技士三級
(四)　資格が対象とする区分
・施設分野　水道管路施設（バルブ・その他の管路付属設備を含む）
・業務　点検・診断
・知識・技術を求める者　担当技術者
(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　公益社団法人日本水道協会
・代表者の氏名　青木　秀幸
・住所　東京都千代田区九段南四―八―九
(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　水道施設管理技士認定センター
・所在地　東京都千代田区九段南四―八―九
五(一)　登録年月日　令和八年二月二十七日
(二)　登録番号　品確技資第四百七号
(三)　資格の名称　都市道路点検士
(四)　資格が対象とする区分
・施設分野　橋梁（鋼橋）
・業務　点検
・知識・技術を求める者　担当技術者
(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・代表者の氏名　大島　健志
・住所　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号
(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・所在地　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号
六(一)　登録年月日　令和八年二月二十七日
(二)　登録番号　品確技資第四百八号
(三)　資格の名称　都市道路点検士
(四)　資格が対象とする区分
・施設分野　橋梁（コンクリート橋）
・業務　点検
・知識・技術を求める者　担当技術者
(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・代表者の氏名　大島　健志
・住所　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号
(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・所在地　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号

七(一)　登録年月日　令和八年二月二十七日
(二)　登録番号　品確技資第四百九号
(三)　資格の名称　都市道路点検士
(四)　資格が対象とする区分
・施設分野　トンネル
・業務　点検
・知識・技術を求める者　担当技術者
(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・代表者の氏名　大島　健志
・住所　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号
(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・所在地　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号
八(一)　登録年月日　令和八年二月二十七日
(二)　登録番号　品確技資第四百十号
(三)　資格の名称　都市道路点検士
(四)　資格が対象とする区分
・施設分野　道路土工構造物（土工）
・業務　点検
・知識・技術を求める者　担当技術者
(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・代表者の氏名　大島　健志
・住所　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号
(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・所在地　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号
九(一)　登録年月日　令和八年二月二十七日
(二)　登録番号　品確技資第四百十一号
(三)　資格の名称　都市道路点検士
(四)　資格が対象とする区分
・施設分野　道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）
・業務　点検
・知識・技術を求める者　担当技術者
(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・代表者の氏名　大島　健志
・住所　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号
(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・所在地　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号

十(一) 登録年月日　令和八年二月二十七日
(二) 登録番号　品確技資第四百十二号
(三) 資格の名称　都市道路点検士
(四) 資格が対象とする区分
・施設分野　舗装
・業務　点検
・知識・技術を求める者　担当技術者
(五) 資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・代表者の氏名　大島　健志
・住所　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号
(六) 資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・所在地　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号

十一(一) 登録年月日　令和八年二月二十七日
(二) 登録番号　品確技資第四百十三号
(三) 資格の名称　都市道路点検士
(四) 資格が対象とする区分
・施設分野　小規模附属物
・業務　点検
・知識・技術を求める者　担当技術者
(五) 資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・代表者の氏名　大島　健志
・住所　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号
(六) 資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　一般財団法人首都高速道路技術センター
・所在地　東京都港区虎ノ門三丁目十番十一号

十二(一) 登録年月日　令和八年二月二十七日
(二) 登録番号　品確技資第四百十四号
(三) 資格の名称　地質リスク・エンジニア
(四) 資格が対象とする区分
・施設分野　地質・土質
・業務　調査
・知識・技術を求める者　管理技術者又は主任技術者
(五) 資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　一般社団法人全国地質調査業協会連合会
・代表者の氏名　田中　誠
・住所　東京都千代田区内神田一―五―十三　内神田ＴＫビル三階
(六) 資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　一般社団法人全国地質調査業協会連合会　事務局
・所在地　東京都千代田区内神田一―五―十三　内神田ＴＫビル三階

十三(一) 登録年月日　令和八年二月二十七日
(二) 登録番号　品確技資第四百十五号
(三) 資格の名称　環境騒音・振動測定士上級
(四) 資格が対象とする区分
・施設分野　建設環境
・業務　調査
・知識・技術を求める者　管理技術者
(五) 資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　一般社団法人日本環境測定分析協会
・代表者の氏名　小野寺　明
・住所　東京都江戸川区東葛西二―三―四
(六) 資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　試験センター
・所在地　東京都江戸川区東葛西二―三―四

十四(一) 登録年月日　令和八年二月二十七日
(二) 登録番号　品確技資第四百十六号
(三) 資格の名称　ＲＣＣＭ（建設情報）
(四) 資格が対象とする区分
・施設分野　全施設
・業務　建設情報システム整備・管理
・知識・技術を求める者　管理技術者
(五) 資格付与事業又は事務を行う者（法人）
・名称　一般社団法人建設コンサルタンツ協会
・代表者の氏名　大本　修
・住所　東京都千代田区三番町一番地
(六) 資格付与事業又は事務を行う事務所
・名称　一般社団法人建設コンサルタンツ協会（ＲＣＣＭ資格制度事務局）
・所在地　東京都千代田区三番町一番地

十五　登録番号「品確技資第五十一号」から「品確技資第六十七号」、「品確技資第六十九号」から「品確技資第七十九号」、「品確技資第八十一号」から「品確技資第九十二号」、「品確技資第九十四号」から「品確技資第百一号」、「品確技資第百三号」、「品確技資第百五号」から「品確技資第百六十一号」、「品確技資第三百二十一号」から「品確技資第三百二十八号」の登録年月日を「令和三年二月十日」から「令和八年二月二十七日」に更新する。

○国土交通省告示第三百二十五号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）第八条の規定により、資格付与事業又は事務を廃止する届出があったので、同告示第十四条第一項第四号の規定により、公示する。

令和八年二月二十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　次の登録番号の資格は、資格付与事業又は事務の廃止により、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）第二条第二項の登録を令和八年三月三十一日をもって失効する。
・品確技資第六十八号
・品確技資第八十号
・品確技資第九十三号
・品確技資第百四号

○国土交通省告示第三百二十六号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）第七条の規定により、同告示第五条第二項第四号及び第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同告示第十四条第一項第三号の規定により、公示する。

令和八年二月二十七日　国土交通大臣　金子　恭之

一　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「中村　哲已」から「大本　修」に変更する。

・品確技資第一号
・品確技資第二号
・品確技資第四号
・品確技資第六号
・品確技資第十号
・品確技資第二十六号
・品確技資第三十七号
・品確技資第四十二号
・品確技資第四十六号
・品確技資第五十一号
・品確技資第五号
・品確技資第六号
・品確技資第九号
・品確技資第百十一号
・品確技資第百十二号
・品確技資第百十三号
・品確技資第百十四号
・品確技資第百十六号
・品確技資第百十七号
・品確技資第百十九号
・品確技資第二十号
・品確技資第二十二号
・品確技資第二十四号
・品確技資第二十七号
・品確技資第三十一号
・品確技資第三十九号
・品確技資第四十二号
・品確技資第四十三号
・品確技資第四十五号
・品確技資第四十七号
・品確技資第五十九号
・品確技資第六十一号
・品確技資第二百十三号
・品確技資第二百十五号
・品確技資第二百三十三号
・品確技資第二百三十七号
・品確技資第二百四十一号
・品確技資第二百四十四号
・品確技資第二百四十五号
・品確技資第二百四十六号
・品確技資第二百四十七号
・品確技資第二百四十八号
・品確技資第二百五十九号
・品確技資第二百六十号
・品確技資第二百六十八号
・品確技資第二百六十九号
・品確技資第二百七十五号
・品確技資第二百七十六号
・品確技資第二百七十七号
・品確技資第二百八十号
・品確技資第二百八十一号
・品確技資第二百八十四号
・品確技資第二百八十五号
・品確技資第三百九十七号

二　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「原　裕」から「若林　直樹」に変更する。

・品確技資第三号
・品確技資第五十九号
・品確技資第百八号
・品確技資第百二十三号
・品確技資第百二十五号

三　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「佐々木　葉」から「池内　幸司」に変更する。

・品確技資第七号
・品確技資第八号
・品確技資第十五号
・品確技資第十六号
・品確技資第二十二号
・品確技資第三十一号
・品確技資第三十二号
・品確技資第三十九号
・品確技資第八十六号
・品確技資第八十七号
・品確技資第九十四号
・品確技資第百十八号
・品確技資第百二十八号
・品確技資第百二十九号
・品確技資第百三十二号
・品確技資第百三十三号
・品確技資第百四十号
・品確技資第百四十四号
・品確技資第百四十六号
・品確技資第百六十三号
・品確技資第百六十四号
・品確技資第百六十五号
・品確技資第百六十六号

・品確技資第百六十七号
・品確技資第百七十二号
・品確技資第百七十三号
・品確技資第百七十八号
・品確技資第百七十九号
・品確技資第百八十号
・品確技資第百八十五号
・品確技資第百八十六号
・品確技資第百九十九号
・品確技資第二百号
・品確技資第二百一号
・品確技資第二百二号
・品確技資第二百三号
・品確技資第二百四号
・品確技資第二百五号
・品確技資第二百六号
・品確技資第二百七号
・品確技資第二百八号
・品確技資第二百九号
・品確技資第二百十号
・品確技資第二百十一号
・品確技資第二百十八号
・品確技資第二百二十三号
・品確技資第二百四十八号
・品確技資第二百九十六号
・品確技資第二百九十七号
・品確技資第二百九十八号
・品確技資第二百九十九号
・品確技資第三百三号
・品確技資第三百四号
・品確技資第三百七号
・品確技資第三百八号
・品確技資第三百九号
・品確技資第三百十号
・品確技資第三百十二号
・品確技資第三百十三号
・品確技資第三百二十三号
・品確技資第三百二十四号
・品確技資第三百二十七号
・品確技資第三百三十号
・品確技資第三百三十一号
・品確技資第三百三十二号
・品確技資第三百三十三号
・品確技資第三百三十四号
・品確技資第三百三十七号
・品確技資第三百三十九号
・品確技資第三百四十号
・品確技資第三百四十三号
・品確技資第三百四十七号
・品確技資第三百四十八号
・品確技資第三百四十九号
・品確技資第三百五十一号
・品確技資第三百五十二号

四　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う事務所の名称を「大学院工学研究科インフラ総合研究センター」から「大学院総合生産科学研究科持続可能社会創造センター」に変更する。

・品確技資第十七号
・品確技資第十八号
・品確技資第十九号
・品確技資第二十三号
・品確技資第二十四号
・品確技資第三十四号
・品確技資第三十五号
・品確技資第三十六号
・品確技資第四十号
・品確技資第四十一号
・品確技資第四十三号
・品確技資第四十四号
・品確技資第四十五号
・品確技資第三百二十五号
・品確技資第三百二十六号

五　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「大野　宏之」から「山田　孝」に変更する。

・品確技資第五十八号
・品確技資第六十号
・品確技資第百二十一号
・品確技資第百二十六号

六　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「山懸　宣彦」から「松原　裕」に変更する。

・品確技資第九十九号

七　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「中村　英樹」から「佐野可寸志」に変更する。

・品確技資第百四十一号

八　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「寶輪　洋一」から「川村　公平」に変更する。

・品確技資第二百六十四号
・品確技資第二百七十二号

九　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「忍　達也」から「佐々木武志」に変更する。

・品確技資第三百二十一号
・品確技資第三百二十二号
・品確技資第三百二十三号
・品確技資第三百二十四号

○国土交通省告示第三百二十七号

危害行為の防止に関する施策の基本となるべき方針（令和四年国土交通省告示第三百十四号）について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十一条の二の二第五項の規定に基づき、次のとおり告示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変　更　後	変　更　前
危害行為防止基本方針 はじめに 航空分野において、危害行為（航空機の強取、航空機若しくは空港等の破壊その他の航空機若しくは空港等の保安又は旅客の安全の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をいう。以下同じ。）が発生すると、旅客等の生命が危険にさらされることにとどまらず、ときに地上も巻き込んだ甚大な被害をもたらす場合もある。このため、危害行為の発生を未然に防止するため、保安検査や預入手荷物検査をはじめとした航空保安対策（危害行為を防止するための対策をいう。以下同じ。）が様々な主体によって講じられており、危害行為の態様や航空を取り巻く状況の変化を踏まえて、航空保安対策の強化が図られてきた。 その一方で、従来から持込制限品の未検出事案等の保安検査に関するトラブルが発生しており、我が国の航空保安対策について、保安検査の法的位置づけが明確でなく旅客の協力を得づらい場合があること、多様な関係者が関与する航空保安対策において関係者の連携強化や国のリーダーシップの強化が急務であること、離職率の高い検査員人材の確保・育成や今後の航空需要の増大に対応した検査の高度化等による保安検査の量的・質的向上が必要であること等の課題が指摘されるようになってきた。 このような航空保安対策に関する諸課題に対応すべく、航空法等の一部を改正する法律（令和３年法律第65号）が令和３年の第204回国会で成立し、航空法（昭和27年法律第231号。以下単に「法」という。）が改正された。これにより、旅客等に対する保安検査の受検の義務付け等が規定されるとともに、航空保安対策に携わる関係者の役割分担を明確化し連携強化を図り、必要な措置が確実に講じられるよう、国土交通大臣は危害行為防止基本方針を策定することが規定された。 さらに、保安検査の実施主体及び費用負担のあり方については、政府主導の下、保安検査に関する有識者会議において議論が進められ、令和５年６月、空港における旅客の保安検査の実施主体及び費用負担の見直しの方向性が取りまとめられた。 この見直しの方向性においては、諸外国の状況調査・分析の結果を踏まえて、保安検査の実施主体については、空港を一元的に管理する者であり、空港の特性等を十分に把握している空港等の管理者（空港等の設置者、国管理空港の空港事務所長（国管理空港運営権者が運営する空港を除く。）、共用空港の空港事務所長（共用空港運営権者が民間航空専用施設を運営する空港を除く。）、国管理空港運営権者、関西国際空港及び大阪国際空港の空港運営権者、地方管理空港運営権者、共用空港運営権者及び特定地方管理空港運営者をいう。以下同じ。）に移行することを軸に検討を進めること、また、保安検査に係る費用については、充実かつ安定した財源の確保に向け、保安検査の直接的な受益者である旅客からの透明性を確保した形での負担とともに、実施主体移行後も、空港等の管理者のみならず政府、航空会社といった関係者それぞれの一定の負担からなる仕組みの構築を検討することが適当であるとの方向性が示された。	危害行為防止基本方針 はじめに 航空分野において、危害行為（航空機の強取、航空機若しくは空港等の破壊その他の航空機若しくは空港等の保安又は旅客の安全の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をいう。以下同じ。）が発生すると、旅客等の生命が危険にさらされることにとどまらず、ときに地上も巻き込んだ甚大な被害をもたらす場合もある。このため、危害行為の発生を未然に防止するため、保安検査や預入手荷物検査をはじめとした航空保安対策（危害行為を防止するための対策をいう。以下同じ。）が様々な主体によって講じられており、危害行為の態様や航空を取り巻く状況の変化を踏まえて、航空保安対策の強化が図られてきた。 その一方で、従来から持込制限品の未検出事案等の保安検査に関するトラブルが発生しており、我が国の航空保安対策について、保安検査の法的位置づけが明確でなく旅客の協力を得づらい場合があること、多様な関係者が関与する航空保安対策において関係者の連携強化や国のリーダーシップの強化が急務であること、離職率の高い検査員人材の確保・育成や今後の航空需要の増大に対応した検査の高度化等による保安検査の量的・質的向上が必要であること等の課題が指摘されるようになってきた。 このような航空保安対策に関する諸課題に対応すべく、航空法等の一部を改正する法律（令和３年法律第65号）が令和３年の第204回国会で成立し、航空法（昭和27年法律第231号。以下単に「法」という。）が改正された。これにより、旅客等に対する保安検査の受検の義務付け等が規定されるとともに、航空保安対策に携わる関係者の役割分担を明確化し連携強化を図り、必要な措置が確実に講じられるよう、国土交通大臣は危害行為防止基本方針を策定することが規定された。

また、この見直しの方向性において、引き続きの検討課題とされていた、空港等の管理者や航空運送事業者等（航空運送事業を経営する者又は法第130条の２の許可を受けた者をいう。以下同じ。）との役割分担や、実施主体移行の進め方、保安検査の不備に起因した事故等による損害賠償のあり方、関係者間の費用負担のあり方等の実務的な課題について検討すべく、政府は、令和６年11月に、空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けた実務者検討会議を立ち上げたところ、この検討会議において令和７年６月、中間とりまとめが行われた。

この中間とりまとめにおいては、保安検査及び預入手荷物検査の実施主体について、空港ごとの実情も踏まえつつ、計画的に移行を進めていくことや、保安検査等に係る費用について、基本的には航空運送事業者等と空港等の管理者とで折半して負担するとの考え方を維持することとした上で、保安検査の直接的な受益者である旅客からの透明性のある形での負担とするための方策について、空港ごとに引き続き検討すること等が示された。

以上を受け、法第131条の２の２第１項の規定に基づき、次のとおり、危害行為防止基本方針を定める。なお、法第131条の２の２第２項第６号において空港等の設置者等として規定される航空保安対策に携わる主体は、法第131条の２の３第１項に基づき、危害行為防止基本方針に基づき危害行為を防止するために必要な措置を講じることが求められる。

一　危害行為の防止の意義及び目標に関する事項

１．意義

これまで、我が国も含めて世界で多数の航空機強取事案が発生しており、その中には、搭乗者全員の生命が奪われるという極めて重大な結果を招いたものもある。特に平成13年に発生した米国同時多発テロにおいては、強取された航空機により地上にも甚大な被害をもたらすこととなった。また、航空機強取事案により、他の航空便の欠航や空港の一時閉鎖等が生じれば、社会経済活動にも大きな影響を及ぼすことになる。このため、国際的にも保安検査の厳格化等の取組が進められてきたところである。航空機の強取は、航空機に搭乗する旅客等の生命を極めて危険な状態にさらすものであり、場合によっては地上へも甚大な被害をもたらすことから、その未然防止は至上命題であり、引き続き、徹底した対策を講じていく必要がある。

加えて、世界ではこれまでに航空機や空港を対象としたテロ事案も発生している。航空機を対象としたテロ事案として、過去には我が国を発着する航空機においても航空機爆破事案が発生しており、近年においても、平成27年にエジプトにおいてロシア機墜落事案が発生している。また、空港を対象としたテロ事案として、近年の例では、平成28年に発生したベルギー・ブリュッセル空港でのテロ事案のように、いわゆるソフトターゲットと呼ばれる多数の人が集まる施設を標的としたテロも発生している。旅客や空港職員等の人命保護はもちろんのこと空港機能の確保の観点からも、航空機や空港を対象としたテロの防止についても対策を講じていく必要がある。

今後、政府として2030年に訪日外国人旅客6,000万人達成の目標を掲げる中、将来的な航空需要の増加が見込まれており、また、将来的な国際的イベントの開催も見据えると、これまでの事案に基づく既存の類型の脅威はもちろん、新たな類型の脅威への対応も含めて、危害行為の発生を防止することが極めて重要な課題となっている。

以上を受け、法第131条の２の２第１項の規定に基づき、次のとおり、危害行為防止基本方針を定める。なお、法第131条の２の２第２項第６号において空港等の設置者等として規定される航空保安対策に携わる主体は、法第131条の２の３第１項に基づき、危害行為防止基本方針に基づき危害行為を防止するために必要な措置を講じることが求められる。

一　危害行為の防止の意義及び目標に関する事項

１．意義

これまで、我が国も含めて世界で多数の航空機強取事案が発生しており、その中には、搭乗者全員の生命が奪われるという極めて重大な結果を招いたものもある。特に平成13年に発生した米国同時多発テロにおいては、強取された航空機により地上にも甚大な被害をもたらすこととなった。また、航空機強取事案により、他の航空便の欠航や空港の一時閉鎖等が生じれば、社会経済活動にも大きな影響を及ぼすことになる。このため、国際的にも保安検査の厳格化等の取組が進められてきたところである。航空機の強取は、航空機に搭乗する旅客等の生命を極めて危険な状態にさらすものであり、場合によっては地上へも甚大な被害をもたらすことから、その未然防止は至上命題であり、引き続き、徹底した対策を講じていく必要がある。

加えて、世界ではこれまでに航空機や空港を対象としたテロ事案も発生している。航空機を対象としたテロ事案として、過去には我が国を発着する航空機においても航空機爆破事案が発生しており、近年においても、平成27年にエジプトにおいてロシア機墜落事案が発生している。また、空港を対象としたテロ事案として、近年の例では、平成28年に発生したベルギー・ブリュッセル空港でのテロ事案のように、いわゆるソフトターゲットと呼ばれる多数の人が集まる施設を標的としたテロも発生している。旅客や空港職員等の人命保護はもちろんのこと空港機能の確保の観点からも、航空機や空港を対象としたテロの防止についても対策を講じていく必要がある。

一方、コロナ禍において航空需要は落ち込んでいるものの、今後、ポストコロナにおいては航空需要が回復する局面が到来すると予想され、さらに、政府として2030年に訪日外国人旅客6,000万人達成の目標を掲げる中、将来的な航空需要の増加が見込まれており、また、将来的な国際的イベントの開催も見据えると、これまでの事案に基づく既存の類型の脅威はもちろん、新たな類型の脅威への対応も含めて、危害行為の発生を防止することが極めて重要な課題となっている。

このような昨今の状況を踏まえると、航空保安対策は、航空機の旅客等の安全確保のために必要不可欠であるということは論をまたず、加えて、ひとたび航空機強取事案やテロ事案等が発生した場合の被害が極めて甚大であり、また、社会経済活動にも重大な影響を及ぼすことに鑑みると、政府を挙げてテロ対策を講じている中、国家安全保障上も重要な対策である。このため、航空保安対策を講じるに当たっては国、すなわち政府がその全般にわたって主導的な役割を果たし、政府と関係者が相互に連携を図りながら、それぞれの役割を適切に果たすことが求められる。

２．　（略）

二　危害行為の防止のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

（略）

１．～９．　（略）

10. 保安検査等に関する中長期的課題の検討

我が国では、旅客に対する保安検査等は、これまで航空運送事業を経営する者が実施主体となり、基本的には検査会社に委託する形で実施されてきた。その一方、現状の形態においては、例えば、国際線が乗り入れるような空港では多数の航空会社が保安検査等の実施主体となることにより、保安検査の現場における課題の共有や事案発生時の迅速な対応の観点から課題があるとの指摘がなされている。また、海外の主要国において我が国のように航空会社が保安検査等の実施主体となっている国はほとんど見当たらない中、諸外国では関係当局等が保安検査等の実施主体となっている例や空港会社等が保安検査等の実施主体となっている例が存在する。

今後の保安検査等の量的・質的向上を行っていくに当たって、保安検査等に必要かつ十分な財源の確保、その費用を誰がどのように負担するかといった点も重要な課題となっている。保安検査等の財源は、離職率の高さ、人員不足といった課題を抱える検査員の労働環境の改善に直結する要素でもある。なお、保安検査等に係る費用負担のあり方について、保安検査等は航空機や航空機の旅客等の安全確保に資するものである一方、国家安全保障上の重要な対策でもあること、海外の主要国では受益者負担の考え方が一般的と見られること等も踏まえながら、保安検査等に要する費用の負担額や徴収方法については一定の透明性を確保することに留意する必要がある。

政府は、上記の見直しの方向性及び中間とりまとめの内容を踏まえ、引き続き、空港ごとの検討が円滑に進むように主導するとともに、関係者間で相互に連携することにより、空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行を進めていく。

このような昨今の状況を踏まえると、航空保安対策は、航空機の旅客等の安全確保のために必要不可欠であるということは論を待たず、加えて、ひとたび航空機強取事案やテロ事案等が発生した場合の被害が極めて甚大であり、また、社会経済活動にも重大な影響を及ぼすことに鑑みると、政府を挙げてテロ対策を講じている中、国家安全保障上も重要な対策である。このため、航空保安対策を講じるに当たっては国、すなわち政府がその全般にわたって主導的な役割を果たし、政府と関係者が相互に連携を図りながら、それぞれの役割を適切に果たすことが求められる。

２．　（略）

二　危害行為の防止のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

（略）

１．～９．　（略）

10. 保安検査等に関する中長期的課題の検討

我が国では、旅客に対する保安検査等は、これまで航空運送事業を経営する者が実施主体となり、基本的には検査会社に委託する形で実施されてきた。その一方、現状の形態においては、例えば、国際線が乗り入れるような空港では多数の航空会社が保安検査等の実施主体となることにより、保安検査の現場における課題の共有や事案発生時の迅速な対応の観点から課題があるとの指摘がなされている。また、海外の主要国において我が国のように航空会社が保安検査等の実施主体となっている国はほとんど見当たらない中、諸外国では関係当局等が保安検査等の実施主体となっている例や空港会社等が保安検査等の実施主体となっている例が存在する。このような点を踏まえ、保安検査等の実施主体については、現状のように航空運送事業を経営する者が実施主体となる場合、また、関係当局等や空港会社等が保安検査等の実施主体となる場合のそれぞれについて、メリット・デメリットが存在するため、これらの選択肢ごとのメリット・デメリットを明らかにした上で、望ましい姿について今後の骨格となる方向性を出すことが必要である。

また、今後の保安検査等の量的・質的向上を行っていくに当たって、保安検査等に必要かつ十分な財源の確保、その費用を誰がどのように負担するかといった点も重要な課題となっている。保安検査等の財源は、離職率の高さ、人員不足といった課題を抱える検査員の労働環境の改善に直結する要素でもある。このため、保安検査等の費用負担のあり方についても、引き続きあるべき姿について検討していく必要がある。なお、保安検査等に係る費用負担のあり方について、保安検査等は航空機や航空機の旅客等の安全確保に資するものである一方、国家安全保障上の重要な対策でもあること、海外の主要国では受益者負担の考え方が一般的と見られること等も踏まえながら、保安検査等に要する費用の負担額や徴収方法については一定の透明性を確保することに留意して検討を行う必要がある。また、保安検査等に要する費用の負担水準や徴収方法については、保安検査等の実施主体のあり方とも密接に関連するため、両者を一体的に検討していくことが必要である。

これらの中長期的課題について、幅広い関係者の合意を得る必要があるところ、早期に結論を出せるよう、政府は、七４．に示す有識者・実務者を含む会議体の活用を図ることを通じて関係者間の議論を主導する。また、これらの検討に当たっては、費用負担、賠償責任、保険、実務面での課題等様々な課題があることから、その解決方策について諸外国における

三　保安検査に関する基本的な事項

法第131条の２の５第４項及び第６項に規定する保安検査に関して、適確な実施を確保するため、以下のとおり基本的な事項を定める。

１．・２．　（略）

３．保安検査の実施主体

保安検査は、対象毎に以下に掲げる者が実施主体として行うことが規則に定められており、各実施主体は法、規則、本基本方針等に定めるところにより適確に保安検査を実施することが求められ、かつ、その実施に当たって責任を有している。保安検査の実施に当たっては、法及び規則の規定に従い、各実施主体は必要な措置を講じた上で他の者に検査を委託することができる。なお、①の保安検査の実施主体については、今後、二10．に示す空港ごとの検討の結果を踏まえて、空港等の管理者への移行を計画的に進めていく。

①危険物等所持制限区域に立ち入る者に対する保安検査

・指定検査場（規則第235条の４の９第１項ただし書又は第235条の４の16第１項ただし書の規定に基づき国土交通大臣が指定する場所をいう。以下同じ。）においては、空港等の管理者

・指定検査場以外の場所においては、旅客に対する保安検査にあっては当該検査を受けた後に搭乗しようとする航空機を運航する者、旅客以外の者（空港関係者、航空運送事業を経営する者が運航する航空機の航空機乗組員等）に対する保安検査にあっては航空旅客取扱施設の管理者（ただし、国土交通大臣が認める場合は航空運送事業を経営する者が保安検査を行うことができる。）

②　（略）

４．～６．　（略）

四　預入手荷物検査に関する基本的な事項

法第131条の２の６第１項に規定する預入手荷物検査に関して、適確な実施を確保するため、以下のとおり基本的な事項を定める。

１．意義・目的

預入手荷物検査は、旅客が預け入れる手荷物について、爆発物等を所持していないか検査を行うものであり、航空機内に航空機の爆破等の危害行為に使用される可能性のある爆発物等の積載を制限することで、航空機強取行為等が引き起こされることを未然に防止するものである。

このように、預入手荷物検査は、航空機内において航空機強取行為等のうち、特に航空機の爆破等の事案が引き起こされることを未然に防止し、航空機や航空機に搭乗する旅客の安全・安心を確保するに当たって必要不可欠な措置であり、国家安全保障上の観点からも重要な意義を有している。

２．　（略）

保安検査等の状況を参照することも有用であり、その結果を踏まえ検討及び関係者間での議論を行えるよう、コロナ禍による影響も考慮しながら、政府は可能な限りこれらの諸外国の状況調査等の取組を速やかに進めるものとする。その上で、調査終了後、関係者間で緊密に連携して集中的かつ丁寧に議論を行い、早期に今後のあり方の骨格となる方向性を得ることとする。

三　保安検査に関する基本的な事項

法第131条の２の５第４項及び第６項に規定する保安検査に関して、適確な実施を確保するため、以下のとおり基本的な事項を定める。

１．・２．　（略）

３．保安検査の実施主体

保安検査は、対象毎に以下に掲げる者が実施主体として行うことが規則に定められており、各実施主体は法、規則、本基本方針等に定めるところにより適確に保安検査を実施することが求められ、かつ、その実施に当たって責任を有している。保安検査の実施に当たっては、法及び規則の規定に従い、各実施主体は必要な措置を講じた上で他の者に検査を委託することができる。なお、保安検査の実施主体については、二10．に示すとおり、引き続きそのあり方について有識者による会議体等も活用し、政府が主導して関係者間で検討を進めることとする。

①危険物等所持制限区域に立ち入る者に対する保安検査

・旅客：当該検査を受けた後に搭乗しようとする航空機を運航する者

・上記以外の者（空港関係者、航空運送事業を経営する者が運航する航空機の航空機乗組員等）：航空旅客取扱施設の管理者（ただし、国土交通大臣が認める場合は航空運送事業を経営する者が保安検査を行うことができる）

②　（略）

４．～６．　（略）

四　預入手荷物検査に関する基本的な事項

法第131条の２の６第１項に規定する預入手荷物検査に関して、適確な実施を確保するため、以下のとおり基本的な事項を定める。

１．意義・目的

預入手荷物検査は、旅客が預け入れる手荷物について、爆発物等を所持していないか検査を行うものであり、航空機内に航空機の爆破等の危害行為に使用される可能性のある爆発物等の積載を制限することで、航空機強取行為等が引き起こされることを未然に防止するものである。

このように、預入手荷物検査は、航空機内において航空機強取行為等のうち、特に航空機の爆破等の事案が引き起こされることを未然に防止し、航空機や航空機に搭乗する旅客の安全・安心を確保するに当たって必要不可欠な措置であり、国家安全保障上の観点からも重要な意義を有している。このため、法第131条の２の６第１項により、航空運送事業者又は法第130条の２の許可を受けた者（以下「航空運送事業者等」という。）が運航する航空機に搭乗する旅客が預け入れる手荷物を航空機内に積載するに当たって、航空運送事業者等に対して、その実施を義務付けている。

２．　（略）

３．預入手荷物検査の実施主体

預入手荷物検査は、指定検査場においては空港等の管理者、指定検査場以外の場所においては航空運送事業者等が実施主体として実施することが規則に定められている。また、この実施主体については、今後、二10. に示す空港ごとの検討の結果を踏まえて、空港等の管理者への移行を計画的に進めていく。各実施主体は法、規則、本基本方針等に定めるところにより適確に預入手荷物検査を実施することが求められ、かつ、その実施に当たって責任を有している。預入手荷物検査の実施に当たっては、法及び規則の規定に従い、各実施主体は必要な措置を講じた上で他の者に検査を委託することができる。

４．　（略）

５．検査方法

預入手荷物検査は、３．に掲げる実施主体が４．に定める機器を使用して爆発物等が預入手荷物に含まれていないか確認することを基本とし、機器による検査で爆発物等が手荷物に含まれていると疑われる場合、機器が故障により使用できない場合等の必要な場合に開披検査により実施するものとする。また、大規模イベント時等、国内外の脅威リスクの増加時等には、必要に応じ追加的な検査を実施するものとする。預入手荷物検査において爆発物等が発見された場合は、あらかじめ定める手順により、警察への引き渡し等を含む必要な対応をとるものとする。

航空運送事業者等は、預入手荷物の受託に当たって、旅客から預け入れられた預入手荷物について、旅客から受託した時点から航空機内に積載するまでの間、外部から危険物等が混入されないよう保安措置をとるものとする。また、搭乗旅客と預入手荷物との照合を行うとともに、不一致が発生した場合には適切な対応をとるものとする。

さらに、預入手荷物の受託及び検査の実施に当たって、六５．⑶に示すとおり、旅客等が正当な理由なく検査の実施等に当たって必要となる措置を拒む場合や検査の適確な実施等に支障を及ぼす行為を行う場合には、必要な要件を満たしたうえで空港等の設置者等による指定を受けた検査員等の職員は、旅客等に対して法第131条の２の３第２項に基づき、必要な指示を行うことができる。

６．　（略）

五　保安検査等の実施体制の強化及び検査能力の向上に関する基本的な事項

（略）

１．～３．　（略）

４．保安検査等の実施主体及び費用負担のあり方の検討

保安検査等の実施主体については、今後、二10. に示す空港ごとの検討の結果を踏まえて、空港等の管理者への移行を計画的に進めていく。また、保安検査等に係る費用についても、基本的には航空運送事業者等と空港等の管理者とで折半して負担するとの考え方を維持することとした上で、保安検査の直接的な受益者である旅客からの透明性のある形での負担とするための方策について、空港ごとに引き続き検討を進めていく。

３．預入手荷物検査の実施主体

預入手荷物検査は、航空運送事業者等が実施主体として実施することが規則に定められており、各実施主体は法、規則、本基本方針等に定めるところにより適確に預入手荷物検査を実施することが求められ、かつ、その実施に当たって責任を有している。預入手荷物検査の実施に当たっては、法及び規則の規定に従い、各実施主体は必要な措置を講じた上で他の者に検査を委託することができる。なお、預入手荷物検査の実施主体については、二10. に示すとおり、引き続きそのあり方について有識者による会議体等も活用し、政府が主導して関係者間で検討を進めることとする。

４．　（略）

５．検査方法

預入手荷物検査は、３．に掲げる実施主体が４．に定める機器を使用して爆発物等が預入手荷物に含まれていないか確認することを基本とし、機器による検査で爆発物等が手荷物に含まれていると疑われる場合、機器が故障により使用できない場合等の必要な場合に開披検査により実施するものとする。また、大規模イベント時等、国内外の脅威リスクの増加時等には、必要に応じ追加的な検査を実施するものとする。預入手荷物検査において爆発物等が発見された場合は、あらかじめ定める手順により、警察への引き渡し等を含む必要な対応をとるものとする。

預入手荷物の実施に当たって、旅客から預け入れられた預入手荷物について、旅客から受託した時点から航空機内に積載するまでの間、外部から危険物等が混入されないよう保安措置をとるものとする。また、搭乗旅客と預入手荷物との照合を行うとともに、不一致が発生した場合には適切な対応をとるものとする。

さらに、預入手荷物検査の実施に当たって、六５．⑶に示すとおり、旅客等が正当な理由なく検査の実施に当たって必要となる措置を拒む場合や検査の適確な実施に支障を及ぼす行為を行う場合には、必要な要件を満たしたうえで空港等の設置者等による指定を受けた検査員等の職員は、旅客等に対して法第131条の２の３第２項に基づき、必要な指示を行うことができる。

６．　（略）

五　保安検査等の実施体制の強化及び検査能力の向上に関する基本的な事項

（略）

１．～３．　（略）

４．保安検査等の実施主体及び費用負担のあり方の検討

保安検査等の実施主体のあり方は、効率的かつ効果的に保安検査等を行う体制をどのように整備するかという観点から、保安検査等の実施体制の強化及び検査能力の向上の実施に直結する課題である。

また、保安検査等の費用負担のあり方についても、保安検査等の実施体制の強化及び検査能力の向上に当たって必要不可欠な論点であり、その財源をどのように確保していくか、また、受益者に負担を求める場合はどのように徴収していくかという点は、密接に関連する保安検査等の実施主体のあり方と併せて一体的に検討を進めていくべき課題である。

なお、保安検査等の実施にあたり、一部の空港では検査会社との契約事務等を航空会社が空港会社等に委任する「事務委任方式」が採用されているところ、国管理空港（国管理空港運営権者が運営する空港を除く。）、共用空港（共用空港運営権者が民間航空専用施設を運営する空港を除く。）、地方管理空港（地方管理空港運営権者が運営する空港を除く。）及び特定地方管理空港（特定地方管理空港運営権者が運営する空港を除く。）については、これを参考にしながら、航空保安に関する事案発生時の対応等、実施主体である国・自治体との役割分担を踏まえつつ、保安検査等の実施に必要な業務の一部について、空港等の管理者から航空旅客取扱施設の管理者への委任を進めていく方向で検討を行うこととする。

六　その他危害行為の防止のために空港等の設置者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

（略）

１．各種施設の航空保安対策

⑴　制限区域に係る航空保安対策

悪意を持った者が空港の敷地内に侵入し、危害行為に及ぶことを防止するといった航空保安対策の観点から空港の敷地内には人や車両がみだりに立ち入ることのないよう必要な措置が講じられなければならない。このため、空港等の管理者は、空港の敷地内で航空旅客取扱施設（危険物等所持制限区域を含む。）、航空貨物取扱施設、滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他の施設について、人、車両等の立入を制限する制限区域を設定するものとする。

空港等の管理者は、制限区域内に人、車両等が立ち入らないように立入禁止柵、ゲートを設置する等の必要な施設上の措置を講じるとともに、制限区域内に人、車両等がみだりに立ち入らないよう、出入管理、警備等の措置を講じなければならない。

⑵・⑶　（略）

２．～７．　（略）

七　危害行為の防止に関する施策に係る国と空港等の設置者等との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する基本的な事項

危害行為の発生を確実に防止し、航空保安対策を適確に講じるためには、政府及び空港等の設置者等が役割分担に応じてそれぞれ適切な役割を果たし、相互に緊密に連携することが重要である。政府も含めた、関係者間の適切な役割分担及び相互の連携確保に関する基本的な事項を以下のとおり定める。

１．政府と空港等の設置者等との役割分担

一に示すとおり、危害行為の防止のためには、多様な主体がそれぞれの役割に応じて様々な航空保安対策を講じる必要があるところ、まず、政府は航空保安の確保に当たって、航空保安対策全般の総合調整や各種課題の解決に向けた各種会議体を活用した関係者間での議論

このため、二10. に示すとおり、保安検査等の実施主体及び費用負担のあり方について、中長期的な課題として検討を進めることとする。

なお、保安検査等の実施にあたり、一部の空港では検査会社との契約事務を航空会社が空港会社等に一括委任する「事務委任方式」が採用されており、実施主体及び費用負担のあり方の検討とは別に、関係者間の連携を深める当面の取組のひとつとして、当該方式の他の大規模空港への展開に向けた検討についても進めていくこととする。

六　その他危害行為の防止のために空港等の設置者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

（略）

１．各種施設の航空保安対策

⑴　制限区域に係る航空保安対策

悪意を持った者が空港の敷地内に侵入し、危害行為に及ぶことを防止するといった航空保安対策の観点から空港の敷地内には人や車両がみだりに立ち入ることのないよう必要な措置が講じられなければならない。このため、空港等の管理者（空港等の設置者、国管理空港の空港事務所長（国管理空港運営権者が運営する空港を除く。）、共用空港の空港事務所長（共用空港運営権者が民間航空専用施設を運営する空港を除く。）、国管理空港運営権者、関西国際空港及び大阪国際空港の運営権者、地方管理空港運営権者、共用空港運営権者及び特定地方管理空港運営者をいう。以下同じ。）は、空港の敷地内で航空旅客取扱施設（危険物等所持制限区域を含む。）、航空貨物取扱施設、滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他の施設について、人、車両等の立入を制限する制限区域を設定するものとする。

空港等の管理者は、制限区域内に人、車両等が立ち入らないように立入禁止柵、ゲートを設置する等の必要な施設上の措置を講じるとともに、制限区域内に人、車両等がみだりに立ち入らないよう、出入管理、警備等の措置を講じなければならない。

⑵・⑶　（略）

２．～７．　（略）

七　危害行為の防止に関する施策に係る国と空港等の設置者等との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する基本的な事項

危害行為の発生を確実に防止し、航空保安対策を適確に講じるためには、政府及び空港等の設置者等が役割分担に応じてそれぞれ適切な役割を果たし、相互に緊密に連携することが重要である。政府も含めた、関係者間の適切な役割分担及び相互の連携確保に関する基本的な事項を以下のとおり定める。

１．政府と空港等の設置者等との役割分担

一に示すとおり、危害行為の防止のためには、多様な主体がそれぞれの役割に応じて様々な航空保安対策を講じる必要があるところ、まず、政府は航空保安の確保に当たって、航空保安対策全般の総合調整や各種課題の解決に向けた各種会議体を活用した関係者間での議論

の促進や関係者の連携強化を通じ、主導的役割を果たすという役割を持っている。また、政府は空港等の設置者等において適確に航空保安対策が講じられるよう、二６．、７．及び８．に示すとおり、関係者への監査や指導、許認可、支援、基本方針に基づく関係者への指導・助言等を実施するものとする。また、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物の実施主体の移行が円滑に進むよう、主導的役割を果たすものとする。

空港等の設置者等は、保安検査等をはじめとした航空保安対策の担い手として、法、規則、本基本方針等に定めるところに従って、航空保安対策を適確に実施し、そのために必要な任務を遂行するという役割を持っている。その上で、空港等の設置者等は具体的には以下のような役割を担うこととする。なお、航空保安に係る諸課題の解決のためには、空港等の設置者等も航空保安対策を実施するのみに留まらず、主体的に検討に参画する等、必要な取組を進めていくことが求められる。この役割分担については、今後も必要に応じ、見直しがなされうるものである。

⑴　空港等の管理者

空港等の管理者は、法に基づく基準に従って、空港機能管理規程を定め、これに従って空港等の管理を行うことが義務付けられている。このため、空港等の管理の一環として航空保安対策を講じることが求められ、４．に示す当該空港における航空保安対策に携わる関係者で構成される会議体を設置し関係者間の調整を図ること、六６．⑵に示す点検を実施すること等を通じて当該空港等全体における航空保安対策実施の統括を行う。また、必要な場合は施設の新設を含め、本基本方針その他航空保安対策に係る各種基準に適合するよう空港等の施設の維持管理を行うとともに（空港等の管理者と航空旅客取扱施設の管理者が別の主体である場合にあっては、航空旅客取扱施設に係るものを除く。）、危険物等所持制限区域及び当該区域に係る管理者の指定等の航空保安対策をとるものとする。なお、空港等の管理者が航空旅客取扱施設の管理者を兼ねる場合、⑵に示す航空旅客取扱施設の管理者としての役割も担うこととなる。

また、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物検査の実施主体移行に向けた検討に参画し、実施主体の引継ぎを受ける者として、関係者と連携しながら、実施主体の円滑な移行に主体的に取り組むものとする。実施主体の移行が完了した後は、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物検査の実施主体としてこれを実施するものとする。その際は、⑶に示すとおり、航空運送事業者等からの協力を得ながら、航空運送事業者等とも連携してこれを実施するものとする。

⑵　航空旅客取扱施設の管理者

航空旅客取扱施設の管理者は、空港等において航空機を利用する旅客が利用する航空旅客取扱施設を管理する責務を負っている。このため、航空旅客取扱施設の管理という観点での航空保安対策として、航空運送事業を経営する者とも連携した航空保安上必要となる旅客の適確な動線の確保等のための施設の維持・管理、航空旅客取扱施設の保安確保のための警備及び監視等の航空保安対策をとるものとする。

また、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物検査の実施主体移行に向けた検討に参画し、三３．に定める空港関係者及び航空運送事業を経営する者が運航する航空機の航空機乗組員等の旅客以外の者に対する保安検査の実施主体の引継ぎを行う者

の促進や関係者の連携強化を通じ、主導的役割を果たすという役割を持っている。また、政府は空港等の設置者等において適確に航空保安対策が講じられるよう、二６．、７．及び８．に示すとおり、関係者への監査や指導、許認可、支援、基本方針に基づく関係者への指導・助言等を実施するものとする。

空港等の設置者等は、保安検査等をはじめとした航空保安対策の担い手として、法、規則、本基本方針等に定めるところに従って、航空保安対策を適確に実施し、そのために必要な任務を遂行するという役割を持っている。その上で、空港等の設置者等は具体的には以下のような役割を担うこととする。なお、航空保安に係る諸課題の解決のためには、空港等の設置者等も航空保安対策を実施するのみに留まらず、主体的に検討に参画する等、必要な取組を進めていくことが求められる。この役割分担については、二10．に示す保安検査等の実施主体、費用負担等の航空保安対策に係る中長期的な課題の検討に応じ、見直しがなされうるものである。

⑴　空港等の管理者

空港等の管理者は、法に基づく基準に従って、空港機能管理規程を定め、これに従って空港等の管理を行うことが義務付けられている。このため、空港等の管理の一環として航空保安対策を講じることが求められ、４．に示す当該空港における航空保安対策に携わる関係者で構成される会議体を設置し関係者間の調整を図ること、六６．⑵に示す点検を実施すること等を通じて当該空港等全体における航空保安対策実施の統括を行う。また、必要な場合は施設の新設を含め、本基本方針その他航空保安対策に係る各種基準に適合するよう空港等の施設の維持管理を行うとともに（空港等の管理者と航空旅客取扱施設の管理者が別の主体である場合にあっては、航空旅客取扱施設に係るものを除く。）、危険物等所持制限区域及び当該区域に係る管理者の指定等の航空保安対策をとるものとする。なお、空港等の管理者が航空旅客取扱施設の管理者を兼ねる場合、⑵に示す航空旅客取扱施設の管理者としての役割も担うこととなる。

⑵　航空旅客取扱施設の管理者

航空旅客取扱施設の管理者は、空港等において航空機を利用する旅客が利用する航空旅客取扱施設を管理する責務を負っている。このため、三３．に定める空港関係者及び航空運送事業を経営する者が運航する航空機の航空機乗組員等の旅客以外の者に対する保安検査の実施に加えて、航空旅客取扱施設の管理という観点での航空保安対策として、航空運送事業を経営する者とも連携した航空保安上必要となる旅客の適確な動線の確保等のための施設の維持・管理、航空旅客取扱施設の保安確保のための警備及び監視等の航空保安対策をとるものとする。

として、また、五４．に示す「事務委任方式」の委任を受ける者として、関係者と連携しながら、実施主体の円滑な移行に主体的に取り組むものとする。実施主体の移行が完了するまでの間は、旅客以外の者に対する保安検査の実施主体としてこれを実施するものとする。

⑶　航空運送事業者等

航空運送事業を経営する者は、航空機を運航する立場として、輸送の安全を確保する責務を有しており、法の規定に基づき、航空機の運航や整備等各種の措置について輸送の安全を確保するために必要な基準に従って事業計画に定めた上で認可を受け、当該措置をとることが求められている。また、法第130条の２の許可を受けた者は、航空機を運航する立場として、航空運送事業を経営する者と同様の輸送の安全を確保する責務を有する。このため、航空運送事業者等は、航空機を運航し、その安全確保に責務を負うという立場から、航空機に係る航空保安対策、旅客と預入手荷物の照合、航空旅客取扱施設の管理者と連携した航空保安上必要となる旅客の適確な動線の確保、運航中の航空機で不審物が発見された際の必要な措置の実施等の航空保安対策を講じるものとする。

また、航空機強取行為や航空機の破壊に至るものでなくとも、法第73条の３及び第73条の４の安全阻害行為等についても、運航中の航空機内で保安要員である客室乗務員の業務を著しく阻害することとなれば他の旅客の安全の確保に影響を及ぼす可能性があり、危害行為とみなすことは可能である。このため、航空運送事業者等は、運航中にこういった行為が発生した際は法に基づき適切に対応を行うとともに、搭乗前であっても、そういった行為を引き起こす蓋然性が高いと認められる旅客等に対しては運送約款に基づき搭乗を拒否する等、その発生を未然に防止するための措置を適確に講じるものとする。

また、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物検査の実施主体移行に向けた検討に参画し、実施主体の引継ぎを行う者として、関係者と連携しながら、実施主体の円滑な移行に主体的に取り組むものとする。実施主体の移行が完了するまでの間は、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物検査の実施主体としてこれを実施するものとする。また、実施主体の移行が完了した後も、機内への持ち込みが禁止されている物品の旅客への周知、保安検査の効率的な実施のための旅客情報の空港等の管理者への提供、インライン検査後に開披検査が必要となった場合の旅客の特定等、保安検査等の円滑な実施に必要な協力を行うものとする。

⑷～⑾　（略）

２．航空保安対策に係る費用負担

航空保安対策に係る費用については、保安検査等、制限区域・ランドサイドに係る航空保安対策、航空貨物に係る航空保安対策等について、それぞれの措置の実施に当たってその責任を有する者をはじめとした関係者が負担しているところであるが、航空保安対策が国家安全保障上も重要であるとの認識に立ち、これまで取組を進めてきた先進的な検査機器の導入

⑶　航空運送事業者等

航空運送事業を経営する者は、航空機を運航する立場として、輸送の安全を確保する責務を有しており、法の規定に基づき、航空機の運航や整備等各種の措置について輸送の安全を確保するために必要な基準に従って事業計画に定めた上で認可を受け、当該措置をとることが求められている。また、法第130条の２の許可を受けた者は、航空機を運航する立場として、航空運送事業を経営する者と同様の輸送の安全を確保する責務を有する。このため、航空運送事業者等は、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物検査の実施に加えて、航空機を運航し、その安全確保に責務を負うという立場から、航空機に係る航空保安対策、旅客と預入手荷物の照合、航空旅客取扱施設の管理者と連携した航空保安上必要となる旅客の適確な動線の確保、運航中の航空機で不審物が発見された際の必要な措置の実施等の航空保安対策を講じるものとする。

また、航空機強取行為や航空機の破壊に至るものでなくとも、法第73条の３及び第73条の４の安全阻害行為等についても、運航中の航空機内で保安要員である客室乗務員の業務を著しく阻害することとなれば他の旅客の安全の確保に影響を及ぼす可能性があり、危害行為とみなすことは可能である。このため、航空運送事業者等は、運航中にこういった行為が発生した際は法に基づき適切に対応を行うとともに、搭乗前であっても、そういった行為を引き起こす蓋然性が高いと認められる旅客等に対しては運送約款に基づき搭乗を拒否する等、その発生を未然に防止するための措置を適確に講じるものとする。

⑷～⑾　（略）

２．航空保安対策に係る費用負担

航空保安対策に係る費用については、保安検査等、制限区域・ランドサイドに係る航空保安対策、航空貨物に係る航空保安対策等について、それぞれの措置の実施に当たってその責任を有する者をはじめとした関係者が負担しているところであるが、航空保安対策が国家安全保障上も重要であるとの認識に立ち、これまで取組を進めてきた先進的な検査機器の導入

推進のように、特に必要と認められるものについて各種情勢も踏まえて政府が必要な範囲で支援や負担を行うことが必要である。また、保安検査に関し、航空運送事業者等及び空港等の管理者は相互に支援及び協力を行うほか、関係者の理解の増進に努めることが必要である。 なお、航空保安対策に係る費用負担については、今後も必要に応じて、そのあり方について有識者による会議等も活用し、政府が主導して関係者間で検討する。 ３．～５．　（略） 八　（略）	推進のように、特に必要と認められるものについて各種情勢も踏まえて政府が必要な範囲で支援や負担を行うことが必要である。また、保安検査に関し、航空運送事業者等及び空港等の管理者は相互に支援及び協力を行うほか、関係者の理解の増進に努めることが必要である。 なお、航空保安対策に係る費用負担については、二10. に示すとおり、引き続きそのあり方について有識者による会議等も活用し、政府が主導して関係者間で検討を進めることとする。 ３．～５．　（略） 八　（略）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

官報サービスセンターの変更の公表について

令和８年２月27日　　内閣総理大臣　高市　早苗

官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第28条第６項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布の委託事項について、変更があったことから、令和７年１月７日付け官報号外第２号に掲載した官報サービスセンターの公表についての一部を次のように変更し、令和８年３月１日から適用することとしたので、公表する。

官報サービスセンターの公表について（令和６年12月16日（令和８年１月３日変更））の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
官報サービスセンターの公表について
令和６年12月16日（令和８年３月１日変更）　　内閣総理大臣　石破　　茂
官報の発行に関する法律（令和５年法律第85号）第14条第１項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布については、令和７年４月１日以降、以下の者に委託することとしたので、同条第２項並びに官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第26条第３項及び第39条の規定に基づき、公表する。なお、当該委託を受けた者は、官報サービスセンターと称する。
<table>
<tr><th>名称又は氏名</th><th>担当区域</th><th>事務所の所在地</th><th>事業時間</th><th>休業日</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td colspan="6">［略］</td></tr>
<tr><td>共同新聞販売株式会社</td><td>愛知県</td><td>名古屋市中村区名駅３－４－13　Chambre 名駅</td><td>９：00～17：00</td><td>土・日・祝日及び12／29～１／３</td><td>052―561―3578</td></tr>
<tr><td colspan="6">［略］</td></tr>
</table>
（備考）　［略］
</td><td>
官報サービスセンターの公表について
令和６年12月16日（令和８年１月３日変更）　　内閣総理大臣　石破　　茂
［同左］
<table>
<tr><th>名称又は氏名</th><th>担当区域</th><th>事務所の所在地</th><th>事業時間</th><th>休業日</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td colspan="6">［同左］</td></tr>
<tr><td>共同新聞販売株式会社</td><td>愛知県</td><td>名古屋市中村区名駅３―25―５</td><td>９：00～17：30</td><td>日・祝日及び12／29～１／３</td><td>052―561―3578</td></tr>
<tr><td colspan="6">［同左］</td></tr>
</table>
（備考）　［同左］
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

令和八年二月十七日　　金融庁長官　伊藤　豊

認可日　令和八年二月九日

主任者登録事務規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この主任者登録事務規程（以下「規程」という。）は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）が貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第24条の33に基づき、金融庁長官の委任を受け、法第24条の25から第24条の32に規定する貸金業務取扱主任者の登録（以下「主任者登録」という。）に係る事務（以下「登録事務」という。）を正確かつ円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（登録事務の基本方針）

第２条　登録事務は、法及びこれに基づく貸金業法施行令（昭和58年政令第181号。以下「施行令」という。）、貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号。以下「施行規則」という。）に定めるところによるほか、この規程に基づき、適正かつ確実に実施するものとする。

（登録事務の実施）

第３条　協会は、登録事務が貸金業務取扱主任者資格試験に関する事務と密接に係わり、適正かつ確実な遂行が求められるものであることから、資格試験事務を行う、協会の資格試験センターに、これを行わせるものとする。

（主任者登録事務マニュアル）

第４条　協会は、登録事務に関する実務上の細目を定めるため、主任者登録事務マニュアルを作成するものとする。

第２章　組織及び運営

（資格試験センター）

第５条　資格試験センターは、協会会長（以下「会長」という。）が所掌し、協会の職員を置く。

２　資格試験センターが登録事務を行う時間及び休日は、協会が定める勤務時間及び休日とする。

３　資格試験センターには、登録事務を遂行するために必要な設備を備え、資格試験センター長（常務執行役を設けた場合は常務執行役）を責任者として、情報漏えい防止のために必要な安全管理措置を講じるものとする。

４　資格試験センターが登録事務に関して行う業務は次のとおりとする（ただし、金融庁長官から事務の委任を受けている場合に限る）。

⑴　主任者登録事務マニュアルの作成及びその実施に関すること

⑵　主任者登録の手引きの作成に関すること

⑶　主任者登録の申請（以下「登録申請」という。）の受理に関すること

⑷　登録手数料の収納に関すること

⑸　主任者登録の拒否に関すること

⑹　主任者登録及び主任者登録に係る通知に関すること

⑺　主任者登録変更に関すること

⑻　死亡等の届出の受理に関すること

⑼　主任者登録の取消し及び抹消に関すること

⑽　登録事務の委託先の管理に関すること

⑾　登録事務のシステム開発及び運用に関すること

⑿　貸金業務取扱主任者登録簿（以下「主任者登録簿」という。）等の作成及び備付けに関すること

⒀　その他登録事務に関すること

第３章　登録等の実施

（主任者登録の手引き）

第６条　資格試験センターは、登録事務を正確かつ円滑に行うため、主任者登録の手引きを作成するものとする。

（登録申請の受理）

第７条　主任者登録を受けようとする者は、次の書類を会長に提出するものとする。

⑴　貸金業務取扱主任者登録申請書（以下「登録申請書」という。）

⑵　主任者登録を受けようとする者に係る履歴書

⑶　施行規則第26条の52第３項及び第４項に定める書類

２　登録申請の方法は、郵送による方法とする。

３　資格試験センターは、次に掲げる場合は、登録申請を受理しないものとする。

⑴　登録申請書に不備がある場合

⑵　登録申請書に添付が必要な第１項第２号及び第３号の書類のいずれかに不備がある場合

⑶　登録手数料の納付が確認できない場合

（登録の拒否）

第８条　資格試験センターは、登録申請を受理した者（以下「登録申請者」という。）が、法第24条の27第１項に掲げる主任者登録の拒否要件に該当するか否かを確認するものとする。

２　資格試験センターは、法第24条の27第１項の確認において、第１項第３号から第８号に掲げる主任者登録の拒否要件に該当するか否かを確認するため、金融庁長官の意見を聴くものとする。

３　会長は、登録申請者が、第１項若しくは第２項の主任者登録の拒否要件に該当した場合は、その理由を示して主任者登録を拒否する旨を、当該登録申請者に書面にて通知するものとする。

（主任者の登録）

第９条　資格試験センターは、登録申請者が、法第24条の27の主任者登録の拒否要件に該当しない場合は、主任者登録簿に、当該登録申請者に係る法第24条の25第４項及び施行規則第26条の51に定める事項を掲載するものとする。

（登録の通知）

第10条　会長は、主任者登録を行ったときは、遅滞なく、登録申請者に主任者登録の完了を書面にて通知するものとする。

（登録の変更）

第11条　主任者登録を受けている者は、主任者登録簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、登録変更申請書を会長に提出するものとする。

２　主任者登録の変更の申請は、郵送又はインターネットによる方法とする。

３　資格試験センターは、主任者登録の変更の申請の方法を、主任者登録の手引きとして協会のホームページに掲載する方法により周知するものとする。

４　資格試験センターは、登録変更申請書を受理したときは、遅滞なく主任者登録の変更を行うものとする。

５　資格試験センターは、主任者登録の変更を行ったときは、登録変更申請書を提出した者に主任者登録の変更の完了を行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続オンライン化法」という。）に定めるところにより通知するものとする。

（死亡等の届出）
第12条　主任者登録を受けている者が、法第24条の29に定めるいずれかの場合に該当することとなったとき、同条の各号に定める者は、その日（死亡の場合はその事実を知った日）から30日以内に、貸金業務取扱主任者死亡等届出書を会長に提出するものとする。
2　届出の方法は、郵送又はインターネットによる方法とする。
3　資格試験センターは、届出の方法を、主任者登録の手引きとして協会のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。
（登録の取消し）
第13条　会長は、主任者登録を受けている者が次の各号に該当するときは、主任者登録を取り消すものとする。（ただし、金融庁長官から事務の委任を受けている場合に限る。）
⑴　法第24条の27第１項各号（第７号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき
⑵　不正の手段により主任者登録を受けたとき
⑶　資格試験の合格の決定を取り消されたとき
⑷　その職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反したとき、又は著しく不適当な行為を行ったとき
2　資格試験センターは、主任者登録を取り消す場合について、主任者登録の手引きとして協会のホームページに掲載する方法により周知するものとする。
（登録の抹消）
第14条　会長は、主任者登録を受けている者が次の各号に該当するときは、主任者登録を抹消するものとする。
⑴　本人から主任者登録の抹消の申請があったとき
⑵　主任者登録の更新を受けず、期間の経過によって主任者登録が効力を失ったとき
⑶　法第24条の29の規定による届出があったとき
⑷　死亡した場合で、相続人がないとき
⑸　主任者登録を取り消したとき
2　資格試験センターは、主任者登録を抹消する場合及び抹消の申請の方法について、主任者登録の手引きとして協会ホームページに掲載する方法により周知するものとする。
3　資格試験センターは、主任者登録を抹消したときは、その理由を示して、その主任者登録の抹消に係る者、相続人、後見人又は保佐人に行政手続オンライン化法に定めるところにより通知するものとする。
（登録の更新）
第15条　主任者登録は、主任者登録の更新を受けようとする者からの申請により更新するものとする。
2　資格試験センターは、登録の更新の方法について、主任者登録の手引きとして協会のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。
3　主任者登録を受けることができる者が、主任者登録を受けるための講習を実施する者で内閣総理大臣の登録を受けた者が行う法第24条の25第２項の講習を受け、その日から６ヵ月以内に登録申請を行った場合、会長及び資格試験センターは、第７条から第10条に定める事務を行うものとする。
（金融庁長官への届出）
第16条　会長は、主任者登録、主任者登録の変更、主任者登録の取消し（ただし、金融庁長官から事務の委任を受けている場合に限る。）、主任者登録の抹消又は主任者登録の更新をしたときは、施行規則第26条の59に定める事項を記載した届出書を、遅滞なく金融庁長官へ提出するものとする。
（主任者登録簿）
第17条　資格試験センターは、主任者登録簿には、主任者登録を受けている者について、施行規則第26条の51に定める事項を掲載するものとする。
2　資格試験センターは、登録申請者及び主任者登録を受けている者に係る個人情報の開示等の求めに対しては、協会が別に定める方法により対応するものとする。
（登録完了通知の再交付）
第18条　資格試験センターは、登録完了通知を紛失した者等から、登録完了通知の再交付の申請があった場合には、申請者が主任者登録を受けている者本人であること及び再交付手数料の納付が確認できた場合は、速やかに再交付するものとする。
2　再交付の申請方法は、郵送又はインターネットによる方法とする。
3　資格試験センターは、登録完了通知の再交付の申請方法及び再交付手数料の納付方法について、主任者登録の手引きとして協会のホームページに掲載する方法により周知するものとする。
4　登録完了通知の再交付手数料は実費を勘案して合理的と認められる範囲内において、会長が決定する。

第４章　手数料の収納

（手数料の収納）
第19条　登録手数料は施行令で定められた金額とする。
2　手数料の納付方法は、以下に定めるいずれかの方法とし、主任者登録の手引きに掲載する方法により周知するものとする。
①　銀行口座振込
②　クレジットカード決済
③　コンビニ決済
3　協会は、手数料の収納に係る経費は負担しないものとする。
4　納付された手数料は協会の収入（登録事務特別会計）とする。
5　協会は、登録申請を受理した後は、登録手数料を返還しないものとする。

第５章　秘密の保持

（秘密の保持）
第20条　協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第６章　第三者への委託

（委託先の選定）
第21条　会長は、登録事務の一部を第三者に委託する場合、委託先は、登録事務を適切かつ確実に実施できる事業者を選定するものとする。
（委託契約）
第22条　資格試験センターは、前条に基づき選定した委託先との間で、委託事務の範囲及び期間、登録事務を適正かつ確実に実施するために講じる必要な安全管理措置の内容、個人情報の取扱い、損害賠償の範囲等を取り決めるものとする。
（委託先の管理）
第23条　資格試験センターは、前条の委託契約に基づき、委託先の管理を行うものとする。

第７章　書類等の管理

（書類等の保存期間）
第24条　登録事務において使用する書面及び電子データ（以下「書類等」という。）の保存期間は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　登録申請に係る書類等	登録完了日から３年間
⑵　主任者登録簿	登録事務を廃止するまで
⑶　前各号に定めのない書類	別に会長が定める期間

（保存方法）

第25条　書類等の保存は、確実かつ情報漏えい防止に必要な安全管理措置が図れる方法により行うものとする。

２　書類等の破棄は、復元することができない方法により行うものとする。

第８章　その他

（特別会計）

第26条　協会は、登録事務に係る特別会計を設け、協会が行う他の事業に係る経理と区別して経理処理を行うものとする。

２　前項の特別会計には、資格試験に係る事業、登録講習に係る事業の収支は含まないものとする。

（規程の改廃）

第27条　この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

２　前項の場合において、規程の改正は金融庁長官の認可を得たのちでなければその効力を生じない。

附　則

（施行日）

第１条　この規程は、平成21年６月18日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年３月１日から改正施行する。

改正条項は次のとおり。

・第19条を改正

決　算

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和７年度の令和７年12月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和８年２月27日　　財　務　省

１　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	80,698,000,000	5,121,694,807	21,154,825,811	26,276,520,619	△54,421,479,380	32.5
租税	79,668,000,000	5,035,429,565	20,636,491,614	25,671,921,180	△53,996,078,819	32.2
所得税	24,659,000,000	1,358,964,212	9,714,459,541	11,073,423,754	△13,585,576,245	44.9
法人税	19,596,000,000	630,885,366	1,938,833,177	2,569,718,543	△17,026,281,456	13.1
相続税	3,693,000,000	387,438,385	1,174,063,266	1,561,501,651	△2,131,498,348	42.2
消費税	25,543,000,000	2,210,974,136	5,445,779,185	7,656,753,322	△17,886,246,677	29.9
酒税	1,112,000,000	90,230,535	388,859,926	479,090,461	△632,909,538	43.0
たばこ税	953,000,000	75,231,559	399,634,763	474,866,323	△478,133,676	49.8
揮発油税	1,800,000,000	107,089,463	659,370,689	766,460,153	△1,033,539,846	42.5
石油ガス税	4,000,000	355,570	1,424,476	1,780,046	△2,219,953	44.5
航空機燃料税	40,000,000	3,248,009	16,935,831	20,183,840	△19,816,159	50.4
石油石炭税	601,000,000	23,108,142	201,370,909	224,479,051	△376,520,948	37.3
電源開発促進税	307,000,000	28,736,412	127,022,428	155,758,841	△151,241,158	50.7
自動車重量税	407,000,000	31,252,643	166,990,655	198,243,298	△208,756,701	48.7
国際観光旅客税	49,000,000	5,446,161	19,126,727	24,572,889	△24,427,110	50.1
関税	895,000,000	81,657,824	378,185,824	459,843,649	△435,156,350	51.3
とん税	9,000,000	811,143	4,433,578	5,244,721	△3,755,278	58.2
地価税	—	—	631	631	631	—
印紙収入						
印紙収入	1,030,000,000	86,265,242	518,334,197	604,599,439	△425,400,560	58.6
官業益金及官業収入						
官業収入	51,779,865	6,407,584	36,993,976	43,401,560	△8,378,304	83.8
政府資産整理収入	293,761,786	4,032,618	186,213,003	190,245,621	△103,516,164	64.7
国有財産処分収入	33,515,978	2,243,811	21,897,127	24,140,938	△9,375,039	72.0
回収金等収入	260,245,808	1,788,806	164,315,875	166,104,682	△94,141,125	63.8
雑収入	9,401,725,134	307,217,117	6,209,283,818	6,516,500,935	△2,885,224,198	69.3
国有財産利用収入	124,681,532	28,705,055	76,330,258	105,035,314	△19,646,217	84.2
納付金	1,445,326,205	155,861,521	263,001,389	418,862,911	△1,026,463,293	28.9
諸収入	7,831,717,397	122,650,540	5,869,952,170	5,992,602,710	△1,839,114,686	76.5
公債金						
公債金	40,343,072,460	3,565,282,180	14,417,090,042	17,982,372,222	△22,360,700,237	44.5
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	2,712,880,582	—	12,956,879,858	12,956,879,858	10,243,999,276	477.6
合計	133,501,219,827	9,004,634,307	54,961,286,511	63,965,920,819	△69,535,299,007	47.9

(2)　歳　出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	13,482,067	404,130	7,420,206	7,824,336	5,657,730	58.0
国会	147,414,817	19,473,235	75,029,171	94,502,406	52,912,410	64.1
裁判所	387,286,639	57,735,383	184,455,516	242,190,900	145,095,738	62.5

会計検査院	17,780,424	2,945,794	9,265,813	12,211,607	5,568,816	68.6
内閣	249,790,640	9,622,489	57,702,800	67,325,290	182,465,350	26.9
内閣府	7,784,523,717	102,204,958	2,582,409,295	2,684,614,253	5,099,909,463	34.4
デジタル庁	333,587,892	10,509,192	59,826,910	70,336,102	263,251,789	21.0
総務省	22,768,517,840	1,377,616,568	20,089,630,757	21,467,247,326	1,301,270,513	94.2
法務省	992,739,401	135,978,964	473,670,588	609,649,553	383,089,847	61.4
外務省	1,068,981,514	39,824,398	556,300,817	596,125,216	472,856,298	55.7
財務省	31,708,369,437	6,222,652,659	14,041,882,398	20,264,535,057	11,443,834,380	63.9
文部科学省	8,470,167,550	461,273,986	4,089,892,934	4,551,166,921	3,919,000,629	53.7
厚生労働省	37,370,197,450	4,085,830,609	22,672,226,675	26,758,057,284	10,612,140,166	71.6
農林水産省	4,256,793,421	259,856,290	1,090,172,651	1,350,028,942	2,906,764,478	31.7
経済産業省	3,868,499,305	53,590,582	689,841,743	743,432,325	3,125,066,979	19.2
国土交通省	12,926,991,285	389,925,101	1,891,161,986	2,281,087,088	10,645,904,197	17.6
環境省	860,868,889	19,622,510	144,914,719	164,537,230	696,331,659	19.1
防衛省	10,518,493,550	743,394,612	4,424,654,608	5,168,049,220	5,350,444,329	49.1
合計	143,744,485,847	13,992,461,470	73,140,459,594	87,132,921,065	56,611,564,781	60.6

2　特別会計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名	歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入合歩又は支出歩合
						%
交付税及び譲与税配付金						
歳入	53,112,630,257	4,436,019,653	32,730,661,995	37,166,681,648	△ 15,945,948,608	69.9
歳出	52,917,104,598	1,539,691,977	48,307,027,235	49,846,719,212	3,070,385,385	94.1
地震再保険						
歳入	117,427,430	18,372,456	64,871,248	83,243,705	△ 34,183,724	70.8
歳出	117,427,430	148,373	1,750,954	1,899,328	115,528,101	1.6
国債整理基金						
歳入	220,716,411,758	13,878,904,071	168,910,429,798	182,789,333,870	△ 37,927,077,887	82.8
歳出	223,802,235,688	30,327,746,024	135,578,920,901	165,906,666,925	57,895,568,762	74.1
外国為替資金						
歳入	4,942,991,669	290,246,299	1,011,896,594	1,302,142,894	△ 3,640,848,774	26.3
歳出	1,545,794,724	93,134,604	379,462,256	472,596,861	1,073,197,862	30.5
財政投融資						
財政融資資金勘定						
歳入	23,436,397,274	1,707,888,564	18,442,509,992	20,150,398,556	△ 3,285,998,717	85.9
歳出	23,436,397,274	1,868,161,060	18,388,787,175	20,256,948,235	3,179,449,038	86.4
投資勘定						
歳入	982,170,202	379,474	844,712,099	845,091,573	△ 137,078,628	86.0
歳出	1,021,170,202	33,517,790	239,404,664	272,922,454	748,247,747	26.7
特定国有財産整備勘定						
歳入	40,439,908	48	29,649,744	29,649,792	△ 10,790,115	73.3
歳出	5,380,687	47,227	1,920,043	1,967,270	3,413,416	36.5
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定						
歳入	3,802,269,093	6,350,236	1,909,238,406	1,915,588,643	△ 1,886,680,449	50.3
歳出	4,555,091,579	79,000,531	2,107,133,540	2,186,134,071	2,368,957,508	47.9
電源開発促進勘定						
歳入	507,690,758	202,990	168,233,600	168,436,590	△ 339,254,167	33.1
歳出	560,015,075	5,572,500	112,998,128	118,570,628	441,444,447	21.1
原子力損害賠償支援勘定						
歳入	12,169,336,286	765,356,675	5,524,833,479	6,290,190,155	△ 5,879,146,130	51.6
歳出	12,169,336,286	765,444,167	5,524,633,648	6,290,077,815	5,879,258,470	51.6
先端半導体・人工知能関連技術勘定						
歳入	585,287,619	—	332,800,000	332,800,000	△ 252,487,619	56.8
歳出	585,287,619	100,000,000	201,000,000	301,000,000	284,287,619	51.4
労働保険						
労災勘定						
歳入	1,260,215,646	38,910,967	783,464,044	822,375,011	△ 437,840,634	65.2
歳出	1,107,811,516	114,698,225	677,730,792	792,429,017	315,382,498	71.5
雇用勘定						
歳入	2,394,700,619	7,709,459	1,357,548,223	1,365,257,682	△ 1,029,442,936	57.0
歳出	2,197,095,893	169,683,538	1,271,545,451	1,441,228,990	755,866,903	65.5
徴収勘定						
歳入	4,257,725,436	11,580,898	3,189,362,570	3,200,943,469	△ 1,056,781,966	75.1
歳出	4,257,787,169	19,694,413	2,364,522,385	2,384,216,798	1,873,570,370	55.9
年金						
基礎年金勘定						
歳入	28,557,395,255	4,792,595,729	18,929,461,723	23,722,057,452	△ 4,835,337,802	83.0
歳出	28,557,395,255	3,673,886,491	17,465,741,374	21,139,627,865	7,417,767,389	74.0
国民年金勘定						
歳入	4,312,450,059	562,797,031	2,809,541,542	3,372,338,573	△ 940,111,485	78.2
歳出	4,312,450,059	641,263,189	2,947,336,146	3,588,599,336	723,850,722	83.2
厚生年金勘定						
歳入	52,432,946,234	5,437,623,084	31,900,498,355	37,338,121,439	△ 15,094,824,794	71.2
歳出	52,432,946,234	8,718,825,585	33,815,216,654	42,534,042,239	9,898,903,994	81.1
健康勘定						
歳入	13,768,540,281	924,349,679	7,803,948,704	8,728,298,384	△ 5,040,241,896	63.3
歳出	13,768,540,281	921,151,191	9,158,874,844	10,080,026,036	3,688,514,244	73.2
業務勘定						
歳入	1,247,034,313	88,299,667	826,520,711	914,820,378	△ 332,213,934	73.3
歳出	1,247,034,313	43,128,056	686,836,364	729,964,420	517,069,892	58.5

子ども・子育て支援							
子ども・子育て支援勘定							
歳　入	4,818,001,025	12,858,227	3,798,137,058	3,810,995,285	△ 1,007,005,739	79.0
歳　出	4,905,721,821	24,768,366	3,190,006,747	3,214,775,114	1,690,946,707	65.5
育児休業等給付勘定							
歳　入	1,068,697,363	25,515,244	615,689,443	641,204,688	△ 427,492,674	59.9
歳　出	1,068,697,363	76,972,636	546,798,196	623,770,832	444,926,530	58.3
食料安定供給							
農業経営安定勘定							
歳　入	247,250,231	5,689	255,841,569	255,847,259	8,597,028	103.4
歳　出	247,250,231	57,216,762	104,664,825	161,881,587	85,368,643	65.4
食糧管理勘定							
歳　入	922,420,785	39,150,433	493,306,731	532,457,165	△ 389,963,619	57.7
歳　出	934,775,795	33,150,158	415,386,543	448,536,701	486,239,093	47.9
農業再保険勘定							
歳　入	100,836,552	3,549,803	44,433,667	47,983,471	△ 52,853,080	47.5
歳　出	96,721,563	4,123,105	35,298,716	39,421,821	57,299,741	40.7
漁船再保険勘定							
歳　入	7,894,751	326,565	5,643,059	5,969,624	△ 1,925,126	75.6
歳　出	6,878,861	436,466	2,249,183	2,685,650	4,193,210	39.0
漁業共済保険勘定							
歳　入	27,044,253	11,610	8,642,476	8,654,086	△ 18,390,166	31.9
歳　出	11,501,201	670,603	7,261,919	7,932,522	3,568,678	68.9
業務勘定							
歳　入	24,005,361	639,380	6,487,076	7,126,457	△ 16,878,903	29.6
歳　出	24,028,791	1,117,970	5,968,383	7,086,354	16,942,436	29.4
国営土地改良事業勘定							
歳　入	8,413,420	50,259	2,444,278	2,494,538	△ 5,918,881	29.6
歳　出	9,191,885	186,405	1,324,378	1,510,783	7,681,101	16.4
国有林野事業債務管理							
歳　入	334,314,124	—	237,990,088	237,990,088	△ 96,324,035	71.1
歳　出	334,314,124	—	237,990,088	237,990,088	96,324,035	71.1
特許							
歳　入	262,683,987	14,966,872	228,552,061	243,518,933	△ 19,165,053	92.7
歳　出	154,677,660	14,597,226	70,457,348	85,054,574	69,623,085	54.9
自動車安全							
自動車事故対策勘定							
歳　入	656,227,851	1,296,536	81,034,788	82,331,325	△ 573,896,525	12.5
歳　出	34,274,104	3,692,748	12,027,665	15,720,413	18,553,691	45.8
自動車検査登録勘定							
歳　入	45,049,850	3,322,898	31,560,153	34,883,051	△ 10,166,798	77.4
歳　出	44,491,031	3,256,138	13,988,464	17,244,603	27,246,427	38.7
空港整備勘定							
歳　入	395,248,271	27,189,091	360,776,052	387,965,144	△ 7,283,126	98.1
歳　出	500,554,560	23,176,381	150,480,994	173,657,376	326,897,184	34.6
東日本大震災復興							
歳　入	767,546,621	113,959,064	408,212,571	522,171,636	△ 245,374,984	68.0
歳　出	830,140,064	18,831,308	160,642,578	179,473,886	650,666,178	21.6

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	前月までの累計	計	収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
沖縄振興開発金融公庫						%
収　入	13,976,035	742,759	5,831,740	6,574,499	△ 7,401,535	47.0
支　出	11,936,279	835,192	6,273,251	7,108,443	4,827,835	59.5
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務						
収　入	202,077,485	11,922,828	97,999,097	109,921,925	△ 92,155,559	54.3
支　出	127,950,234	12,204,771	57,140,138	69,344,910	58,605,323	54.1
農林水産業者向け業務						
収　入	55,428,254	4,582,973	30,711,744	35,294,718	△ 20,133,535	63.6
支　出	54,394,934	4,380,220	21,053,562	25,433,782	28,961,151	46.7
中小企業者向け業務						
収　入	146,213,116	8,269,671	66,523,643	74,793,315	△ 71,419,800	51.1
支　出	65,160,091	4,449,374	24,972,767	29,422,141	35,737,949	45.1
信用保険等業務						
収　入	289,927,847	20,523,329	163,802,845	184,326,174	△ 105,601,672	63.5
支　出	878,752,235	36,897,555	299,461,646	336,359,201	542,393,033	38.2
危機対応円滑化業務						
収　入	12,842,017	1,901,156	6,413,279	8,314,436	△ 4,527,580	64.7
支　出	55,522,275	3,705,529	11,721,888	15,427,417	40,094,857	27.7
特定事業等促進円滑化業務						
収　入	5,964,969	49	348,348	348,397	△ 5,616,571	5.8
支　出	5,964,967	11,736	327,381	339,118	5,625,848	5.6
株式会社国際協力銀行						
収　入	1,973,709,011	105,452,228	722,756,651	828,208,879	△ 1,145,500,131	41.9
支　出	1,913,109,085	47,552,387	714,100,710	761,653,097	1,151,455,987	39.8
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収　入	170,455,297	13,793,232	115,724,031	129,517,264	△ 40,938,032	75.9
支　出	223,578,281	25,563,140	88,156,786	113,719,927	109,858,353	50.8

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。